

317.8  
Ta631t



0008390-000

317.8-Ta631t

拓務要覽

拓務省大臣官房文書課

昭和11年版

1937

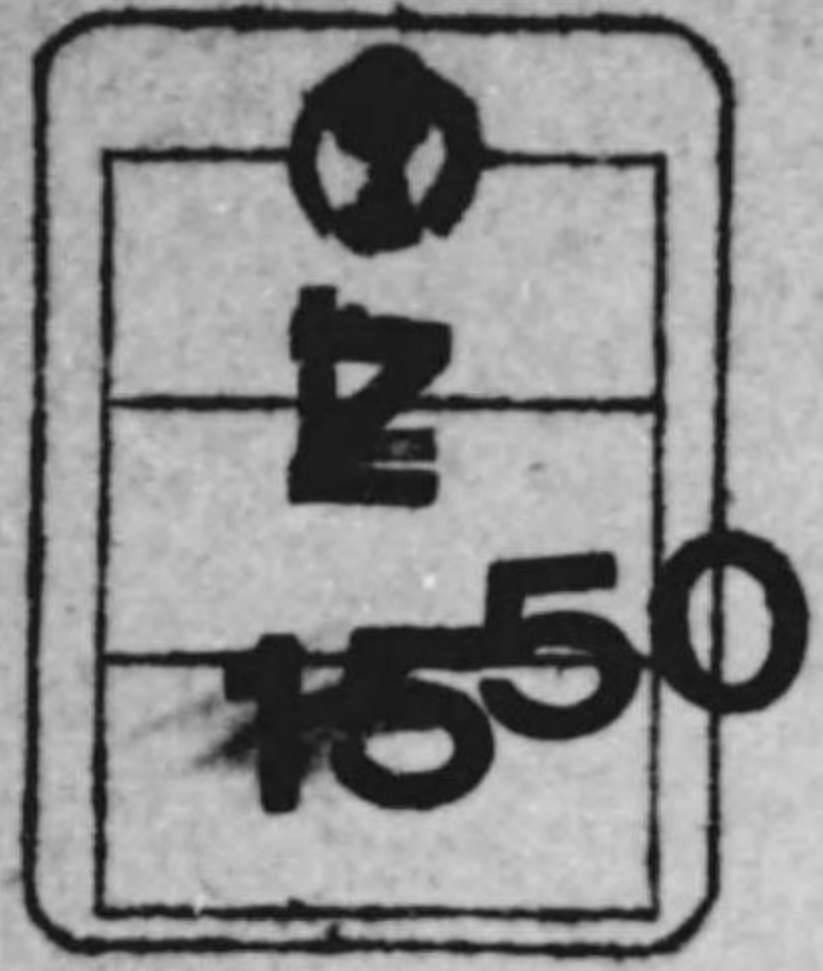
ABH

11 J 83

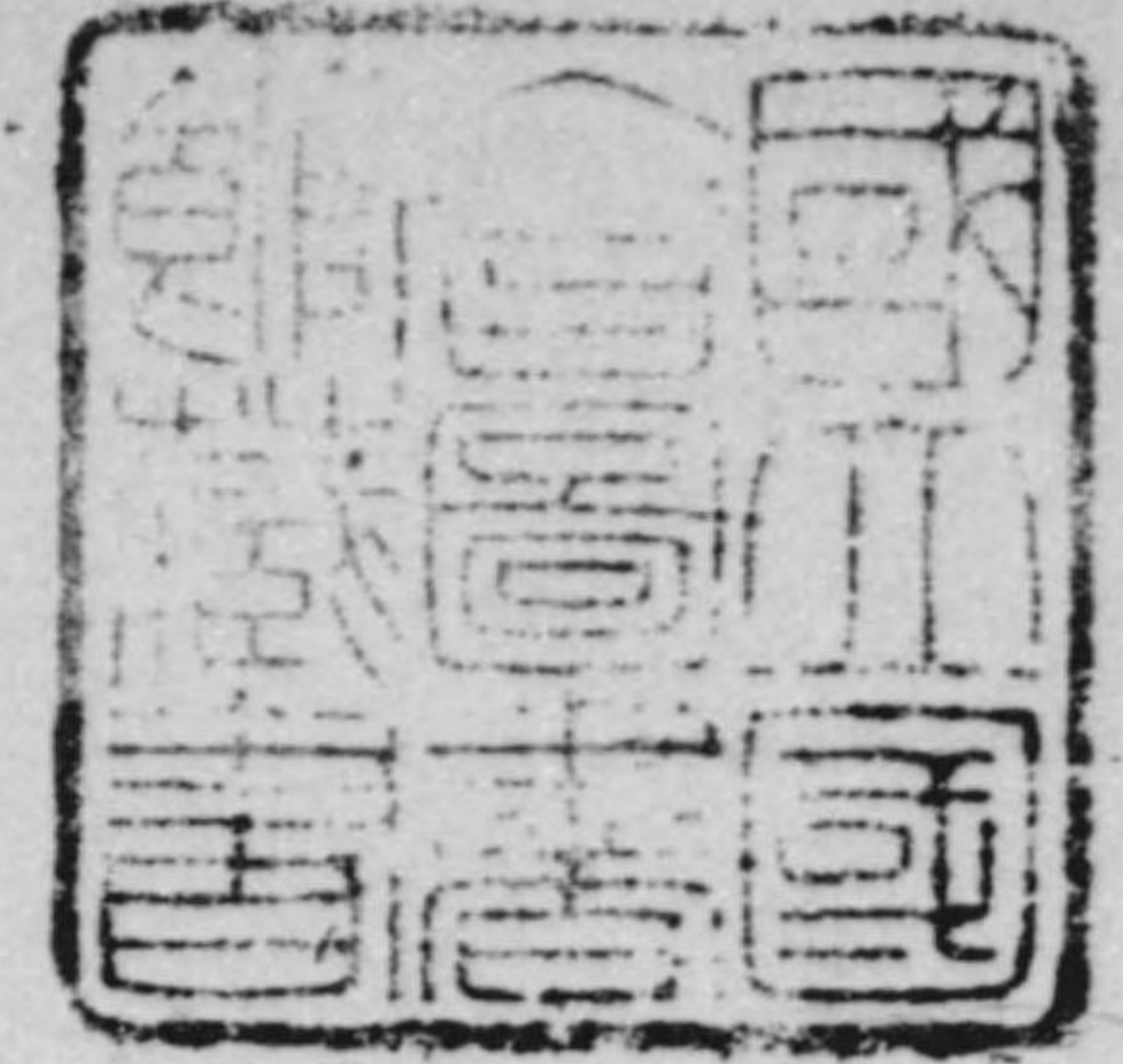
昭和十一年版

拓務要覽

拓務省



3178  
Ta631t



115495

凡例

一本要覽は拓務行政に關聯する事項の梗概を廣く一般に紹介する目的を以て編纂したものである。  
一本要覽には參考として移植民及海外拓殖事業に關する要圖を添附した。

昭和十一年十二月

拓務省

凡例

# 拓務要覽目次

## 第一編 拓務省

第一章 拓務行政機關の沿革

第二章 権限、組織及會計

## 第二編 所管地域

第一章 地理、沿革及住民

第一節 位置、地勢及氣候

第二節 朝鮮

第三節 臺灣

第四節 樺太

第五節 南洋群島

第六節 沿革

目次

次

一

第一章 拓務行政機關の沿革	一
第二章 権限、組織及會計	三
第二編 所管地域	
第一章 地理、沿革及住民	五
第一節 位置、地勢及氣候	五
第二節 朝鮮	五
第三節 臺灣	六
第四節 樺太	七
第五節 南洋群島	九
第六節 沿革	二〇

目次

第一章 拓務省

第二章 権限、組織及會計

第三編 所管地域

第一章 地理、沿革及住民

第一節 位置、地勢及氣候

第二節 朝鮮

第三節 臺灣

第四節 樺太

第五節 南洋群島

第六節 沿革

第一節	朝鮮	三〇
第二節	臺灣	三四
第三節	樺太	三六
第四節	南洋群島	三八
第三節	住民	三九
第一節	朝鮮	三九
第二節	臺灣	四〇
第三節	樺太	四一
第四節	南洋群島	四二
第五節	共通法	四三
第二章	法制、行政組織及司法制度	七七
第一節	法制	七七
第一節	朝鮮	七七
第二節	臺灣	七八
第三節	樺太	四一
第四節	南洋群島	四二
第五節	共通法	四三

第二節 官制

第一項	朝鮮	四三
第二項	臺灣	四六
第三項	樺太	四七
第四項	南洋群島	四八
第一項	朝鮮總督府	四九
第二項	地方行政機關	五〇
第三項	警察制度	五一
第一項	樺太廳及其の地方行政機關	五一
第二項	警察制度	五二
第一項	南洋廳及其の地方行政機關	五三
第二項	警察制度	五四

第三節	地方制度	.....	五
第一項	朝鮮	.....	五
第二項	道	.....	五
第三項	府	.....	五
第四項	邑、面	.....	五
第五項	其の他の地方團體	.....	五
第二項	地方財政	.....	六
第一項	臺灣	.....	六
第二項	廳地方費	.....	六
第三項	市	.....	六
第四項	街、庄	.....	六
第五項	地方財政	.....	七
第三項	樺太	.....	七
第一項	町、村	.....	七
第二項	地方財政	.....	八

第四項	南洋群島	.....	八
第四節	司法制度	.....	八
第一項	朝鮮	.....	八
第二項	臺灣	.....	八
第三項	樺太	.....	八
第四項	南洋群島	.....	八
第三章	教育、社會教育、神社、宗教、衛生、社會事業及兵事	.....	九
第一節	教育	.....	九
第一項	朝鮮	.....	九
第二項	臺灣	.....	九
第一項	教育制度	.....	九
第二項	教育機關の現況	.....	九
第一項	教育制度	.....	九
第二項	教育機關の現況	.....	九

第三項	樺太	.....	六
第四項	南洋群島	.....	六
第二節	社會教育	.....	六
第一項	朝鮮	.....	六
第二項	臺灣	.....	六
第三項	樺太	.....	六
第四項	南洋群島	.....	六
第三節	神社	.....	六
第一項	朝鮮	.....	六
第二項	臺灣	.....	六
第三項	樺太	.....	六
第四項	南洋群島	.....	六
第四節	宗教	.....	六
第一項	朝鮮	.....	六
第二項	臺灣	.....	六
第三項	樺太	.....	六
第四項	南洋群島	.....	六

第四項	南洋群島	.....	一〇
第五節	衛生	.....	一一
第一項	朝鮮	.....	一一
第一項	概況	.....	一一
第二項	醫療機關	.....	一一
第二項	臺灣	.....	一三
第一項	概況	.....	一三
第二項	醫療機關	.....	一三
第三項	樺太	.....	一四
第一項	概況	.....	一四
第二項	醫療機關	.....	一五
第四項	南洋群島	.....	一六
第一項	概況	.....	一六
第二項	醫療機關	.....	一七
第六節	社會事業	.....	一七



第一	朝鮮	二七
第二	臺灣	三三
第三	樺太	三三
第四	南洋群島	三四
第七節	兵事	三五
第一	兵事一般	三五
第二	所管地域に於ける陸海軍	三八

### 第四章 財政

第一節	朝鮮	三一
第一	歲計	三一
第二	租稅	三四
第三	專賣	四〇
第二節	臺灣	四四
第一	歲計	四四
第二	租稅	四六

第三	專賣	四九
第三節	樺太	五三
第一	歲計	五三
第二	租稅	五四
第三	專賣	五五
第四節	南洋群島	五七
第一	歲計	五七
第二	租稅	五八

### 第五章 産業

第一節	農業	六一
第一項	朝鮮	六一
第一	概況	六一
第二	組織及經營	六三
第三	勸業機關及其他の施設	六四
第四	農産物	六九

第二項 臺灣

第一	概況	115
第二	耕地及經營	117
第三	小作制度	117
第四	勸農機關及其他の施設	117
第五	農産物	118
第三項 樺太		
第一	概況	119
第二	耕地及經營	119
第三	勸農機關	119
第四	農産物	119
第四項 南洋群島		
第一	概況	119
第二	耕地及經營	119
第三	勸農機關及施設	119
第四	農産物	119

第二節 林業

第一項 朝鮮

第一	概況	119
第二	林業の獎勵及施設	120
第三	營林の概況	120

第二項 臺灣

第一	概況	120
第二	森林の管理及植伐事業	122
第三	林業試験	126
第四	大學演習林	126

第三項 樺太

第一	概況	127
第二	森林の管理	127
第三	林野の區分調査	128
第四	森林の利用	129
第五	造林事業	130

第六 森林保護……………三二

第七 大學演習林……………三二

第八 林業試驗……………三三

第九 林政改善……………三三

第四項 南洋群島……………三四

第一 概況……………三四

第二 椰子の栽培及獎勵……………三五

第三 コブラ及其他の林産物……………三五

第四 造林事業……………三六

第三節 鑛業……………三六

第一項 朝鮮……………三六

第一 概況……………三七

第二 鑛業に関する施設……………三五

第二項 臺灣……………三七

第一 概況……………三七

第二 鑛業に関する施設……………三九

第三項 樺太……………三四

第一 概況……………三四

第二 鑛業に関する施設……………三四

第四項 南洋群島……………三四

第四節 水産業……………三四

第一項 朝鮮……………三四

第一 概況……………三四

第二 水産業に関する施設……………三四

第二項 臺灣……………三五

第一 概況……………三五

第二 水産業に関する施設……………三五

第三項 樺太……………三五

第一 概況……………三五

第二 水産業に関する施設……………三六

第四項 南洋群島……………三六

第一 概況……………二六三

第二 水産業に関する施設……………二六四

**第五節 工業**……………二六五

第一項 朝鮮……………二六五

第一 概況……………二六五

第二 工業に関する施設……………二七〇

第二項 臺灣……………二七一

第一 概況……………二七一

第二 工業に関する施設……………二七六

第三 製糖業……………二七七

第四 製茶業……………二七八

第三項 樺太……………二七九

第一 概況及施設……………二七九

第二 パルプ工業……………二八一

第三 醸造業……………二八三

第四 雑詰業……………二八三

第五

其の他の工業……………二八三

第四項

南洋群島……………二八三

**第六章 商業及貿易**……………二八七

**第一節 商業**……………二八七

第一項 朝鮮……………二八七

第一 概況……………二八七

朝鮮人の商業……………二八七

内地人の商業……………二九〇

第四 會社……………二九〇

取引所及正米市場……………二九三

其の他の商業施設……………二九五

第二項 臺灣……………二九六

第一 概況……………二九六

第二 市場……………二九六

第三 會社……………二九六

第四	其他の施設	三〇〇
第三項	樺太	三〇一
第一	概況	三〇一
第二	食料品卸賣市場	三〇三
第三	會社	三〇三
第四	商工會議所	三〇三
第四項	南洋群島	三〇三
第二節	貿易	三〇四
第一	朝鮮	三〇四
第二	臺灣	三〇四
第三	樺太	三〇三
第四	南洋群島	三〇三
第五	各外地對滿洲貿易	三〇一
<b>第七章 金融</b>		三〇五
第一節	朝鮮	三〇五

第一	金融機關	三〇五
第二	貨幣	三〇四
第三	爲替及金利	三〇四
<b>第二節 臺灣</b>		三〇九
第一	金融機關	三〇九
第二	貨幣	三〇五
第三節	樺太	三〇六
第一	金融機關	三〇六
第二	爲替及金利	三〇六
第四節	南洋群島	三〇一
<b>第八章 交通及通信</b>		三〇五
第一節	朝鮮	三〇五
第一	道路	三〇五
第二	鐵道	三〇六
第三	港灣	三〇四

第四	海	事	三七一
第五	航	空	三七九
第六	通	信	三八〇
第二節	臺	灣	三八九
第一	道	路	三八九
第二	鐵	道	三九〇
第三	海	事	三九三
第四	通	信	三九八
第三節	樺	太	四〇三
第一	道	路	四〇四
第二	鐵	道	四〇四
第三	海	事	四〇七
第四	通	信	四一〇
第五	通	信	四一〇
第四節	南	洋	四一四
第一	道	路	四一五
及	鐵	道	

第二	海	事	四一五
第三	通	信	四一八

### 第三編 特殊會社

#### 第一章 東洋拓殖株式會社

第一節	設立の沿革	四二三
第二節	會社の組織及經理	四三五
第一	會社の職制	四三五
第二	會社の特別能力及政府の監督並に保護	四三七
第三	事業資金の構成	四三九
第四	業務地域及範圍	四三四
第五	會社の經理及業績	四三五
第三節	事業の概況	四四一
第一項	金 融 業	四四二
第二項	直營拓殖事業	四四八
第一	土地の經營	四四八

- 第二 林業…………… 四三三
- 第三 製鹽事業…………… 四三四
- 第四 緬羊事業…………… 四三四
- 第五 殖民事業…………… 四三五
- 第六 間島自作農創定事業…………… 四三八
- 第三項 特種事業…………… 四三八
- 第二章 臺灣拓殖株式會社…………… 四六一
- 第一節 設立の沿革…………… 四六一
- 第二節 會社の概要…………… 四六三
- 第三章 南洋拓殖株式會社…………… 四六七
- 第一節 設立の沿革…………… 四六七
- 第二節 會社の概要…………… 四六八
- 第四編 移植民及海外拓殖事業…………… 四七一
- 第一章 移植民…………… 四七一

- 第一節 移植民の沿革…………… 四七一
- 第二節 移植民の現況…………… 四七五
- 第一項 總說…………… 四七五
- 第二項 中南米地方…………… 四七八
- 第一 伯刺西爾…………… 四七八
- 第二 亞爾然丁…………… 四八二
- 第三 ペル ー…………… 四八三
- 第四 パラグアイ…………… 四八四
- 第五 其の他の南米諸國…………… 四八五
- 第六 中 米…………… 四八五
- 第三項 南洋地方…………… 四八六
- 第一 比律賓群島…………… 四八六
- 第二 其の他…………… 四八七
- 第三節 移植民の種別及渡航方法…………… 四八八
- 第一項 移植民の種別…………… 四八八

第一 珈琲園移民……………四八九

第二 海外移住組合の移民……………四九一

第三 拓殖會社の移民……………四九二

第四 ダバオ麻耕地移民……………四九四

第五 其の他……………四九五

第二項 渡航方法……………四九六

第一 外國に於ける關係法規其他……………四九六

第二 我國に於ける關係法規其他……………四九七

第四節 移植民獎勵及保護指導に關する施設……………四九九

第一項 政府の施設……………四九九

第一 宣傳に關する施設……………四九九

第二 獎勵に關する施設……………五〇一

第三 拓殖訓練に關する施設……………五〇四

第四 渡航前に於ける教養保護に關する施設(移住教養所)……………五〇五

第五 輸送に關する施設……………五〇六

第六 移住地に於ける教養保護施設……………五〇八

第七 民間諸團體に對する指導助成……………五〇九

第二項 民間の諸施設及其の活動狀況……………五一〇

第一 海外興業株式會社……………五一〇

第二 海外移住組合……………五一三

第三 南米拓殖株式會社……………五一七

第四 アマゾンニア産業研究所及アマゾンニア産業株式會社……………五一七

第五 移植民學校……………五二九

第六 海外協會其他……………五三〇

第七 神戸共和寮及財團法人海外渡航助成會……………五三六

第五節 滿洲移植民……………五三七

第一項 内地人移植民……………五三七

第一 沿革……………五三七

第二 現況……………五三九

第二項 朝鮮人移植民……………五三九

第一 沿革……………五三九

第二 在滿朝鮮人に對する施設の概要……………五四〇



第六節 外地移住民……………五四四

第一項 朝鮮……………五四四

第二項 臺灣……………五四五

第三項 樺太……………五五七

第四項 南洋群島……………五五八

第二章 海外拓殖事業……………五五九

第一節 海外拓殖事業の沿革……………五五九

第二節 海外拓殖事業の現況……………五五〇

第一項 南米地方……………五五〇

第一 總説……………五五〇

第二 農業……………五五一

第三 水産業……………五七七

第四 商工業……………五七七

第二項 南洋地方……………五八二

第一 總説……………五八二

第二 農林業……………五八二

第三 水産業……………六一九

第四 鑛業……………六二五

第五 商工業……………六六六

第三節 海外拓殖事業の指導獎勵に関する施設……………六三四

第一項 政府の指導……………六三四

第一 海外資源の調査及紹介……………六三四

第二 移住適地の調査及紹介……………六三五

第三 各種産業に對する指導……………六三五

第二項 政府の助成……………六三六

第一 産業施設に對する助成……………六三六

第二 公益施設に對する助成……………六三七

第三 拓殖金融に関する施設……………六三八

第四節 財團法人日滿棉花協會及財團法人日滿綿羊協會……………六四三

第一項 財團法人日滿棉花協會……………六四三

第一 設立の趣旨及沿革……………六四三

第二 事業の概要……………六四三

第三 朝鮮及滿洲國に於ける棉花作付面積並に收穫高……………六四四

第二項 財團法人日滿緬羊協會……………六四八

第一 設立の趣旨及沿革……………六四八

第二 事業の概要……………六四九

第三章 海外拓殖委員會……………六五五

第一節 總 說……………六五五

第二節 諮問及答申……………六五五

第三章 海外拓殖委員會の設置及業務の概要

(終)

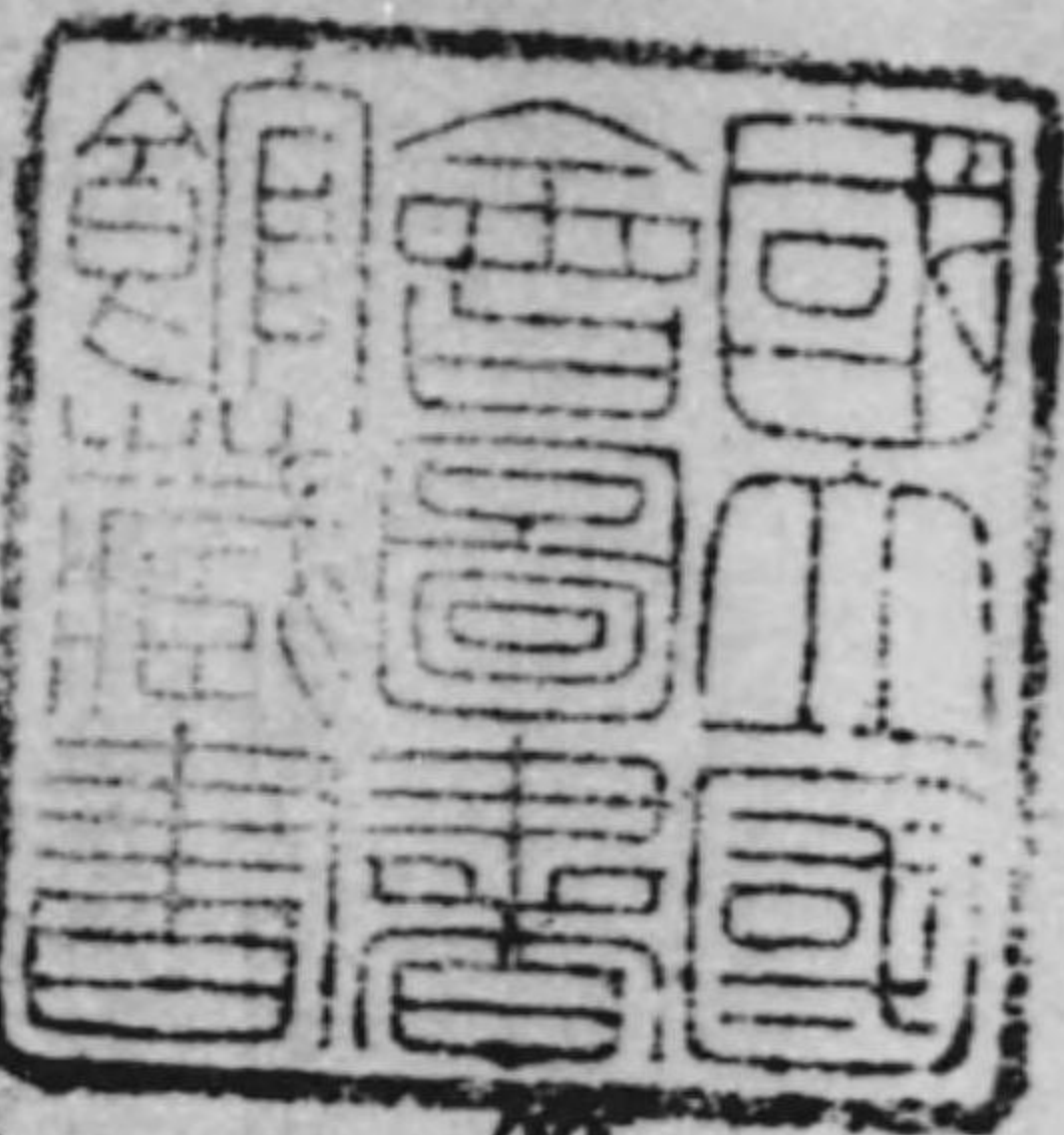
# 拓 務 省

拓務行政機關の沿革  
權限、組織及會計

臺灣行政機關の沿革

## 第一編 拓務省

### 第一章 拓務行政機關の沿革



明治二十八年四月、日清講和條約に依り臺灣の我國の領有に歸するに及び、同年六月内閣總理大臣の監督の下に臺灣事務局を置き臺灣に關する政務を管理せしめ、又臺灣に總督府を置いて民政事務を掌理せしめた。

次いで明治二十九年四月先進國の例に倣ひ、植民地に關する事務を獨立の省の下に置かんとする主旨より拓殖省が新設せられたが、當時の輿論は未だ其の必要を感じなかつたこと、財政緊縮とに由つて同三十年九月に至つて廢止せられ、再び臺灣事務局が復活せられた。更に同三十一年十月、臺灣事務局は再び廢止せられ、臺灣に關する事務は内務大臣官房の所管に屬せしめられた。

明治三十七八年戰役の結果、日露講和條約に依り南樺太の我が領有に歸し、又關東州の我が租借地となり、韓國に對する我が保護權の確認せらるるに及び、明治四十三年六月内閣總理大臣直屬の拓殖局が設置せられた。然るに其の後大正二年六月、行政整理の結果拓殖局は廢止せられ、爾來朝鮮、臺灣、樺太に關する事務は内務省地方局拓殖課に於て、又關東州に關する事務は外務省政務局に於て管掌せられ來つたが、大正六年七月再び内閣直屬の拓殖局が設けられ、朝鮮、臺灣、樺太、關東州に關する事務並に南滿洲鐵道株式會社の業務の監督に關する事務を統轄せしむることとなり、同十一年四月には南洋群島に關する事務をも掌るに至つた。同年十一月更に拓殖局を拓殖事務局に改められたが、大正十三年十二月、又もや拓殖局と改めらるるに至つた。

然れども内閣總理大臣は各大臣の首班として行政各部の統一を保持し、庶政變理の任に當るものなるを以て、斯かる劇務を有する者をして朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋群島の統治に關する中央機關たらしむるも是等事務に専念することを得ず、又拓殖局の如き組織の小なるものにては到底廣汎多岐に亘る統治事務の大綱を統べるに遺憾なきを期することを得なかつた。

一方外地の事情は統治の根本方針をして綜合且つ一貫せしめ、殊に是等地域の利益を中央に代表すべき專任の大臣を置くの必要に迫らるるに至つた。茲に於て昭和二年十一月、拓殖省設置準備委員會の設置を見、該委員會に於て中央に於ける拓務行政機關として是等外地に於ける統治事務を統理し、併せて我が國運の消長と政治的、經濟的に至大の關係を有する南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社の業務を監督し、以て其の使命を完行せしむることと爲すと共に、從來我國に於ける移植民及海外拓殖事業に關する事務が、外務省、内務省等に分屬せる爲連絡統制の不充分なるに因る缺陷を除き、殊に近年邦人の海外進出を要望せらるる國情に鑑み、移植民及海外拓殖事業の保護獎勵に關する事務の統制を圖る上にも、特に一省を設け、是等の事務を統轄するの案が決定せらるるに至つた。即ち政府は第五十六回帝國議會に拓務省豫算を提出し其の協賛を経て、昭和四年六月十日、勅令第五百五十二號を以て拓務省官制公布せられ、茲に拓務行政事務は一省の下に統理せらるるに至つたのである。

## 第二章 權限、組織及會計

拓務大臣は拓務省官制第一條の定むる所に依り朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳に關する事務を統理し、東洋拓殖株式會社の業務を監督する。又拓務大臣は涉外事項に關するものを除くの外、移植民に關する事務及滿洲以外に於ける海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を管理し、是等の事務に付ては外務大臣を経由し領事官を指揮監督する權限を有して居る。

次に拓務省の組織は各省官制通則に定むる大臣官房の外、朝鮮部、管理局、殖産局及拓務局の一部三局がある。

朝鮮部に於ては朝鮮總督府に關する事務を掌り、管理局に於ては他局の主管に屬するものを除くの外臺灣總督府、樺太廳及南洋廳に關する事務及拓務大臣の定むる地域に於ける移植民の保護指導に關する事務を掌つて居る。殖産局に於ては臺灣總督府、樺太廳及南洋廳の産業、交通、通信、金融、租税及專賣に關する事務、東洋拓殖株式會社の業務の監督に關する事務並に拓務大臣の定むる地域に於ける海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を掌つて居る。拓務局に於ては他局の主管に屬するものを除くの外移植民に關する事務及海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を掌つて居る。

又昭和十年六月には海外拓殖委員會が設置せられ、拓務大臣の諮問機關として移植民及海外拓殖事業の指導獎勵に關する重要事項を調査審議して居る。(第四編第三章參照)

因みに拓務省官制及拓務省分課規程並に昭和十一年勅令第百號拓務省に臨時職員増置の件及海外拓殖委員會官制は左の通りである。

拓務省官制

第一條 拓務大臣は朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ統理シ東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ監督ス

拓務大臣ハ涉外事項ニ關スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事務及滿洲以外ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ヲ管理ス

拓務大臣ハ前項ノ事務ニ付外務大臣ヲ經由シ領事官ヲ指揮監督ス

第二條 拓務省ニ左ノ一部及三局ヲ置ク

朝鮮部

管理局

殖産局

拓務局

第三條 朝鮮部ニ於テハ朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 朝鮮部ニ部長ヲ置ク拓務次官ヲ以テ之ニ充ツ拓務大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第五條 管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務

二 拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事務

第六條 殖産局ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事務

二 東洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事務

三 拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務

第七條 拓務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事務

二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務

第七條ノ二 拓務省ニ拓務局參與ヲ置キ拓務局ノ局務ニ參與セシム

拓務局參與ハ拓務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第八條 拓務書記官ハ專任十三人ヲ以テ定員トス

第九條 拓務省ニ事務官專任十一人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十條 拓務省ニ技師專任十一人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十一條 拓務省ニ理事官專任四人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十二條 拓務省ニ通譯官專任二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ通譯ヲ掌ル

第十三條 拓務屬ハ專任七十五人ヲ以テ定員トス

第十四條 拓務省ニ技手專任二十四人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十五條 拓務省ニ通譯生專任十一人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ従事ス

第十六條 第十條及第十四條ノ職員ハ之ヲ外國ニ駐在セシメ帝國領事館附ヲ命ズルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
明治四十一年勅令第七十九號及大正九年勅令第五百十號ハ之ヲ廢止ス

拓務省分課規程

第一條 大臣官房ニ秘書課、文書課、會計課及司計課ヲ置ク

第二條 秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密ニ關スル事項

二 官吏ノ進退身分ニ關スル事項

三 敘位敘勳及褒賞ニ關スル事項

四 儀式典禮ニ關スル事項

五 大臣、次官ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項

第三條 文書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 文書ノ接受、配付、發送、編纂及保存ニ關スル事項

二 文書ノ審査及進達ニ關スル事項

三 統計ノ編纂及報告ニ關スル事項

四 圖書及印刷物ニ關スル事項

五 翻譯ニ關スル事項

六 官報掲載ニ關スル事項

七 拓務ニ關スル資料ノ一般的調査及情報蒐集ニ關スル事項

八 宿直ニ關スル事項

九 他部局課ノ主管ニ屬セザル事項

第四條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般會計ノ豫算決算及經理ニ關スル事項

二 一般會計所屬國有財産及物品ニ關スル事項

三 一般會計ノ監査ニ關スル事項

四 營繕ニ關スル事項

五 備人ニ關スル事項

六 廳中取締ニ關スル事項

第四條ノ二 司計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 所管特別會計ノ豫算及決算ニ關スル事項

二 所管特別會計所屬國有財産及物品ニ關スル事項

三 所管特別會計ノ監査ニ關スル事項

第五條 朝鮮部ニ於テハ朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 削除

第七條 削除

第八條 削除

第九條 管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事項

二 別ニ定ムル地域ニ於ケル移住民ノ保護指導ニ關スル事項

第十條 管理局ニ管理課、地方課及警務課ヲ置ク

第十條ノ二 管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 拓務行政ニ關スル調査企畫ニ關スル事項

二 資源ノ統制運用計畫ニ關スル統轄事項

三 外事ニ關スル事項

四 訴願ニ關スル事項

五 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第十一條 地方課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 地方行政ニ關スル事項

二 土地及土木ニ關スル事項

三 教育ニ關スル事項

四 社寺宗教ニ關スル事項

五 法務ニ關スル事項

第十二條 警務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 警察ニ關スル事項

二 衛生ニ關スル事項

三 兵事ニ關スル事項

四 社會ニ關スル事項

第十三條 殖産局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租税及專賣ニ關スル事項

二 東洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

三 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

第十四條 殖産局ニ農林課、商工課及理財課ヲ置ク

第十五條 農林課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 農業、林業、水産業及畜産業ニ關スル事項

二 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ農業、林業、水産業及畜産業ニ關スルモノノ指導獎勵ニ關スル事項

三 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第十六條 商工課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 商業、貿易、工業及鑛業ニ關スル事項

二 交通及通信ニ關スル事項

三 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ商業、貿易、工業、鑛業、交通及通信ニ關スルモノノ指導獎勵ニ關スル事項

四 博覽會及共進會ニ關スル事項

第十六條ノ二 理財課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 金融、租稅及專賣ニ關スル事項

二 東洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

三 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

第十七條 拓務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事項

二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

第十八條 拓務局ニ東亞課、南米課及南洋課ヲ置ク

第十九條 東亞課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 移植民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項

二 東亞方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項

三 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民團體ノ助成ニ關スル事項

四 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十條 南米課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項

二 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

三 同方面ニ關スル移植民團體ノ助成ニ關スル事項

四 海外移住組合ニ關スル事項

五 神戸移住教養所ニ關スル事項

第二十一條 南洋課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 南洋方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項

二 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

三 同方面ニ關スル移植民團體ノ助成ニ關スル事項

四 長崎移住教養所ニ關スル事項

拓務省ニ臨時職員増置ノ件

滿洲移植民ノ指導監督ニ關スル事務ニ從事セシムル爲拓務省ニ臨時左ノ職員ヲ増置シ拓務局ニ屬セシム

事務官

專任一人



屬 專任二人

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

海外拓殖委員官制

第一條 海外拓殖委員會ハ拓務大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ移植民及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 委員會ハ會長一人及委員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ拓務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ拓務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ拓務大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 委員會ニ幹事ヲ置ク拓務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 委員會ニ書記ヲ置ク拓務大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

次に拓務省の會計に就て概述すれば、昭和四年拓務省設置以來の本省所管一般會計歳出は左の通りである。

年 度	歳 出
昭和四年度	三二、五六六、六一四 <sup>四</sup>
同 五年度	二七、一二二、九三二
同 六年度	二五、五九一、一八五
同 七年度	二六、〇九一、九九七
同 八年度	同
同 九年度	同
同 十年度	同
同 十一年度(實行豫算)	一九、四四〇、四〇一

右の歳出中には拓務省自體の經費と、國庫内の移換で所管特別會計の歳入に繰入れられるものとがあり、之を分類掲記すれば左の通りである。


本省自體の經費

區 分	昭和四年度	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度	同十一年度(實行豫算)
○經常部	七七、七〇〇	七五、八三三	七五、八六九	七五、〇〇〇	七四、四〇〇	六六、七〇〇	六六、三〇〇	七八、〇三三
拓務本支出	〇	二、四四六	七六	七〇	一〇〇、一〇〇	一、九九五	一、九四〇	五、八八四
合 計	七七、七〇〇	七八、二七九	七六、〇三五	七五、〇七〇	七四、五〇〇	六八、六〇五	六八、二四〇	八三、九一七
○臨時部								

第一編 拓務省 第二章 権限、組織及會計



拓務省分課及所屬官署 (昭和十一年十二月末現在)





## 第二編 所管地域

### 第一章 地理、沿革及住民

#### 第一節 位置、地勢及氣候

##### 第一朝 鮮

一 位置 朝鮮は亞細亞大陸の東南に突出して居る一大半島にして、東經百二十四度十一分より百三十度五十六分二十三秒、北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位して居る。即ち東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峡を隔てて九州及中國地方に對し、北は鴨綠江及豆滿江に依り滿洲國及露領に隣接して居る。其の面積は二十二萬七百六十餘方寸にして、本州より稍々小さい。

二 地勢 蜿蜒たる長白山脈が東北方より西南方に連つて北方の國境を擁し、其の一脈は南に延び東海岸線に沿つて走り半島の脊梁を成して居る。此の脊梁山脈以東の地は斜面が急峻で大川、平野に乏しいが、其の以西は傾斜が比較的緩慢で處々に平野開け、鴨綠江、洛東江、大同江、漢江等の大河多く、舟楫の便と灌溉の利とに富み地味概ね肥沃である。尙南部及西部海岸は多くの岬灣出入し、釜山、木浦、仁川等の良港は此の海岸線上に在る。

三 氣候、風土 大陸性の爲、北方部は概して所謂大陸性氣候で寒暖の差が甚しい。従つて冬季の寒氣は極めて厳しく、又夏季は内地に比して更に高温である。(稲作期間中の温度の如きは甚だ高温且つ日照時間が多い)然し南方

部に至ると内地と同様で氣候は一般に溫和である。

年平均氣温は南部海岸地方に最も高く十四度（攝氏、以下同様）を示し、北部に向ふに従つて遞減し、中央部では十度内外、國境附近では四度乃至三度になる。又東部海岸は西部海岸に比較すると餘程溫和で、夏季を除けば約二度内外の高温を示すのが常である。此の理由は西部海岸は冬季に北西氣節風が多いに對し、東部海岸は脊梁山脈の爲に風勢弱く、且つ海水温度が西部海岸よりも高温なる等に因ると思はれる。尙全島を通じて寒氣は南北に大差があるが、暑氣は其の差が極めて少ない。

雨量は概して少なく、全土の大半は八百乃至千耗（これは内地の半に達しない）にして、南東部海岸は稍々多く北部並に北西部に至るに従つて次第に減少する。降雪期は年々遅速があるが、初雪は北部高原地方が最も早く十月下旬に降雪を見、他は概ね十一月に、南東海岸は最も晚く十二月下旬に之を見る。又終雪は北部國境地方が最も晚く四月末に、釜山附近では三月上旬にあり、其の他の地方では三月中旬乃至四月中旬の間である。然し積雪量は極めて少く、北部の山地に於て一、二尺に及ぶのみで、中部以南の平原では五寸を越すことは稀である。

## 第二臺 灣

一 位置 臺灣は我國の南端に位し、臺灣本島、澎湖列島及其の他の附屬島嶼から成り、東經百十九度十八分より百二十二度六分、北緯二十一度四十五分より二十五度三十八分の間在り、周圍は三百九十八里、其の面積は三萬五千九百七十三餘方呎にして、九州より稍々小さく樺太と伯仲して居る。

二 地勢 地形は東西に狭く南北に長く、又東海岸は屈曲が少い。所謂臺灣山脈（脊梁山脈）は稍々東方に偏して南

北に貫通するが、其の中央より西方に分岐するものにシルピヤ山脈、水社山脈、新高山脈等がある。北端に近く大屯火山系、東部海岸には臺灣山脈に並行して海岸山脈がある。全島總面積の約三分の二は實に山嶽地帯にして、而も是等の山脈中には三千三十米以上の高峰が四十八座ある。斯く南北を貫通する臺灣山脈は本島の地勢を自から東と西に兩分し、東部では多くは斷崖直に海に迫り平野は少いが、西部の方は一目茫々たる平野を成し濁水溪、下淡水溪、大甲溪等が其の間を貫流し、臺灣の主要産業を爲す農産物を豊富に産出する。

三 氣候、風土 臺灣は北回起線が島の中央部を横斷し、熱帯に跨る爲内地に比すると夏季は長く冬季は短い。冬は高山の外降雪なく、結霜することも極めて稀で、氣温も氷點以下に降つたことは領臺後僅か一回あつたのみである。既往各年に於ける平均最低氣温は極北基隆が六十六度、極南恒春が七十一度、其の日數は内地の十分の一以下であつて、北部の寒い季節でも尙佛桑花の眞紅な花等開花し、四季草花は絶えず常盤なる山野の美景と相俟つて臺灣情調を添へて居る。而して氣温九十度以上の日數は東京の二十七、八日内外なものに比し、臺北は實に七十日乃至百日に達することがある。

## 第三 樺 太

一 位置 樺太はオホツク海と日本海との間に介在して南北に延び、東經百四十四度五十五分より百四十一度五十一分に跨り、西は間宮海峡を隔てて沿海州に對して居る。南端は北緯四十五度五十四分に位し宗谷海峡を隔てて北海道と相呼應し、北部は北緯五十度を以て蘇聯邦薩哈噠州に境する。延長四百五十五方呎六、幅員二十七方呎五乃至百五十七方呎、其の面積は三萬六千九百九十九方呎三にして、臺灣より稍々大である。

二 地勢 樺太は地勢及地質に依り之を三地帯に區別することが出来る。

西部山地帯 西部山地帯の脊梁を成す所謂西樺太山脈は、概ね南北に延び平頂を有し幾條の深谷を以て南北に連続して居る。本山脈の東西兩側には丘陵性の山地が蜿蜒として起伏して居る。

東部山地帯 東部山地帯は多來加灣頭より榮濱に至る間海中に没し南北に分たれる。本地帯の南半には海拔一千四十五米の鈴谷岳を有する鈴谷山脈其の脊梁と成り、東南は富内、池邊嶺等の諸湖を湛へた遠淵低地に依つて斷絶して居るが、再び中知床半島を起して南走して居る。

中央低地帯 中央低地帯は北は大部分所謂ツンドラと稱する一種の低濕地で、厚層の泥炭上に厚い蘚苔類密生し、倭少なる落葉松點々と疎生するのみにして、沼澤多き階段的な平地である。然し幌内川及其の支流の兩岸にはどろ柳、蝦夷松、落葉松等叢生し、或は階段的の乾燥する部分に於ては往々白樺の純林を見る。斯くの如く幌内川の兩側に展開するツンドラは寂漠荒涼たる濕地なれども、其の地方に居住するオロツコ族及ニクブン族にとつては馴鹿の好放牧地である。南中央低地帯は榮濱附近より鈴谷川口附近に至る約八十八軒に亘る平野にして、土地豊饒にして農牧に適し、良好なる部分は既に之を開墾して幾多の農村が處々に發達して居る。而して河川の主なるものは概ね南或は北に流れて居る。

三 氣候、風土 本島は其の沿岸が寒暖二種の海流に洗はれ、内部は二條の山脈之を縦貫し、近く亞細亞大陸の影響をも受けて居る。之を概観するに南西沿岸部は暖流に洗はれる爲に比較的溫暖であるが、北東海岸は寒流の影響を受けて寒冷であり、中部は山脈に圍まれて居る爲に大陸的氣候を呈し寒暑の差が甚しい。而して世界同緯度の地に比し氣温の低いのは、近海に暖流の少きこと以外に主として亞細亞大陸の影響に因つて居る。年平均氣温は本島の

四度五分より數香の水點下零度一分の間に在り、最寒なるは一月にして最暖なるは八月である。晚春より初秋に亘つては氣候溫和にして盛夏の候でも三十度に上ることは稀である。

#### 第四 南洋群島

一 位置、地勢 南洋群島は赤道以北の太平洋中に散在する舊獨逸領のマリアナ、カロリン、マーシャル三群島を總稱したるものにして、東經百三十度より百七十五度、北緯零度より二十二度に及び、其の包容する海面は東西二千七百哩、南北一千三百哩に亘つて居る。全群島島嶼の數約千四百餘の多きに達するも、其の總面積は僅かに約二千四百九十九方呎に過ぎず、東京府の面積と相伯仲して居る。而して島嶼の多くは狭小にして、大なるものも漸く三百七十五方呎を出でないので、特に各島の地勢として云ふべきものはない。強いて概観すれば地勢は一般に急峻であるが、山嶽の高きものも約七百六十米を限りとし、河川も亦溪流にして鹽分を含み舟楫の便はない。唯所在の島嶼が多くは相叢つて居るので、其の間の水運の便は極めて自由である。而して群島の地質は主として珊瑚礁及火山岩に依つて形成されて居る。尙一般に南洋群島は海島の生棲するもの多く、諸所に燐礦を産するを見ても到る所多少の燐酸分を含有するもの如くで、農作物及林木の成長は良好であるが、日光の直射強く驟雨強烈を極むるを以て、伐跡地其の他山火事等の爲一度裸地となれる所は、人工的に保護せらるるにあらざれば地力減退し回復頗る困難である。斯かる理由で各島若干の無立木地があり、僅かに羊齒類の繁茂する所も亦少くない。

二 氣候、風土 南洋群島は其の位置赤道に接し、全管内悉く熱帶圈内に在るを以て他の溫帶地の如く四季の別なく、一年を通じ溫帶夏季の氣候にして所謂「常夏の國」である。而してスコール(驟雨)多く純然たる海洋性氣候

に屬し、其の晝夜の差に依る氣象變化も亦極めて少い。尙全群島一般に氣温殆んど相等しく、又一年を通じて變化極めて少い。一年中の最高温度は概ね攝氏三十度位にして、一日中の温度の差は僅かに四度乃至六度に過ぎない。尙南洋群島は内地若は臺灣を襲ふ颱風の發生地なれ共、管内に於ける氣象の變化は僅少で、偶々颱風を發生すべき變化を起すことはあるが、其の低氣壓幼年期に屬するものが多き爲、暴風に達することは稀である。

## 第一節 沿革

### 第一朝 鮮

朝鮮上古の歴史は逸として檀君、箕子の昔は尋ねるに由ないが、燕人衛滿亡命して朝鮮に入り箕子の裔なりと謂ふ箕準を逐ひ王險に都し、其の孫右渠の時漢の武帝に亡ぼされた。時恰も我國では開化天皇の御代にして、漢は其の地に眞番、玄菟、樂浪、臨屯の四郡を置いて統治した。

半島の南部には古來韓種族が居住し馬韓、辰韓、辨韓の三國に分れて鼎立したが、一衣帶水日本に對して居た爲早くより日本との交通が行はれた。其の後崇神天皇の御代に、朴赫居世辰韓の一國より興り新羅國を建て、是と同時に滿洲では朱蒙起り高句麗と稱したが、垂仁天皇の御代には朱蒙の異母弟溫祚南下して馬韓の地に入り百濟國を建てた。仁徳天皇の頃より高句麗の國勢は頗る旺んとなり、當時猶支那領であつた半島の北部を略し、又屢々出兵して百濟の地を侵し都を平壤に移し、遂には百濟の國都をも陥れたので百濟は愈々衰へた。偶々新羅には英王相繼いで出で

頻りに近隣を攻略したが、高句麗は國力猶衰へず、百濟も亦我國と固く結んで居た爲、新羅は唐の助勢を得て百濟、高句麗を攻め滅ぼし、百濟舊領地の全部及高句麗舊領地の一部とを併せ領した。時恰も我國で天智天皇の御代であつた。當時佛教の隆盛に伴ひ漢學美術も亦頗る發達したが、二百數十年を経て國政甚しく亂れ、遂に潛王弓裔の部將王建が衆に推されて王位に即き、國號を高麗と稱し、開城に都した。是れ高麗の始祖太祖にして恰も我が醍醐天皇の御代に當つた。次で新羅國の降を容れ、其の國土を併せ十九年には半島の地を統一したが、北部地方には他の種族蟠居して猶高麗領ではなかつた。

高麗は其の中葉肅宗（第十五世）の頃迄國內良く治まり文化も亦進んだが、毅宗（第十八世）立つに及び武人跋扈し、王權は著しく衰微し國勢日に衰へた。恰も恭愍王の時其の臣李成桂頻りに軍馬の功を樹て、遂に後龜山天皇の御代（紀元二千五十二年）に多くの朝臣に推戴せられ、恭讓王（第三十四世）を廢して王位に即いた。之が即ち李朝の始祖太祖で、二年國號を朝鮮と改め、三年都を京城に遷した。太宗（第三世）の十三年全國を八道に分ち、次いで世宗（第四世）の十九年鴨綠、豆滿の二江以南を領土としたが、其の後國內の黨争甚しく加ふるに純祖（第二十三世）の頃より内外の形勢一變して國勢漸く陵夷し、哲宗（第二十五世）薨するに及び、宗室興宣君の第二子（諱熙）選ばれて即位せられた。當時王は年少の故を以て其の父興宣君が實際の政治に與かられたが、興宣君は後の大院君で王は李太王殿下である。偶々日本では王政維新の鴻業成り、更に外國と和親の安謐定まるに及び先づ修交使を遣はし、次いで明治九年二月、日本は列國に率先して朝鮮を獨立自主の國家と認めた。其の後政府の紀綱弛み庶政亦素れ國內朋黨軋轢し屢々擾亂を起した爲、清國の乗ずるところとなり其の主權を脅かさるるに至つたので、日本は善隣の友情と自衛との爲明治二十七年八月清國と開戦し、翌二十八年四月和を講じ、朝鮮が完全なる獨立國なることを確認させて局



を結んだ。斯くて明治三十年朝鮮は光武と改元し國號を大韓と改め、國王は皇帝に即位して獨立國の體裁を整へた。是より先、極東經營に専念せる露國は日清戰役後清國に代つて朝鮮に勢力を扶殖し、漸を逐ふて内政に干渉し、遂には其の獨立さへ脅威するに至つた。茲に於て朝鮮と唇齒輔車の關係に在る我國は、東洋の和局と自國の保全との爲、明治三十七年二月十日宣戰の大詔を發し、國運を賭して露國と兵火の裡に見えるに至つたが、越えて二十三日、日韓兩國政府は益々兩國の友誼を厚うし東洋の平和を確立する議定書に調印し、更に八月二十二日兩國政府代表者の協商成り、韓國に於ける施政の改善と外交に關する詳細な取極とを爲した。

一方日露兩國の戦局は我國の勝利に期し、明治三十八年九月日露講和條約締結せられ、我國が韓國に於て政治上、軍事上及經濟上卓絶せる利益を有することを承認せしめ、且つ日本帝國政府が韓國に必要と認むる指導保護及監理を爲すに當り、之を阻礙し干渉しないことを約せしめた。偶々同年八月十二日調印せられたる日英同盟約款に依り、英國も亦日本の韓國に於ける政治上、軍事上及經濟上の卓絶せる利益と、日本が該利益を擁護増進する爲、正當且つ必要と認むる指導監理及保護の措置とを認めたので、日露條約の承認と相俟ち韓國に對する帝國の地位は頓に鞏固明確の度を加へた。帝國政府は此の新關係に依り、韓國に對する保護指導を全うし利益共通の主義を鞏固にする爲、明治三十八年十一月十七日、日韓新協約を締結し韓國保護政治の基礎は愈々確立した。斯くて該協約第三條に依り、同年十二月二十日勅令第二百六十七號を以て統監府及理事廳官制を發布し、統監府を京城に、理事廳を京城、仁川、釜山、元山、馬山、鎮南浦、木浦其の他樞要の地に置き、在韓國の帝國公使館、領事館を廢し、最初の統監には侯爵伊藤博文を以て之に充て、翌三十九年二月一日より各々其の事務を開始した。之を以て韓國の外交は擧げて帝國の監理に歸し、國內の治安も亦我が統監政治の下に維持せられ保護の實績頗に揚つたが、固より累代の積弊は一朝に更

新せられず、偶々明治四十年六月海牙密使事件等のことあり、統監は日韓兩國の關係を一層密接ならしむる必要を認め、同年七月二十四日韓國政府の代表者たる總理大臣李完用との間に左の協約を結んだ。

- 一 韓國政府は施政改善に關し統監の指導を受けること
- 二 法令の制定及重要なる行政上の處分に付豫め統監の承認を経ること
- 三 司法事務は普通行政事務と區別すること
- 四 高等官吏の任免は統監の同意を要すること
- 五 統監の推薦する日本人を韓國官吏に任命すること
- 六 統監の同意なく外國人を備聘せざること
- 七 財政顧問の備聘を廢すること

斯くて政務機關全般に亘る官制改革を斷行し、宮中、府中を區別し司法制度の獨立を企圖したが、韓國政府の窮乏なる財政を以てしては却々實現は困難であつた。

明治四十二年六月、伊藤博文職を罷め副統監曾禰荒助代つて統監と爲り、翌七月韓國の司法及監獄事務を擧げて我が政府に委託する條款を約定した。其の後帝國政府は韓國の國利民福を増進する爲鋭意努力したが、其の治安は未だ十分に維持せられず、各地に義兵と僭稱する匪賊が蜂起して人命を奪ひ財産を掠め、國內不安の形勢は日韓兩國の併合を斷行するより外、彼我の康寧を確保し得ざる情勢に立ち至つた。翌四十三年五月統監曾禰荒助病を以て職を辭し、陸軍大臣寺内正毅現職の儘統監に任ぜられた。同六月二十四日帝國は韓國の警察事務を繼承し、統監府警察官署官制を公布し同年七月一日より之を實施した。越えて八月二十日統監は半島の民心と帝國の輿論とに鑑み、政府に兩國政府の商議に成つた併合條約案を電報し、二十二日御裁可を得、一方韓國皇帝も亦夙に日韓兩國の併合が、相互永

遠の幸福の基であることを認められ同日條約案を裁可せられたので、其の日午後統監寺内正毅と總理大臣李完用との間に併合條約の調印を了へた。次いで二十九日我が天皇陛下は優渥なる詔書を以て之を天下に告げ給ふと共に併合條約を公布せしめられた。之と同時に帝國政府は韓國と條約を有し、又は最惠國條款を有する諸國並に其の他の諸外國政府に夫々此の旨を宣言し、又舊韓國皇帝は舊韓國臣民に併合の勅諭を發せられた。

茲に於て平和裡に併合の事成り、韓國を改めて朝鮮と呼び、統監を廢して朝鮮總督を置き、寺内統監を初代の朝鮮總督に任ぜられた。併合の當日總督は朝鮮統治に關して各地理事官に訓令を與へ、又朝鮮上下の民衆に施政の綱領を示す諭告を發した。同時に天皇陛下には優詔を下し給ひ、舊韓國の皇帝及皇族は王公族として帝國皇族の禮を享け、後世子孫をして其の榮錫を世襲し永く寵光を享けさせられた。更に朝鮮貴族令を定め勳功ある朝鮮人には榮爵を授けられ、又情狀酌量すべき罪囚中の者には大赦を行ひ、且つ積年の逋租及當年の租税を減免せられ、又臨時恩賜金三千萬圓を下賜せられて惠恤、尙齒、褒賞の資に充てられた。

## 第二臺 灣

臺灣及澎湖島は支那人の發見に係り、隋、唐の時代に支那人の澎湖島に移住する者も相當に在つた様であるが、臺灣本島との關係は全く不明である。其の後元の末葉に至り巡檢司を澎湖島に置き、之を福建省同安縣に隸屬せしめたことがある。西紀一六〇二年和蘭人が爪哇のバタビヤに東印度會社を起し東洋貿易に従事したが、同一六二一年東進して澎湖島を占領した。明國は其の勢抗すべからざるを知つて、同一六二四年遂に和蘭人の臺灣占領を認め、其の代り澎湖島を放棄せしめ、斯くして臺灣は和蘭東印度會社の管轄の下に置かるるに至つた。然し和蘭人の占據せるは臺

灣南部のみであつたが、西班牙艦隊亦同一六二六年北部臺灣、即ち基隆地方を發見して此處に上陸し、四圍を撫化して其の勢侮るべからざるものあるや、勢の趨くところ遂に兩國人の大争鬭となり、其の結果西班牙が敗北して全部放逐せらるるに至つた。降つて明朝滅亡の際明の遺臣鄭成功は臺灣の回復を圖り、同一六六一年先づ澎湖島を略し更に臺灣に渡つたが、和蘭人は衆寡敵せず遂に臺灣を棄てて爪哇に去つた。

鄭氏の臺灣に據るや、澎湖島をも併せ自ら此の地に王として恩威並び行はれたが、其の孫克塽に至つて父祖の大業を繼ぐに堪へず、清國の來り攻むるに遇ひ遂に其の軍門に降つた。時に康熙二十二年(西紀一六八三年)七月である。

康熙二十三年清國は此處に臺灣府を設け府の下に三縣を置き、臺灣府を福建省に隸屬せしめ、福建巡撫の下に之を統轄せしめた。然し清國の統治は臺灣の開発よりは、寧ろ荒廢の孤島として匪賊の巢窟と化するを防ぐに在つたので、政府は本島を輕視し官吏は苟安を事としたので、治政素れ土匪の反亂と共に清國政府の最も苦しめられたところである。歐洲諸國の東漸の勢を示すや、清國は臺灣に於ても安平、淡水、基隆、打狗の四港を開いて佛英諸國と通商するに至り、臺灣は萬國交通の公路と爲つた。明治四年琉球藩民五十餘名が臺灣に漂着し蕃人に殺害せられたが、清國政府は生蕃は化外の民にして、固より政治の及ぶところに非ずとして責任を回避した爲、我國は清國の主權が臺灣に及ばざるものと認め、同七年海軍中將西郷從道を遣はして之を討伐せしめた。然るに其の後清國は説を變じて臺灣は其の版圖に屬することを主張し、遂に其の責を負ふて償金五十萬兩の交付を我國に約するに至つた。爾來清國は時勢に鑑み臺灣統治に意を注ぐに至り、光緒十一年(明治十八年)臺灣を福建省の管轄より分離して之を一省と爲し、新に臺灣巡撫を置き統治の刷新を圖ることとなつた。明治二十七年日清兩國の修交破れ、同二十八年の下關講和條約に依り臺灣は澎湖列島及其の他の附屬島嶼と共に我が領有に歸した。同年五月第一期總督として海軍大將樺山資紀が任命せられ

たが、當時臺灣守備の清國兵等は割讓を潔しとせず、日本に對して抵抗せんとした爲、帝國は茲に征討の命を發するに至つた。近衛師團長北白川宮能久親王殿下は大命を拜して征途に就き給ひ、躬ら軍に將として三釣角に御上陸せられ、基隆を攻撃し六月三日之を陥れて北部の鎮定を完了せられた。他方臺南を固守した劉永福の徒も、別に派遣せられたる陸軍中將高島勲之助の討つところとなり、臺灣全島全く茲に鎮定した。然るに楠風沐雨征討に盡瘁せられたる北白川宮殿下には南進の途上風土病に罹られ、凱旋の日近き十月二十八日、臺南城下に薨去せられたことは千秋の恨事である。其の後土匪の變亂相次いで起つたが、明治三十五年頃迄には全く我が皇威に服し平靜となるに至つた。

### 第三 樺太

古代の樺太に關しては文献の徴すべきものなく、之を邦領として認むるに至つたのは、文祿二年豊臣秀吉の松前慶廣に對する蝦夷地統轄の公許及寛永以後に於ける松前氏の樺太探險施設に初まる。降つて皇紀二三五〇年頃露國は東方經略の基礎定まるや、驥足をアラスカ地方に伸張し、勘察加を根據とせるコサツクは千島、樺太間を往來して動靜を窺ひ、黒龍江を地盤とせる露人は北部樺太より侵入して漸次南下せし爲、北方の危態漸く急なるに及んだが、松前藩の力萎微し其の北方經營は唯名目のみと化するに至つた。

斯くて露國は我國に對して皇紀二四五二年(寛政四年)にラツクスマン、同二四六四年(文化元年)にレザノフを遣して修交を求め、更に同二五一年(嘉永六年)には水師提督アウチャチンを遣して和親通商を求め、且つ樺太に於ける日露國境劃定の事を議せしめたが議合はず、次いで同二五一年(安政六年)にムラヴィヨフ渡來し、樺太全島を以て露領なりと強硬に主張したが、我が委員遠藤但馬守及酒井右京之亮等の峻拒するところとなり空しく歸國し

た。越えて同二五二年(文久元年)には我國より竹内下野守、松平石見守、京極能登守等を歐洲へ派遣するに際して、露國に對し樺太境界劃定を提議せしめたが、我は北緯五十度を、彼は北緯四十八度を固持して相譲らず、遂に確定を見るに至らなかつた。茲に於て幕府は同二五二年(慶應二年)に至り再度小出大和守、石川駿河守等を露都に遣し、曩に提議したる北緯五十度線劃定の實行を迫らしめたが、議纏るに至らずして漫然兩國の所屬として之が假條約を締結するに過ぎなかつた。降つて明治五年、露國代理公使ビオツォフ來つて協定を試みたが成功を收むるに至らず、遂に明治七年、駐露公使榎本武揚は政府の命を受けて之が交渉に當り、明治八年千島樺太交換條約を締結した。斯くして樺太は一時露領に歸したが、明治三十八年日露の講和成るに當りポーツマス條約に依り、北緯五十度以南は永久に我が領土となるに至つた。

次に我國の樺太に對する施設の跡を観るに、樺太の經營は當初松前藩が之に當つたが、後幕府は松平忠明を拔擢して蝦夷地行政を統督せしむる外、幕府に蝦夷地掛を置いて直接之が經營に當つた。寛政十一年、幕府は從來の制度を廢して老中連帶制に改め蝦夷地統治の大體を確立し、享和二年、東蝦夷地を永久上地せしめて函館に蝦夷地奉行(後函館奉行)を置き、文化四年遂に西蝦夷地及北蝦夷地(樺太)をも上地せしめ、茲に蝦夷地全部を幕府の直轄として奥羽の大藩を以て之が守備に任せしめた。然るに極東の事態稍々小康を保ちたるを以て、幕府は松前氏を再度蝦夷地に封じ其の所領に復せしめたが、其の後内外の形勢に鑑み、安政二年再び蝦夷地一帯を上納せしめて幕府の直轄に移した。降つて明治元年四月、函館に裁判所を設置し、侍從清水谷公考を總督に任じて函館奉行に代らしめ、閏四月之を廢して函館府として清水谷公考を府知事に任じ、翌二年六月清水谷公考を罷め鍋島直正に蝦夷開拓督務を命じ、七月函館に開拓使を置いて鍋島直正を長官に任じ、以て蝦夷地一般の行政事務を統督せしめた。

樺太には明治元年八月、判事岡本監輔に命じて楠溪に駐し、此の地に公議所を設けて樺太の行政事務を統轄せしめたが、明治三年二月、開拓使を北海道開拓使並に樺太開拓使に分離し、同年五月黒田清隆を北海道開拓使次官に任じ、樺太開拓使の事務を兼任せしめた。明治四年八月、樺太開拓使を北海道開拓使に合併して開拓使と稱し、明治五年八月、クシュンコタンの公議所を廢して樺太支廳を置き出張所を増設し、明治六年八月黒田次官を開拓使長官に任じたが、明治八年五月、樺太島は遂に千島列島と交換せらるるに至つた。

#### 第四 南洋群島

マーシャル群島は西暦一五〇〇年代に發見せられたと傳へられるが、周く世上に紹介せられたのは同一七八一年、英國の船長マーシャルの探險に初まる。仍つてマーシャル群島と稱することである。當時未だ其の占領の形式完全ならざるに乗じて、獨逸は窃に之を占領せんとの野心を包藏し、先づハンブルグのボター商會をして群島開拓の任に當らしめ、著々占領の計畫を進め、同一八七七年には軍艦アドリアネを派遣してヤルト島の一酋長に交渉し貯炭場設置を承諾させ、次いで同一八八五年再び砲艦ナウチクスを派遣して各酋長を説き、ヤルト島及其他の群島を占領するに至つた。其の後同一八八八年英獨間の協約を以つてギルバート島を英領とし、本群島及ナウル群島を獨逸の植民地と定めたのである。

マリアナ群島は同一五二一年有名なる葡萄牙の航海者マゼラン之を發見し、同一五六五年初めて西班牙の領有に歸した。時の皇帝フィリップ四世の皇后マリアナは、土人の教化事業の費用を下賜せられたので、其の徳を稱へんが爲マリアナ群島と稱したと傳へられて居る。同一八九九年の米西戦争の結果、西班牙政府は比律賓及マリアナ群島中の

巨島なるグアム島を米國に割讓するに至つた。然るに獨逸は西班牙が戦後益々財政の困難を極むるを奇貨として之が讓與を提議し、數回折衝の結果、同年六月、マリアナ及カロリンの二群島を併せて二千五百萬ベセタ（我が約九百六十萬圓）にて買收したものである。

カロリン群島は従來東西カロリン及パラオ諸島の總稱である。本群島は同一五二七年葡萄牙人デイエゴ・ダロシヤに依つて發見せられたが、同一六八六年西班牙の領有に歸し、時の國王カロロ二世の名に因んで之をカロリン群島と稱せられるに至つた。同一八九六年六月、獨逸は本群島をマリアナ群島と共に西班牙より買收したが、大正三年の歐洲大戰に際し、我が海軍の占領するところとなり、次いで對獨平和條約の結果、同九年我國の委任統治地域となり、同十一年四月一日、臨時南洋群島防備隊司令部廢止と共に南洋廳を置き現在に至つた。

尙我國が昭和八年三月二十七日國際聯盟脫退の通告を爲すや、世界の一部には我國の南洋群島統治に疑義を挾む者あり、島民にも亦多少動搖の虞れがあつた爲、四月一日南洋廳長官の名を以て告諭を發し、我國が聯盟を脫退するも南洋群島に對する帝國の地位に毫末も影響なく、帝國領土の構成部分として我が國法の下に施政を行ふ旨を明かにした結果、其の後全住民は安堵して従前通り各々其の業務に精勵するに至つた。

### 第三節 住民

#### 第一 朝鮮

一 住民 朝鮮に於ける現住民を大別すれば、内地人、朝鮮人、臺灣人及外國人にして、昭和十年末の現在數は左の

通りである。

	戸数	人口
内地人	一四四、八一四	五八三、四一七
朝鮮人	三、九八四、七七二	二一、二四八、八六四
臺灣人	一	一一
外国人	一三、三八九	五八、八八八
合計	四、一四二、九七六	二一、八九一、二八〇

二 増加及密度 朝鮮に於ける人口増加の趨勢を観るに左の通りである。

年次	内地人	朝鮮人	臺灣人	外国人	計
明治四十三年末	一七二、五四三	一三、二八、七八〇	—	一二、六九四	一三、三一一、〇一七
昭和八年末	五四三、〇九九	二〇、二〇五、五九一	五	四二、六二六	二〇、七九一、三二一
同 九年末	五六一、三七八	二〇、五一三、八〇四	六	五〇、六三九	二一、一二五、八二七
同 十年末	五八三、四一七	二一、二四八、八六四	一一	五八、八八八	二一、八九一、一八〇

尙朝鮮に於ける過去十箇年間の二箇年間平均増加率人口は千人に對し約一三・九にして、昭和十年末現在に於ける一方軒に對する人口密度は九九・二人である。

因みに昭和十年十月一日實施の國勢調査に據る人口確定数は、二千二百八十九萬九千三十八人である。

### 第二 臺灣

一 住民 臺灣に於ける現住民を大別すれば、内地人、本島人、朝鮮人、中華民國人及其の他の外国人にして、昭和十年末の現在数は左の通りである。

	戸数	人口
内地人	七八、二〇〇	二六九、七九八
本島人	八三二、〇〇三	四、九九〇、一三一
高砂族(本島人中の再掲)	二四、六五一	一五〇、四八九
朝鮮人	三三三	一、六〇四
中華民國人	一四、〇三二	五三、九〇〇
其の地の外国人	一〇一	二〇九
合計	九二四、六六九	五、三一五、六四二

本島人は漢民族と平埔族、高砂族とより成り、更に前者は福建系、廣東系及其の他の漢人系に分たれ、本島總人口の九割四分を占めて居る。平埔族及高砂族は本島最古の住民にして、平埔族は今日全く漢民族化して一般の本島人と何等變りはない。高砂族は主として山地に居住し、其の大部分は固有の風俗習慣を墨守し進化の程度は概して低い。現在高砂族は七種族に分類せられ、各其の言動風俗を異にして居る。昭和十年末現在に於ける人口を観るに左の通りである。

タイヤル族	三五、六三九	ツオウ族	二、一六八
サイセツト族	一、四八二	ブヌン族	一七、七五七

バイワン族

四三、四六〇

ヤミ族

一、六九五

アミ族

四八、二三七

其の他

五一

二 増加及密度 臺灣に於ける人口増加の趨勢を観るに左の通りである。(本表の内地人中には朝鮮人を含む)

内地人	本島人	外国人	計
明治三十八年末	五九、六一八	三、〇五五、四六一	八、二二三
昭和八年末	二五七、五一八	四、七五九、一九七	三、一二三、三〇二
同 九年末	二六四、二八〇	四、八八二、二八八	五、〇六〇、五〇七
同 十年末	二七一、四〇二	四、九九〇、一三一	五、一九四、九八〇
		五、三一五、六四二	

尙昭和十年末人口を明治三十八年末現在に比するに、二百十九萬二千三百四十人を増し、毎年平均七萬三千七十八人の増加となる。而して昭和十年末現在に於ける一方籽に對する人口密度は一四七・八人である。因みに昭和十年十月一日實施の國勢調査に據る人口確定數は五百二十一萬二千四百二十六人である。

第三 樺太

一 住民 樺太に於ける現住民を大別すれば、内地人、朝鮮人、土著人及外國人にして、昭和十年末の現在數は左の通りである。

内地人	戸數	人口
朝鮮人	一、四〇三	七、〇五三
内地人	六〇、五一〇	三一三、一一五
計		三二四、五六八

土著人	外國人	合計
四二二	九八	六二〇、四三三
一、九九五	三五二	三三二、四七五

土著人の主なるものはアイヌ人にして左の六種に分類せられ、昭和十年末現在に於ける人口は左の通りである。

アイヌ	一、五〇八	キーリン	二二
オロツコ	三〇四	サンダー	九
ニクブン	一〇九	ヤクーツ	二

二 増加及密度 樺太に於ける人口増加の趨勢を観るに左の通りである。

内地人	朝鮮人	臺灣人	土著人	外國人	計
昭和八年末	二九三、一六八	五、〇四三	一、八三七	二五〇	三〇〇、二九八
同 九年末	三〇四、九九五	五、八七八	一、九五八	二九九	三一三、一三〇
同 十年末	三一三、一一五	七、〇五三	一、九五五	三五二	三二二、四七五

之を領有當初の明治三十九年末の人口一萬二千三百六十一人に比較すれば、昭和十年末に於て三十一萬百十四人の増加となる。而して昭和十年末現在に於ける一方籽に對する人口密度は八・九四八人である。因みに昭和十年十月一日實施の國勢調査に據る人口確定數は三十三萬一千九百四十三人である。

第四 南洋群島

一 住民 南洋群島に於ける現住民を大別すれば、日本人、島民及外國人にして、昭和十年十月一日の現在數は左の通りである。

通りである。

	戸数	人口
日本人	一三、二一〇	五一、八六一
島民	九、二九八	五〇、五七三
外国人	五〇	一〇三
合計	二二、五五八	一〇二、五三七

南洋群島に居住する種族は、或は西方馬來半島より東進したものと傳へられ、或は東方ポリネシア族の西進したるものと稱せられる。人種學上總稱してミクロネシア族と呼ばれるものが最も多きを占めて居るが、固より一定して居ない。寧ろ數種族の混血せるものであらう。而も各群島内甚しきは同一群島内に在る島嶼にして尙種族の異なるものがある。従つて彼此言語風俗を異にして居るが、大別してカナカ族及チャモロ族の二種族とする。前者はミクロネシア族の一部にして、後者はカナカ族と白人との混血なりと云はれ、或は全然別人種なりとも云ひ定説がない。而してチャモロ族の本據はマリアナ群島のサイパン島にして、次いで西部カロリン群島に屬するヤツプとパラオとに在る。而して右二種族の昭和十年十月一日現在に於ける人口は、カナカ族四萬六千八百四十八人にして、チャモロ族は三千七百二十五人である。

二 増加及密度 南洋群島に於ける人口の増加數を觀るに左の通りである。(各年十月一日現在)

昭和八年	日本人	島民	外国人	計
同 九年	三二、二一四	四九、九三五	一〇三	八二、二五二
	四〇、二一五	五〇、三三六	一〇〇	九〇、六五一

同 十年	五二、八六一	五〇、五七三	一〇三	一〇二、五三七
------	--------	--------	-----	---------

而して日本人は大正三年領有當時は僅かに數十人に過ぎなかつたが、其の後漸次其の數を増加し、昭和十年十月一日に於て男三萬一千五百五十八人、女二萬七百三十三人、合計五萬一千八百六十一人に達し、其の大部分はサイパン支廳管内に居住し多くは農業に従事して居る。尙島民中チャモロ族は人口の増殖率は高いが、カナカ族は全群島を通じて現状維持の状態に在る。而して昭和十年十月一日現在に於ける一方籽に對する人口密度は四七・七人である。

法制、行政組織及司法制度



## 第二章 法制、行政組織及司法制度

### 第一節 法制

#### 第一朝 朝鮮

古來特殊の事情を有する朝鮮は、立法制度に於ても亦内地同様の制度を施くことは困難である。故に明治四十三年八月二十九日、併合と同時に緊急勅令第三百二十四號を以て「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件」を定め、後明治四十四年三月該勅令を廢止し、之に代り法律第三十號を以て所謂委任立法の制度を採用し、朝鮮總督の命令を以て法律を要する事項を規定し得るの便法を認め、内地の法律は性質上當然適用せらるるものを除くの外は其の適用を見ることがなく、法律の全部又は一部を施行するの要ある場合は勅令を以て定むることとした。此の朝鮮總督の命令を制令と稱する。(註一)而して制令に於て法律に依るの規定ある場合に於て、其の法律の改正があつたときは改正法律施行の日より其の改正法律に依るが、別段の規定ある場合は勿論此の限りではない。(明治四十四年制令第十一號參照)

次に併合の結果舊韓國の法令は勿論、従前朝鮮に於て效力を有した帝國法令も亦其の効力を失ふべきであるが、併合草創の際一朝にして其の改廢を行ふことは事實不可能であるから、朝鮮總督府設置の際朝鮮に於て其の効力を失ふべき従來の帝國法令及韓國法令は當分の内朝鮮總督の發したる命令として尙其の効力を保有することとなつた。而して是等法令中其の制令を以て定むることを要する事項を規定したものは制令、其の朝鮮總督令を以て定むることを得る事項を規定したものは朝鮮總督府令、其の道令を以て定むることを得る事項を規定したものは道令を以て定めたもの

とせられた。(明治四十三年制令第1號及  
明治四十三年制令第8號參照)

(註一)

朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律 (明治四十四年  
法律第三十號)

- 第一條 朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得
- 第二條 前條ノ命令ハ内閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ
- 第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ朝鮮總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得
- 前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若ク勅裁ヲ得サルトキハ朝鮮總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ
- 第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ朝鮮ニ施行シタル法律及特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス
- 第六條 第一條ノ命令ハ勅令ト稱ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二臺 臺灣

臺灣は二百有餘年に亘つて清朝の治下に在り、其の大部を占むる住民は支那民族であつて、永い歴史を有し風俗、習慣等大に内地と其の趣を異にして居る。従つて直に内地と同一の立法形式を採ることは困難である。故に明治二十九年法律第六十三號を以て「臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」を定め、現在の朝鮮の場合と同様に委任立法の

制を認め、臺灣總督に其の管轄区域内に法律の效力を有する命令(之を律令と稱す)を發することを得るの權限を認めた。(註一)後明治三十九年法律第三十一號に依り、臺灣に於て法律を要する事項は臺灣總督の命令を以て規定することを得せしめたが、此の命令は臺灣に施行したる法律及特に臺灣に施行する目的を以て制定したる法律及勅令に違背することを得ずとせられた。(註二)然るに更に大正十年法律第三號に據り、勅令を以て臺灣に法律を施行することを原則とし、唯官廳又は公署の職權、法律上の期間其他の事項に關し、臺灣特殊の事情に因り特例を設くる必要あるものに付ては勅令を以て別段の規定を爲すことを得るに至つた。臺灣に於て法律を要する事項にして施行すべき法律なきもの、又は以上の規定に依り難きものに關しては、臺灣特殊の事情に因り必要ある場合に限り、臺灣總督の命令を以て之を規定することを得ることとした。(註三)

而して前項の規定に依り、臺灣總督より發せられたる命令(律令)の規定に依り臺灣に適用せらるる法律の改正があつたときは、別段の規定ある場合の外は其の改正法律に依ることとした。(明治三十二年律令第二十一號參照)

(註一)

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律 (明治二十九年  
法律第六十三號)

- 第一條 臺灣總督ハ其ノ管轄區域内ニ法律ノ效力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得
  - 第二條 前條ノ命令ハ臺灣總督府評議會ノ議決ヲ取り拓殖務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ
  - 臺灣總督府評議會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
  - 第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條第一項ノ手續ヲ經シテ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得
  - 第四條 前條ニ依リ發シタル命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請ヒ且之ヲ臺灣總督府評議會ニ報告スヘシ
- 第二編 所管地域 第二章 法制、行政組織及司法制度

勅裁ヲ得サルトキハ總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第五條 現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ其ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 此ノ法律ハ施行ノ日ヨリ滿三箇年ヲ經タルトキハ其ノ效力ヲ失フモノトス

(註二)

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律 (明治三十九年 法律第三十一號)

第一條 臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第二條 前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ臺灣ニ施行シタル法律及特ニ臺灣ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

第六條 臺灣總督ノ發シタル勅令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

附則

本法ハ明治四十年一月一日ヨリ之ヲ施行シ明治四十四年十二月三十一日迄其ノ效力ヲ有スルモノトス

(參照) 前掲附則で定めた本法の效力期限は其の後數次の改正で結局大正十年末迄延期せられた。

(註三)

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律 (大正十年 法律第三號)

第一條 法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ官廳又ハ公署ノ職權、法律上ノ期間其ノ他ノ事項ニ關シ臺灣特殊ノ事情ニ因リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第二條 臺灣ニ於テ法律ヲ要スル事項ニシテ施行スヘキ法律ナキモノ又ハ前條ノ規定ニ依リ難キモノニ關シテハ臺灣特殊ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ限リ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第三條 前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第四條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條ノ規定ニ依ラス直ニ第二條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ發シタル命令ハ公布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第五條 本法ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ハ臺灣ニ行ハルル法律及勅令ニ違反スルコトヲ得ス

附則

本法ハ大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十九年法律第六十三號又ハ明治三十九年法律第三十一號ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ニシテ本法施行ノ際現ニ效力ヲ有スルモノニ付テハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ル

第三編 太

樺太は明治四十年三月迄は戰時占領の儘に引續き軍政を施行し來つたが、同年同月樺太廳官制の制定と同時に法律第二十五號を以て「樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」公布せられ、茲に樺太に於ける立法關係が明かとなつた。

即ち樺太は他の外地に比し内地の法律の施行せらるるものは遙に多いが、原則として他の外地同様法律は直ちに其の效力を及ぼすことなく、法律は其の規定事項の性質上當然樺太に施行せらるるもの外は、特に勅令を以て其の全部又は一部を樺太に施行することを定むることを要する。(註一) 而して勅令を以て法律を施行する場合に於て(一)土人に關すること、(二)行政官廳又は公署の職權に關すること、(三)法律上の期間に關すること、(四)裁判所又は裁判長が職權を以て選任し又は選定する辯護人、訴訟代理人又は訴訟承繼人に關する事項に就ては、勅令を以て特別の規定を設くることを得る。

(註一)

### 樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律

(明治四十年法律第二十五號)

法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

- 一 土人ニ關スルコト
- 二 行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト
- 三 法律上ノ期間ニ關スルコト
- 四 裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト

附則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

## 第四 南洋群島

南洋群島は我が委任統治地域にして、國際聯盟規約及委任統治條項等に依り、我國は我國領土の構成部分として施政及立法の權限を有し、且つ情況に應じ必要なる地方的變更を加へて、本地域に我國の法規を適用し得るものなるが、現在法制上の取扱は關東州と同様にして、一般法令は勅令又は南洋廳令の形式を以て定められる。

而して南洋群島に行はるる勅令に於て法律に依るの規定ある場合に於て、其の法律の改正ありたるときは改正法律施行の日より其の改正法律に依る。但し別段の規定ある場合は此の限りでない。(大正十二年勅令第三十號參照)

## 第五 共通法

内地、朝鮮、臺灣、關東州又は南洋群島は、夫々特殊な經濟的及社會的事情を有するが故に、之に對する法制も亦特殊性を帯びざるを得ない。従つて法制に就ても各地域が其の特殊性に應ずる法制を有するに従ひ、一方是等を統一連絡すべき何等かの法制を必要とすることは言を俟たない。是れ即ち共通法の制定せられし所以である。

現在の共通法は大正七年四月、法律第三十九號を以て制定せられしものにして、司法的法規即ち民事及刑事に關する法令の、各地域間に於ける共通聯絡のみを規定することを主たる目的として居る。而して本法に於ては樺太は内地に包含せられて居る。

## 第二節 官制

### 第一項 朝鮮

### 第一 朝鮮總督府

朝鮮總督府は朝鮮に於ける中央行政府にして、其の長官は總督である。

一 朝鮮總督 朝鮮總督は大正八年以前は單に政務を統轄するのみに止らず、兵權をも併せ有して居た爲陸軍又は海軍の大將を以て之に任ずるの制であつたが、大正八年の官制改革に依り總督に對する兵權の委任を解き、従つて陸軍又は海軍の大將たるを要しないこととなつた。

總督は親任官にして(一) 諸般の政務を統理し、(二) 安寧秩序保持の爲必要ある場合は朝鮮に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求し、(三) 法律を要する事項に付命令(制令)を發する外(前掲明治四十四年法律第三十號朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律參照) 一般總督府令を發し之に一年以下の懲役若は禁錮、拘留、二百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することを得、(四) 所部の官吏を統督し奏任文官の進退及所部文官の敘位敘勳は内閣總理大臣を経て上奏する等の權限を有して居る。

二 補助機關 朝鮮總督府に總督官房の外、内務、財務、殖産、農林、法務、學務、警務の七局がある。總督を輔佐し府務を統理し各局の事務を監督する爲親任官の政務總監があり、以下局長、秘書官、事務官、理事官、統計官、土木事務官、山林事務官、視學官、編修官、技師、通譯官、屬、編修書記、技手、通譯生等の職員が設置せられて居る。別に遞信官署、鐵道局、專賣局、税關、稅務官署等の所屬官署がある。

三 中樞院 中樞院は朝鮮總督に隸し其の諮詢に應ずる所にして、兼ねて朝鮮の舊慣及制度に關する事項を調査する場合がある。中樞院には議長(政務總監を以て之に充つ)、副議長一人(親任待遇)、顧問五人(親任待遇)及參議

六十五人(勅任又は奏任待遇)等を置き、議長の外は朝鮮人中の達識の士を採り、總督の諮詢に應ぜしめ以て民意の暢達に資して居る。副議長以下の任期は各三年を原則とし、總督の奏請に依り内閣に於て之を任命する。

### 第二 地方行政機關

朝鮮は行政上之を京畿、忠清(南北)、全羅(南北)、慶尙(南北)、黄海、平安(南北)、江原、咸鏡(南北)の十三道に區劃し、更に十八府、二百十八郡、二島に區分し、郡及島は四十六の邑と二千三百二十五の面とより成つて居る。(昭和十一年十月末現在)

一 道 道は地方行政組織の第一次のものにして、其の行政長官は道知事である。

道知事は殆んど内地の府縣知事と其の地位權限を等しくし、獨任制の官廳にして國稅、專賣、交通、通信等他の官廳の權限に屬せしめられたるものを除くの外、道内一切の行政を管理擔任するものである。同時に管内の行政事務に關して職權又は委任の範圍内に於て道令を發し、之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することを得る。知事は自ら出兵を要求するの權なく、其の必要あるときは總督に具狀するを原則とするも、緊急の場合には直ちに當該地方の陸海軍の司令官に兵力の使用を要求することを得る。

道には知事官房、内務部及警察部を置き、産業の特に發達した道には朝鮮總督の指定に依り産業部を置いてある。其の他道には多數の補助機關があることは内地の府縣と同様であるが、朝鮮特有なものとして參與官がある。勅任又は奏任の官にして専ら朝鮮人を以て之に任じ、道知事の諮詢に應じ又は臨時命を承けて事務に服するもので、尙産業部を置く道に在つては道事務官を兼任し其の部長を命ぜらるるを例とする。

二 府、郡、島 是等は等しく朝鮮地方行政組織の第二次のものにして、其の長官は府尹、郡守又は島司である。府尹、郡守、島司は道知事の指揮監督を受け法令を執行し、管内の行政事務を管理し、部下の官吏を指揮監督する獨任の官廳である。而して島司に限り法令に依り又は知事の委任ある事項に付島令を發することを得る。

三 邑、面 邑、面は第三次の地方行政組織にして、郡及島にのみ存する。其の長官を邑長、面長と謂ひ、奏任又は判任の待遇官吏を以て構成する獨任制のもので、郡守、島司の指揮を受け邑、面内の行政事務を補助執行する。而して其の任免は道知事の權限に屬する。

### 第三 警察制度

朝鮮の警察制度は大正八年に至る迄は憲兵警察の制を採り、朝鮮駐劄の憲兵司令官である陸軍將官を以て警務總長とし、各道の警務部長も亦憲兵佐官を以て之に充て、警務總監部、警務部及警察署は總て一般の行政と其の系統を異にしたが、大正八年八月の官制改革に依つて總督の兵權を解くと共に、警察制度に付ても憲兵警察を廢して文官警察の制を採り、警察事務も亦一般行政と同様之を總督及道知事の權限に屬せしめた。(大正八年勅令第三百八十七號に依り改正) 即ち現行警察制度に於ては總督府に警務局を置き、警務局長をして警察及衛生に關する事務を掌理せしめ、各道には警察部を置き道事務官を以て部長に充て、各府、郡、島には警察署を、其の下には派出所、駐在所、出張所なる警察機關を配置して各警察及衛生事務を掌らしめて居る。昭和十年末現在に於て警察署二百五十二、派出所二百十二、駐在所二千三百十八、出張所百八十一である。

## 第二項 臺灣

### 第一 臺灣總督府

臺灣總督府は臺灣に於ける中央政府にして、其の長官は總督である。

一 臺灣總督 總督は初め陸海軍大將又は中將を以て任ぜられ、政務の外に兵權をも委任せられたが、大正八年の官制改革に依り朝鮮と同じく兵權を解かれ、唯總督が陸軍武官なるときは臺灣軍司令官を兼ねしむるを得ることとした。

總督は親任官にして、(一) 拓務大臣の監督を受け諸般の政務を統理し、臺灣に於ける貨幣、銀行、擔保附社債信託、關稅及粗製樟腦、樟腦油專賣に關する政務に付ては大藏大臣、郵便及電信に關する事務に付ては逓信大臣の監督を承ける。(二) 法律を要する事項に付、臺灣特殊の事情に因り必要がある場合に限り命令(律令)を以て之を規定することを得るの外(大正十年法律第三號臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律)、其の職權又は特別の委任に依つて總督府令を發し、之に一年以下の懲役、禁錮若しくは拘留又は二百圓以下の罰金若しくは科料の罰則を附することが出来る。(三) 安寧秩序の保持の爲必要と認むるときは、其の管轄區域内に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することを得る。(四) 所屬官廳を指揮監督し所部の官吏を統督し、拓務大臣に由り内閣總理大臣を経て所部文官の敍位敍勳を上奏する等の權限を有して居る。

二 補助機關 臺灣總督府に總督官房の外、内務、文教、財務、殖産、警務の五局を置き、補助機關として總務長官、局長、事務官、理事官、警視、視學官、編修官、技師、統計官、翻譯官、屬、警部、編修書記、技手、通譯等の職

員があり、總務長官は全局補助で、他は部局補助である。別に交通局、專賣局、税關等の所屬官署がある。

三 臺灣總督府評議會 臺灣總督府評議會は從來臺灣總督の監督に屬し、廣く民意を徵する爲設置せられたる總督の諮問機關であつたが、昭和五年六月勅令第百二十八號に依り單に諮問に應ずるに止らず、施政上の重要事項に付建議することを得ることとなつた。諮問事項は廣く統治上の一般重要事項に及び、會長は臺灣總督、副會長は臺灣總督府總務長官を以て之に充て、會員は四十人以内で其の任期は二年とし、臺灣總督府部内の高等官及臺灣に居住する學識經驗ある者の中より臺灣總督が之を命ずることとなつて居る。

## 第二 地方行政機關

臺灣は行政上之を臺北、新竹、臺中、臺南、高雄の五州及臺東、花蓮港、澎湖の三廳に分ち、州は比較的文化高き地方にして、廳は然らざる地方である。

一 州及廳 州及廳は地方行政組織の第一次のものにして、其の最高行政官廳は州知事又は廳長である。

州知事又は廳長は共に獨任制の官廳にして、交通、專賣、税關事務等他の官廳の權限に屬せしめられたるものを除く外、部内の行政事務を管理して居る。州知事又は廳長の所管事務並に職權は内地の府縣知事、朝鮮の道知事と大體同様にして、部内の行政事務に付其の職權又は特別の委任に依る管内一般又は其の一部に州令又は廳令を發することが出来る。而して州令には二月以下の懲役若は禁錮、拘留、七十圓以下の罰金又は科料の罰則を、廳令には拘留又は科料の罰則を附することを得る。州知事又は廳長は管内の靜謐を維持する爲兵力を要する場合には、之を總督に具狀することとなつて居るが、但し緊急の場合には直ちに當該地方の陸海軍の司令官に兵力の使用を要求する

ことを得る。

州には知事官房の外内務、警務の二部を置き、又臺北、高雄の兩州には別に港務部がある。

州知事及廳長の兩者に共通する補助機關として地方理事官、地方警視、視學、屬、警部、技手、通譯、警部補、稅務吏、森林主事、警察醫、巡查等があり、此の外州知事の補助機關には事務官及地方技師がある。

尙廳の事務を分掌せしむる爲支廳を置くことを得る。

二 郡、市、街、庄及區 州に在つては郡及市、廳に在つては街、庄及區が各々其の第二次地方行政組織を爲して居る。

郡及市 郡及市に在つては地方理事官たる郡守又は市尹が其の長官にして、其の地位及職權は朝鮮に於ける府尹、郡守と略々同様であるが、臺灣に於ける郡守は右の外警察及衛生に關し郡に配置せられたる地方警視、警部、警部補及巡查を指揮監督するの權限を有して居る。而して郡は四十五、市は九ある。是等の補助機關として市に地方理事官たる助役があるの外視學、屬、技手等がある。

廳に於ける街、庄 臺灣總督は地方の狀況に依つて廳の管内に街又は庄を置き、街、庄を置かざる所には區を置いてある。而して街、庄及區の長官は街長、庄長及區長にして、管内の一般行政事務を掌理して居る。街庄長は奏任官又は判任官の待遇で、區長は判任官の待遇である。

郡に於ける街、庄 臺灣總督の指定する蕃地を除くの外、郡の區域は更に街又は庄に分たれる。故に此の場合の街又は庄は第三次地方行政組織にして、其の長官は街長又は庄長で、其の職務は廳に於ける街、庄長と同様である。

### 第三 警察制度

一 一般警察組織 明治三十三年第三代乃木總督の所謂「三段警備」の方法（註一）に依る警察制度廢止以來、種々の變遷を経て大正九年の地方官官制の改正に依つて現行警察制度が整へられるに至つた。而して各州には警務部、廳には警務課、郡には警察課、市には警察署を置いてある。廳の下級警察機關として支廳を、警察署、郡警察課、支廳の下に派出所、駐在所等を置き、昭和十年末現在に於て警務部五、廳警務課三、警察署十一、郡警察課四十五、郡警察課分室四十二、支廳十、派出所一千十、駐在所五百二十五がある。尙事務上は平地警察と蕃地警察との間に差異があり、駐在所は蕃地のみ配置してある。

（註）「三段警備」の方法とは山地に居る土匪は軍隊が警備すること、村落の警備は警察其の任に當り、山間と村落との中間地は憲兵と警察官との協力警備に俟つと云ふ方法であつて、該制度は存続數箇月にして第四代兒玉總督の時に至り廢止となり、同時に純然たる文官警察制度が布かるるに至つた。

二 保甲制度 臺灣に於ては保甲條例（明治三十一年律令第二十一號、改正明治四十二年律令第五號）に依つて、舊慣を參酌して地方の安寧を保持せしむる爲保甲制度を設けた。

保甲制度は支那に於ける保甲の制度に則り、一定の戸數に依つて保及甲と稱する隣保團體を編成し、該團體内に於ける警察の下級補助機關として警察事務を行ふことを以て其の主要なる任務となし、兼ねて下級行政事務をも輔佐せしむる。其の組織は凡そ十戸を以て甲と名づけ、凡そ十甲を以て保とする。而して保には保正、甲には甲長を置き、何れも公選の上保正は所轄郡役所、支廳又は警察官署を経て知事又は廳長の認可を受け、甲長は保正を経て所

轄郡守、支廳長、警察署長又は警察分署長の認可を受くる名譽職である。保正は所轄郡守、支廳長、警察署長又は警察分署長の指揮監督を承け保内の安寧保持の任に當り、甲長は保正の指揮監督を承けて甲内の安寧保持に任ずる。且つ保正及甲長は市尹、街庄長又は區長の指揮を承けて保内又は甲内に於て市尹、街庄長又は區長の職務を補助執行する。

又保及甲の人民をして相互に戒飭せしむる爲各々連坐の責任を負はしめ、其の連坐者を罰金若は科料に處することを得る。更に保及甲の制度の目的を貫徹せしむる爲の補助機關として壯丁團がある。壯丁團は一保毎に編成するの通例とする。而して壯丁は區域内の居住民中、十七歳以上四十歳未満の男子にして身體強健なる者を選抜し、匪賊竝に水火災の警戒防禦の任に當るものである。

### 第三項 樺太

#### 第一 樺太廳及其の地方行政機關

明治四十年勅令第三十三號を以て樺太廳官制の公布あり、從來の軍政は同年三月三十一日限り廢止せられ、同年四月一日より樺太廳が設置せられた。其の後數次の改正あつて今日に至つて居る。

樺太廳の最高行政官廳は樺太廳長官にして、長官は（一）拓務大臣の指揮監督を承けて法律命令を執行し部内の行政事務を管理する。但し郵便、電信及電話に關する事務に付ては選信大臣、貨幣、銀行及關稅に關する事務に付ては大藏大臣、度量衡及計量に關する事務に付ては商工大臣の監督を承ける。（二）長官は其の職權又は特別の委任に依つ



て廳令を發し、之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することを得る。(三)非常急變の場合に臨み兵力を要し又は警護の爲兵備を要するときは師團長に移牒して出兵を請求することを得る。(四)長官は所部の官吏を指揮監督し、高等官の功過は拓務大臣に具狀し判任官以下の進退は之を専決する。樺太廳長官の権限は大體府縣知事に似て居るが、其の権限は遙かに廣汎にして、鐵道、郵便、電信、電話、鑛山、國稅等にも及ぶこと、又廳令に附し得る罰則は府縣令に比し重いこと等が異つて居る。

樺太廳に長官官房の外、内務、殖産、交通及警察の四部があり、長官の補助機關には部長、事務官、視學官、社會教育官、支廳長、警視、技師、鐵道技師、通信技師、屬、視學、警部、技手、通譯、鐵道書記、鐵道技手、通信書記、通信技手、警部補がある。別に林務署、鐵道事務所等の所屬官署がある。

更に第二次行政組織として支廳がある。支廳長は長官の指揮監督を受け法律命令を執行し、部内の行政事務を掌理し、部下の官吏を指揮監督する。現在島内は豊原支廳以下七支廳に分かれ、外に二支廳出張所がある。

## 第二 警察制度

樺太に於ける警察權は初め憲兵隊の執行するところであつたが、樺太民政署の開設と同時に同署に移管することとなつた。明治四十年四月樺太廳設置と共に警務課を設けて警察事務を分掌せしめ、又支廳長をして警察事務を執行せしめたが、爾來官制の變遷を経て大正二年に至り現在の警察部が設けられ、長官の指揮監督の下に警察部長之を掌理し、大正七年の官制改正に於ては支廳長より警察事務を分離し、管内樞要の地に警察署及警察分署を設置して専ら警察及衛生の事務の執行に任じ、昭和二年警察分署廢止せられ、之を警察署に昇格せしめて今日に至つて居る。

斯くて現在は警察部に警務課、保安課、刑事課、高等警察課及警察官練習所の四課一所を置くの外、各地には昭和十年末現在に於て警察署十二、警部補派出所三、巡查部長派出所二十六、巡查派出所十八、巡查駐在所八十七を配置し、巡查一人當りの人口は平均七百八十五人である。

## 第四項 南洋群島

### 第一 南洋廳及其の地方行政機關

大正九年平和條約成立し、國際聯盟規約第二十二條及委任統治條項第二條等に基づいて、本群島が我が委任統治地域となるに及び、大正十一年從來の南洋群島防備條條例を廢止し、同年三月勅令第七七號を以て南洋廳官制の公布あり、同年四月一日より南洋廳が設置せられ、茲に現行施制度の確立を見るに至つた。

南洋廳の最高行政官廳は南洋廳長官にして、長官は拓務大臣の指揮監督を受けて部内の政務を管理する。但し郵便及電信に關する事務に付ては遞信大臣、貨幣、銀行及關稅に關する事務に付ては大藏大臣、度量衡及計量に關する事務に付ては商工大臣の監督を承ける等、其の地位、權限、職權は大體樺太廳長官と同様である。南洋廳に長官官房の外、内務、拓殖の二部があり、長官の補助機關には部長、事務官、警視、技師、航空官、屬、視學、警部、警部補、技手、通譯生があり、其の官署の所在地はパラオ諸島コロール島である。尙管内は六支廳に分たれ、其の行政官廳を支廳長と言ひ、事務官、屬又は警部を以て之に充て、長官の指揮監督の下に法律命令を執行し部内の行政事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。尙支廳長は部内の行政事務に付、其の職權又は特別の委任に依つて支廳令を發することが

出来る。又支廳の事務を分掌せしむる爲、支廳出張所を置くことが出来、現在テニアン島にサイパン支廳出張所がある。

## 第二 警察制度

南洋群島は大正三年帝國海軍が占領するや直ちに軍政を布き、トラツク島に臨時南洋群島防備隊を設け、樞要の地に守備隊を置き其の兵員を以て地方警備に當らしめた。其の後大正四年守衛の制度を設け、主として豫後備憲兵下士上等兵より之を採用して各守備隊に配屬し、専ら警察、衛生及行刑の事務に當らしめた。大正六年守衛の名稱を警吏と改め判任待遇とした。大正七年には臨時南洋群島防備隊條例を改正し、防備隊に民政部を設けて之に警務課を置き、文官たる海軍事務官長及海軍事務官を以て各其の長に充て、更に守備隊所在地に民政署を置き海軍事務官を以て署長とした。大正八年に至り更に前記警吏の外に、判任官たる海軍警吏を民政部及民政署に配置し、大正十年には是等の名稱を各々海軍警部、警部補及巡查と改めた。是より先大正七年民政署を設くるに當り、巡警の職に島民より採用して島民に對する警察、衛生及行刑の事務を補助せしめた。

南洋廳設置以來警察制度に多少の變改はあつたが、現在は警視一名を置き長官の指揮監督を承けて群島の警察、行刑及衛生の事務を掌理せしめて居る。地方に於ては各支廳及支廳出張所に警務係を置き、其の下に各樞要の地に警察官派出所、警部補派出所、巡查駐在所及巡查立番所を置き、警部、警部補、巡查部長、巡查及巡警を配置して局部的に警察事務を執行又は補助せしめて居る。昭和十一年七月末現在に於ては、是等六支廳の下に支廳出張所一箇所、警察官派出所一箇所、警部補派出所二箇所、巡查駐在所二十七箇所、巡查立番所一箇所、合計三十二箇所がある。

## 第三節 地方制度

### 第一項 朝鮮

朝鮮に於ける地方制度は、大正九年各地方團體に諮問機關を置いて以來、年を閲すること十年、民度の向上と世運の進展とに鑑み地方制度改正の要を認めたので、昭和五年十二月一日、道制、府制、邑面制及學校費令、學校組合令の各地方制度改正制令を公布したが、道制が昭和八年四月一日より施行せられたる外、他は孰れも昭和六年四月一日より施行せられた。改正の要點は第一に道地方費令を改正して道制とし、道を法人とし又道會を決議機關とせる點、第二に府制を改正して府會を決議機關とせる點、第三に面制を改正して邑面制とし、從來の指定面を邑と爲し邑會を決議機關として選舉制度とせる點並に面協議會員の選任に付ても選舉に依ることとせる點、第四に學校費令及學校組合令を改正し、府に於ける學校費、學校組合は之を廢止して之を府の事務とし、府に於ては學校組合及學校費を特別經費として第一教育部會及第二教育部會を設けたる點等である。

朝鮮に於ける現行の地方團體は道、府、邑、面の四種及特別地方團體たる學校組合、學校費がある。今其の概要を述べれば次の通りである。

### 第一 道

道は道なる行政區劃を地域とする地方團體にして、道制（昭和五年制令第十五號）に依り法人格を附與せられて居

る。道は官の監督を承け法令の範圍内に於て其の公共事務及法律、勅令又は制令に依り道に屬する事務を處理する。

一 理事機關 道の理事機關は内地の府縣同様官吏たる道知事にして、一般に道に關する行政を掌つて居る。其の補助機關に道の官吏と道費に依る有給吏員とがある。

二 議決機關 道には議決機關たる道會がある。(道制第五條)議長たる道知事及道會議員を以て組織し、道會議員の定員は朝鮮總督の定むるところに依り、現在は二十一人乃至四十五人である。(道制第六條、道制施行規則第二條)而して道會議員の三分の二は選舉に依り、三分の一は道知事が之を任命する。(道制第七條、第十條)道會議員の選舉は各選舉區に於て府會議員、邑會議員及面協議會員之を行ひ、各選舉區に於て選舉すべき議員の數は道知事が之を配當する。(道制第八條、道制施行規則第四條)他の三分の一は學識名望ある者にして被選舉權を有する者の中から道知事が任命する。道會議員は名譽職で其の任期は四年である。(道制第十一條)何れの場合に於ても道會議員は帝國臣民たる二十五年以上の男子にして獨立の生計を營み、一年以來道内に住所を有することを必要とし、又一定の缺格事由に該當しないことを要する。(道制第九條)

道會の權限は法令に依り屬せしめられたる事件の外、道に關する左の事件を議決する。(道制第十二條)

- 一 歳入出豫算を定むること
- 二 決算報告に關すること
- 三 法令に規定するものを除くの外道税、夫役現品、使用料又は手数料の賦課徴收に關すること
- 四 道債を起し並に起債の方法、利息の定率及償還の方法を定め又は之を變更すること但し道制第五十一條第二項の借入金を除く

五 基本財産及積立金等の設置、管理及處分に關すること

六 繼續費を定め又は變更すること

七 特別會計を設けること

八 歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲すこと

道知事必要ありと認むるときは前各號の事件の外道に關する事件を道會の議決に付することが出来る。

## 第二府

府は府なる國の行政區劃を地域とする地方團體にして、府制(昭和五年制令第十一號)に依り法人格を附與せられて居る。府は官の監督を承けて法令の範圍内に於て其の公共事務及法令に依つて府に屬する事務を處理する。

昭和五年の改正府制と舊制(大正二年制令第七號)との主なる差異は、新に府に議決機關を設けたること及府の教育事務を統一して教育部會を設けたることである。

一 理事機關 府の理事機關は國の官吏たる府尹にして、府を統轄し之を代表する。(府制第二十二條)補助機關として府の官吏と府吏員とがある。

二 議決機關 府には従來府尹の諮問機關たる協議會があつたに過ぎぬが、昭和五年制令第十一號に依つて議決機關たる府會を創設した。

府會は議長(府尹)、副議長(府會議員中選舉)及府の人口に従ひ二十四人以上の府會議員を以て組織する。府會議員は道會議員と異り總て選舉されるが、内地人議員及朝鮮人議員の數は何れも定員の四分の一を下ることを得な

い。府會議員は名譽職で任期は四年である。府會の議決事項は大體内地の市會の夫れと同じであるが、列舉主義を採つて居る。

次に昭和五年の改正に依り、從來學校組合令及學校費令に依れる教育事務を府の事務とすると共に、之を府の一般經濟より分離して内地人教育を目的とするものと、朝鮮人教育を目的とするものとを各特別經濟とした。而して此の特別經濟に關する事項を議せしむる爲に、第一教育部會（内地人教育を目的とするものにして議長及内地人議員を以て組織す）及第二教育部會（朝鮮人教育を目的とするものにして議長及朝鮮人議員を以て組織す）を設けた。従つて府會は特別經濟に關する事項に付ては權限を有せざるものである。而して教育部會に關しては大體府會に關する規定を準用する。

府は第一次に於て道知事、第二次に於て總督之を監督し、監督官廳の職權は道の場合と同様である。

### 第三 邑、面

從來内地に於ける町村に相當する地方團體として面があり、面制（大正六年制令第一號）に依り一定の公共事務の處理能力が認められて居たが、昭和五年十二月制令第十二號邑面制を以て之を改め、從來の指定面を邑とし邑面も亦地方團體として法人格を有することとなつた。

邑及面は法令の範圍内に於て邑面に屬せしめられたる事務を處理する。面制に於ては其の事務は範圍が限定されて居たが、新制度に於ては包括的に之を有することとなつた。邑面は第一次に郡守又は島司、第二次に於ては道知事、第三次に於ては總督が之を監督する。

一 理事機關 邑面の理事機關は國家の官吏たる邑面長にして、其の補助機關として吏員がある。

二 議決機關及諮問機關 從來は諮問機關として面協議會があつたに過ぎぬが、邑面制に依つて邑に邑會、面に面協議會を置き、邑會を議決機關として面協議會を諮問機關とした。邑會に於ては邑長、面協議會に於ては面長が議長となる。邑會議員及面協議會員の定員は八人以上十四人以内で、法定資格者中より選舉せられ、名譽職で任期は四年である。

邑會の議決事項は殆んど府會の議決事項と同じく、面協議會の諮問事項も亦之に類したるものである。

### 第四 其の他の地方團體

一 學校組合 學校組合は學校組合令（大正二年制令第八號）に依つて法人格を附與せられ、法令の範圍内に於て内地人教育に關する事務を處理する地方團體である。從來は組合の區域は組合規約を以て定むることを得たのであるが、昭和五年十二月府制の改正に伴ひ、府の區域に於ける教育事務は内地人に關すると朝鮮人に關するを問はず、總て之を府の事務と爲したる爲學校組合令も亦改められて、府の區域は學校組合の區域と爲すことを得ざることをし、之と共に組合令の内容にも多少の變更を加へた。

現行制度に依れば、學校組合は朝鮮總督の許可を得て設置することを得るもので、組合規約を以て定むる區域内に住所を有する内地人は當然其の組合員となり、營造物を共用する權利を有し、組合の負擔を分擔するの義務を負ふのである。

學校組合の管理者は道知事が組合員中より任命するもので、任期は四年にして原則として名譽職である。學校組合

には組合会なる議決機関がある。(特別の事情ある場合には組合員の總會を以て組合会に代ふことを得) 組合會議員は規約の定むるところに従ひ之を選挙し管理者を以て議長とする。

組合会は組合に關する事件を議決する。其の概目は規約の變更、歳入出豫算、重要財産及營造物の管理、使用料、手数料、組合費、夫役現品の賦課徴收、組合債券に關する事項等である。組合會の議決に對しては一定の場合に管理者に於て之を取消し又は再議に附するの權がある。又組合會成立せず、開會を爲す能はず、急施を要する場合には管理者は専決處分を爲すことを得る。

組合の監督は第一次に於て郡守又は島司、第二次に於て道知事、第三次に於て總督が之を行ふ。

二 學校費 學校費は朝鮮學校費令(大正九年制令第十四號)に依るものにして、普通學校其の他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲に設けられたもので、從來府、郡、島に設置せられたのであるが、府制の改正に伴ひ府に關する學校費の事務は之を府の事務と爲し、學校費令の適用の外に置くこととなり、之と同時に學校費令の内容にも多少の改正を施すこととなつた。即ち現行制度に依れば學校費は郡守又は島司に於て其の事務を擔任し、其の任命する吏員を補助機關とし、其の諮問に應ずる爲學校評議會がある。學校評議會は議長たる郡守又は島司及評議員を以て組織する。評議員の定数は郡、島内の邑面の數に同じく、各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員を選挙權者とし法定資格者中より之を選挙する。

評議員は名譽職で其の任期は四年である。評議會は歳入出豫算、賦課金、使用料及夫役現品の賦課徴收、起債等に關し諮問に應じ、又學校費に關し意見を關係官廳に具申することを得る。

## 第五 地方財政

### 一 概況

道 道は昭和八年三月三十一日迄は道地方費と稱して居たが、同年四月一日より道制の施行に依り道地方費の名稱は廢止せられて道となつた。其の經費は地稅附加稅、所得稅附加稅、戶稅、家屋稅、林野稅(昭和八年度新設)、屠場(畜)稅、漁業稅、車輛稅、不動産取得稅、特別所得稅等の道稅を以て財源の本體と爲し、之に國庫補助金及事業に伴ふ收入起債等を加へて其の歳入と爲し、之を以て土木、勸業、教育、衛生等諸般公共事務の費用に供し、又昭和六年度より三箇年繼續事業として窮民救濟事業を起し、更に昭和九年度に於て第二次窮民救濟事業を、昭和十年度に於ては第三次窮民救濟事業を實施した。尙府郡島臨時恩賜金の收入を合併して其の利子を本歳入に加算して授産費、教育費、凶歉救濟費、社會救濟費の支辨を爲し、其の費用の負擔經理の方法等内地の府縣費と略々相似たる所あるも、道費發達の經路と費用の寡少なるとに鑑み、府縣費目中の警察費に該當するもの如きは之を國庫の負擔とし、道費の支辨より除外して居る。今之が歲計を觀るに、明治四十三年度に於て各道を通じ僅かに百三十萬圓に過ぎなかつたが、爾來年々民度の向上に伴ひ自然増加を來したのと、臨時恩賜金の收支を合一したのと、戶稅、家屋稅、漁業稅及船稅を國稅より本費に移付せられたのにと依り、道地方費の收支が著しく膨脹し、同九年度以降には諸稅の増稅增收、國庫補助金の増額、國稅たる地稅の増率に伴ふ同附加稅の増額を見たと、教育機關の擴張、社會救濟事業の進捗、勸業、土木、衛生事業の進展等時運に伴ふ文化的施設の擴張と、尙大正十四年度に於ては行政整理の結果官立中學校、道慈惠醫院、測候所並に消防署が國より道に移管せられたこと等に依り年々著し

い増加を來し、尙昭和六年度より窮民救済事業を起したる爲歳計は頗る増加し、昭和十年度に於ては其の歳入歳出總額各五千九百三十九萬餘圓となり、之を明治四十三年度に比し約四十五倍を示すに至つた。

道歳入歳出豫算

科 目	歳 入			歳 出		
	昭和十年度	大正十四年度	明治四十三年度	昭和十年度	大正十四年度	明治四十三年度
道 稅	一九、八四六、五〇五	二二、三三三、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇九七、七〇三	四、三三一、六七九	三、三三、〇〇〇
地稅附加稅	九、五九六、七五九	四、四四九、六〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、三三三、〇〇〇	五、〇五九、六三三	一、〇四、五八八
戶稅及家屋稅	五、五三〇、九九九	四、八三三、三三七	—	九八八、六三〇	一、〇五八、六七八	—
其の他道稅	四、七七八、七四六	二、〇〇〇、九九九	—	一、四八八、九五五	六、九五五、四三三	一、四四、三三六
臨時恩賜金	九四九、九九七	九二、九九九	—	三、三三〇、七〇〇	一、九三三、二五五	五、三三二
國庫補助金	二、二八八、七九九	五、五五八、八九九	—	一、三三三、三三三	六、九六九、九九九	—
其の他	三六、六六八、七九九	五、三三三、九九九	—	一、三三三、三三三	三、三三三、三三三	一、三三三、三三三
合 計	五九、五五五、九九九	三三、三三三、九九九	一、三三三、九九九	五九、五五五、九九九	三三、三三三、九九九	七、三三三、九九九
科 目	入			出		
土木費	—	—	—	一〇、〇九七、七〇三	四、三三一、六七九	三、三三、〇〇〇
勸業費	—	—	—	二、三三三、〇〇〇	五、〇五九、六三三	—
授産費	—	—	—	九八八、六三〇	一、〇五八、六七八	—
教育費	—	—	—	一、四八八、九五五	六、九五五、四三三	—
衛生費	—	—	—	三、三三〇、七〇〇	一、九三三、二五五	—
道費取扱費	—	—	—	一、三三三、三三三	六、九六九、九九九	—
其の他	—	—	—	一、三三三、三三三	三、三三三、三三三	—
合 計	—	—	—	五九、五五五、九九九	三三、三三三、九九九	七、三三三、九九九

府 府の經費は財産收入、使用料、手数料等を以て之を支辨するを原則とするも、其の額は多くない。故に歳入の主なるものは使用料にして、之に次ぐは府債收入、府稅、國庫補助、手数料、道補助等である。歳出の主なるものは經常部に於ては水道費を最とし、事務費、汚物掃除費、電氣電車費、土木費之に次ぎ、臨時部に於ては土木費を

最とし府債費、水道費等が主なるものである。府稅は國稅たる地稅、所得稅、營業稅、取引所稅及道稅たる家屋稅、車輛稅、特別所得稅に附加稅を課するの外特別稅を設定し、主として戶別稅、特別營業稅、雜種稅、土地坪數割、埋築免稅地坪數割、助興稅、特別戶別稅、土地増價稅、臨時建物稅、同特別戶別稅、同土地稅等を課するものである。今之が歳計を觀るに、其の歳入歳出豫算額は大正三年度に於ては各府を通じて僅かに二百十五萬四千八百三十一圓に過ぎなかつたが、爾來年々増加の趨勢を辿り、大正十四年度には八百十萬二千五百十八圓となり、更に昭和十年度には二千四百十三萬六千四百四十三圓（内一般經濟 一七、三〇一、八八五圓、第一部特別經濟 二、六〇八、九八六圓、第二部特別經濟 二、六〇八、九八六圓）に膨脹し、之を大正三年度に比較すれば約十一倍の増加を示して居る。右の内第一部特別經濟は内地人教育に關する經費、第二部特別經濟は朝鮮人教育に關する經費を一般經濟より分別したものである。

府歳入歳出豫算

(イ) 一般經濟

科 目	歳 入			歳 出		
	昭和十年度	大正十四年度	大正三年度	昭和十年度	大正十四年度	大正三年度
府 稅	三、四二五、七〇九	二、一〇三、五八三	五、五五八、五八	一、〇六一、〇六一	三、三三三、三三三	一、三三三、三三三
使用料及手数料	四、九七七、六三三	二、〇〇〇、〇〇〇	一、五五八、五五八	一、四八八、九五五	二、三三三、三三三	一、六六六、六六六
國庫補助金	五、八六三、三三四	五、五〇〇、〇〇〇	五、四七三、二九	一、三三三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
道費補助金	三、四九七、九九	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
科 目	入			出		
事務費	—	—	—	一、〇六一、〇六一	三、三三三、三三三	一、三三三、三三三
土木費	—	—	—	一、四八八、九五五	二、三三三、三三三	一、六六六、六六六
水道費	—	—	—	一、三三三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
汚物掃除費	—	—	—	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三

府債 その他の収入 合計	昭和三十二年		
	昭和三十二年	昭和三十一年	昭和三十年
府債	1,000,000	1,000,000	1,000,000
その他の収入	1,100,000	1,100,000	1,100,000
合計	2,100,000	2,100,000	2,100,000

(口) 第一部特別經濟

科 目	昭和三十二年		
	昭和三十二年	昭和三十一年	昭和三十年
財政收入	8,200	8,200	8,200
租税收入	1,200,000	1,200,000	1,200,000
使用料及手数料	200,000	200,000	200,000
補助金及交付金	98,000	98,000	98,000
寄附金	20,000	20,000	20,000
起債	80,000	80,000	80,000
前年度繰越金	100,000	100,000	100,000
其他諸収入	28,000	28,000	28,000
合計	1,606,200	1,606,200	1,606,200
科 目	昭和三十二年		
教育費	3,100,000	3,100,000	3,100,000
公債費	400,000	400,000	400,000
財産費	300,000	300,000	300,000
豫備費	200,000	200,000	200,000
其他諸費	400,000	400,000	400,000
合計	4,400,000	4,400,000	4,400,000

(ハ) 第二部特別經濟

科 目	昭和三十二年		
	昭和三十二年	昭和三十一年	昭和三十年
財政收入	9,600	9,600	9,600
租税收入	700,000	700,000	700,000
使用料及手数料	500,000	500,000	500,000
補助金及交付金	500,000	500,000	500,000
寄附金	200,000	200,000	200,000
起債	100,000	100,000	100,000
本年度繰越金	100,000	100,000	100,000
其他諸収入	200,000	200,000	200,000
合計	2,200,000	2,200,000	2,200,000
科 目	昭和三十二年		
教育費	2,100,000	2,100,000	2,100,000
公債費	200,000	200,000	200,000
財産費	100,000	100,000	100,000
豫備費	100,000	100,000	100,000
其他諸費	100,000	100,000	100,000
合計	2,600,000	2,600,000	2,600,000

邑面 邑面は地稅附加稅、營業稅附加稅、所得稅附加稅、車輛稅附加稅、特別所得稅附加稅及特別稅、戶別稅等の邑面稅を以て主たる財源と爲し、之に補助金、財産收入、使用料及手数料等を加へて其の歳入として居る。之を以て土木にありては道路、橋梁の修繕及渡船、勸業に在りては模範林、苗圃、採種田舎、市場、衛生に在りては屠場、墓地、火葬場、隔離病舎、上水、下水、清潔、消毒、警備に於ては消防及水防等の經費を支辨して居る。之が

歳計は其の歳入歳出豫算額は大正元年度に於ては約三百萬圓に過ぎなかつたが、主として邑面税の増額と給與及事業費の増額等とに依り同九年度に於て一千百萬圓となり、更に昭和十年度に於ては二千五百七十八萬餘圓を算し、一邑面平均豫算額は一萬八百十七圓に達した。

邑面歳入歳出豫算

科目	歳入			歳出		
	昭和十年度	大正九年度	大正元年度	昭和十年度	大正九年度	大正元年度
邑面税	12,689,800	10,013,111	2,775,514	3,219,664	8,665,351	2,574,911
財産収入	1,325,277	101,008	—	2,187,661	408,133	—
交付金	1,311,242	812,811	1,987,808	1,557,868	3,230,855	—
前年度繰越金	1,600,000	751,144	61,714	866,854	39,757	—
使用料及手数料	1,999,399	55,701	—	8,072,733	1,111,000	399,241
其他	885,088	1,293,500	3,813	—	—	—
合計	23,699,536	13,009,186	3,019,200	23,699,536	12,566,999	2,974,152
科目	事			出		
	昭和十年度	大正九年度	大正元年度	昭和十年度	大正九年度	大正元年度
事務費	3,219,664	8,665,351	2,574,911	—	—	—
土木費	2,187,661	408,133	—	—	—	—
勸業費	1,557,868	3,230,855	—	—	—	—
衛生費	866,854	39,757	—	—	—	—
其他	8,072,733	1,111,000	399,241	—	—	—
合計	23,699,536	12,566,999	2,974,152	—	—	—

學校費 學校費は朝鮮人教育に關する費用支辨の團體であるが、其の財政は賦課金、使用料、補助金、財産收入等を以て財源とし、特別の必要あるときは夫役現品をも賦課することが出来る。今之が歳計を觀るに、大正七年度現在公立普通學校四百六十六校の經費豫算總額は百八十三萬五千餘圓に過ぎなかつたが、大正八年度より同十一年度

に至る四年間に公立普通學校四百校を増設し、以て三面一校の標準に達せしむるの計畫を樹立し之が實施に努めたと、爾來毎年度財政の許す限り普通學校の増設及擴張並に修業年限の延長實施と共に、大體に於て學校費の歳計は漸次膨脹を示すに至り、更に昭和四年度より一面一校の標準に達せしむるの計畫を樹立し、之に著手したるを以て一段の膨脹を見るに至り、昭和五年度に於ては總額一千五百二十九萬七千三百六十九圓に達したるに對し、昭和六年度に於ては府の區域を包含する學校費を府に移管せる結果減少したるも、昭和十年度に於ては豫算額一千八百十二萬二千六百六十五圓に達し、實質的には當時に比し著しき膨脹である。而して之が財源の主なるものは補助金にして、其の四割九分三厘強を占め、賦課金一割八分一厘強、授業料一割六分七厘強之に次ぎ、其他寄附金、財産收入、學校費債、雜收入等順次之に次ぐ狀況である。

學校費歳入歳出豫算

科目	歳入			歳出		
	昭和十年度	大正十二年度	大正七年度	昭和十年度	大正十二年度	大正七年度
賦課金	3,296,100	6,266,259	1,553,323	3,296,100	7,755,264	1,336,519
國庫補助	8,985,000	21,000,257	10,770,100	2,775,215	5,281,100	3,331,100
地方費補助	3,271,277	1,887,811	85,222	1,887,811	1,887,811	3,271,277
授業料	3,000,000	1,887,811	1,011,888	—	—	—
其他	11,000,000	11,000,000	10,000,000	—	—	—
合計	29,452,377	41,041,338	23,360,333	8,959,126	14,924,175	4,647,619
科目	學校經費			出		
	昭和十年度 <td>大正十二年度 <td>大正七年度 <td>昭和十年度 <td>大正十二年度 <td>大正七年度 </td></td></td></td></td>	大正十二年度 <td>大正七年度 <td>昭和十年度 <td>大正十二年度 <td>大正七年度 </td></td></td></td>	大正七年度 <td>昭和十年度 <td>大正十二年度 <td>大正七年度 </td></td></td>	昭和十年度 <td>大正十二年度 <td>大正七年度 </td></td>	大正十二年度 <td>大正七年度 </td>	大正七年度
學校建設費	3,296,100	7,755,264	1,336,519	—	—	—
其他	2,775,215	5,281,100	3,331,100	—	—	—
合計	6,071,315	13,036,364	4,667,619	—	—	—



學校組合 學校組合は内地人教育に關する事務を處理する公共組合であるが、其の財政は營造物の使用に付使用料を徴収するの外、組合財産より生ずる收入其の他組合に屬する收入を以て其の經費を支辨し、仍不足ある場合は組合費及夫役現品を賦課徴収するを原則とする。本組合は收益財産として見るべきものなき爲、組合費を以て其の主たる財源と爲すの餘儀なき狀況であるが、尙維持困難なるもの多きを以て、國庫より主として經常費に對して年々補助を與へて居る。今之が歳計を觀るに、大正七年度に於ては百八十六萬一千五百八十圓に過ぎなかつたが、大正九年度豫算に於ては主として物價騰貴に伴ふ教員の給料其の他經費の増加、學校、學級の増加に依り、又一方平均約八割の組合費増課並に國庫補助金其の他收入の増額を計上せる爲、歳入歳出共に著しき激増を來せしが、大正十年度以降に在りては主として組合費の増率、國庫補助金の増額と學校、學級等の増設等とに依り漸次増加の趨勢を辿り、昭和五年度には六百七萬一千九百七十九圓の多額に達したるに對し、昭和六年度に於て府の區域を包含する學校組合を府に移管せる結果總額に於て著しく減少したるも、昭和十年度に於ては豫算額三百八十一萬三千二十二圓に達し、實質的には當時に比し著しき膨脹である。斯くの如く歳計の膨脹に伴ひ組合費賦課金の負擔益々過重となり、昭和十年度豫算額に於て組合費の收入は其の二割三分強に達し、其の結果一戸當負擔額全道を通じて三十四圓六十七錢の多額に上つた。仍て昨年度同様第三種所得税制創設に伴ふ國庫收入を財源とし、負擔軽減補助を交付する豫定なる爲、其の結果實際負擔は一戸當平均十五圓四十七錢となる豫定である。教育費のみの負擔としては餘りに多額なるを以て、相當對策を講ずるの必要がある。

學校組合歳入歳出豫算

科目	歳入			歳出		
	昭和十年度	大正十年度	大正七年度	昭和十年度	大正十年度	大正七年度
組合費	九〇、八〇〇	一、〇六、八二二	七五、一〇〇	二、七〇〇	二、八、五五五	一、九、二四〇
使用料及手数料	三、七、八五五	四、三、四三三	三、三、三三三	二、四、八五五	三、五、二六八	一、三、五、六七七
財産收入	五、八、七三三	八、四、五三三	四、三、三三三	一〇、一、五五〇	一、六、〇、五五〇	九、八、〇三三
國庫補助	一、二、八、八五三	七、四、〇、〇〇〇	三、九、七、五五五	九、八、〇、七九九	四、七、七、九九三	三、八、六、六六六
道費補助	五、八、七三三	三、四、九三三	三、四、九三三			
其他	七、八、〇三三	七、八、〇三三	七、八、〇三三			
合計	一、八、三、〇三三	四、八、八、七九九	一、八、三、〇三三	三、八、三、〇三三	四、二、八、七九九	一、八、三、〇三三
科目	事務費			事務費		
	教育費			教育費		
	組合債費			組合債費		
	其他			其他		
合計	三、八、三、〇三三			三、八、三、〇三三		

二 地方公課負擔額 朝鮮に於ける地方公共團體の賦課する租税を内地に於ける其れと比較し、且つ其の一戸當及一人當の負擔割合を算出比較すれば次の通りである。

朝鮮	稅收入豫算	負擔額		内地	稅收入豫算	負擔額	
		一戸當	一人當			一戸當	一人當
道	一九八、四六、五〇四	四、九一八	〇、九三九	道府縣	二二〇、一〇、七六〇	一、八八七	三、七三五
府	一、三、一、三、七〇九	一、二、五七五	二、七、七〇二	市	一、〇、一、三、七、〇〇〇	三、九、一一四	八、一九八
第一特別經濟	一、三、一、三、七〇九	一、八、〇、〇〇〇	二、七、七〇二	町	一、〇、一、三、七、〇〇〇	二、五、二、二二〇	四、八、四七
第二特別經濟	七、四、七、二、五五六	三、五、三三三	〇、七、七、三三三	村	二、七、七、二、三三〇	三、五、二、二二〇	四、八、四七

邑	一四、六九、八五四	三、九三六	〇、七四二	
學校	三、二九八、一〇四	〇、八七一	〇、〇三〇	
學校組合費	九〇、八〇六	一五、四三三	五、〇三六	
合計	四一、七九四、六七〇	二一、〇〇八	二、〇一八	合計 六七、九四五、五三六
				四八、五三三
				九、三三三

(備考)

一 朝鮮に於ける税收入豫算額は昭和十年度當初豫算に依り、一戸當及一人當負擔額の算出基礎たる戸數及人口は昭和九年未現在の調査に依り算出す

二 内地に於ける税收入額は昭和十年度當初豫算に依り、一戸當及一人當負擔額は昭和五年十月一日現在の國勢調査の結果に依る世帯數及人口を以て計算す

三 夫役賦課の概況 道費を以て施行する道路の改修及既成道路の路面修補等に在りては、主として地方的利害と密接なる關係あるを以て、賦課區域を出役距離二里以内、賦課員數を一箇年一戸平均十人以内として努めて農閑を利用し、且つ一時に多大の負擔を爲さしめぬ方針を以て實行して居る。昭和十年度に於て夫役を賦課したるは慶南北の二道にして、其の賦課人員は百八萬二千四百人である。又府邑面、學校組合、學校費に於ても夫々必要に應じて夫役を賦課し得るものなるが、府、學校組合及學校費に於ては殆んど其の例を見ない。昭和八年度に於ける邑面の賦課人員は百五十七萬八十二人にして、内出役せる者百三十五萬四百三十三人、代納金額四萬五千六百五十三圓である。

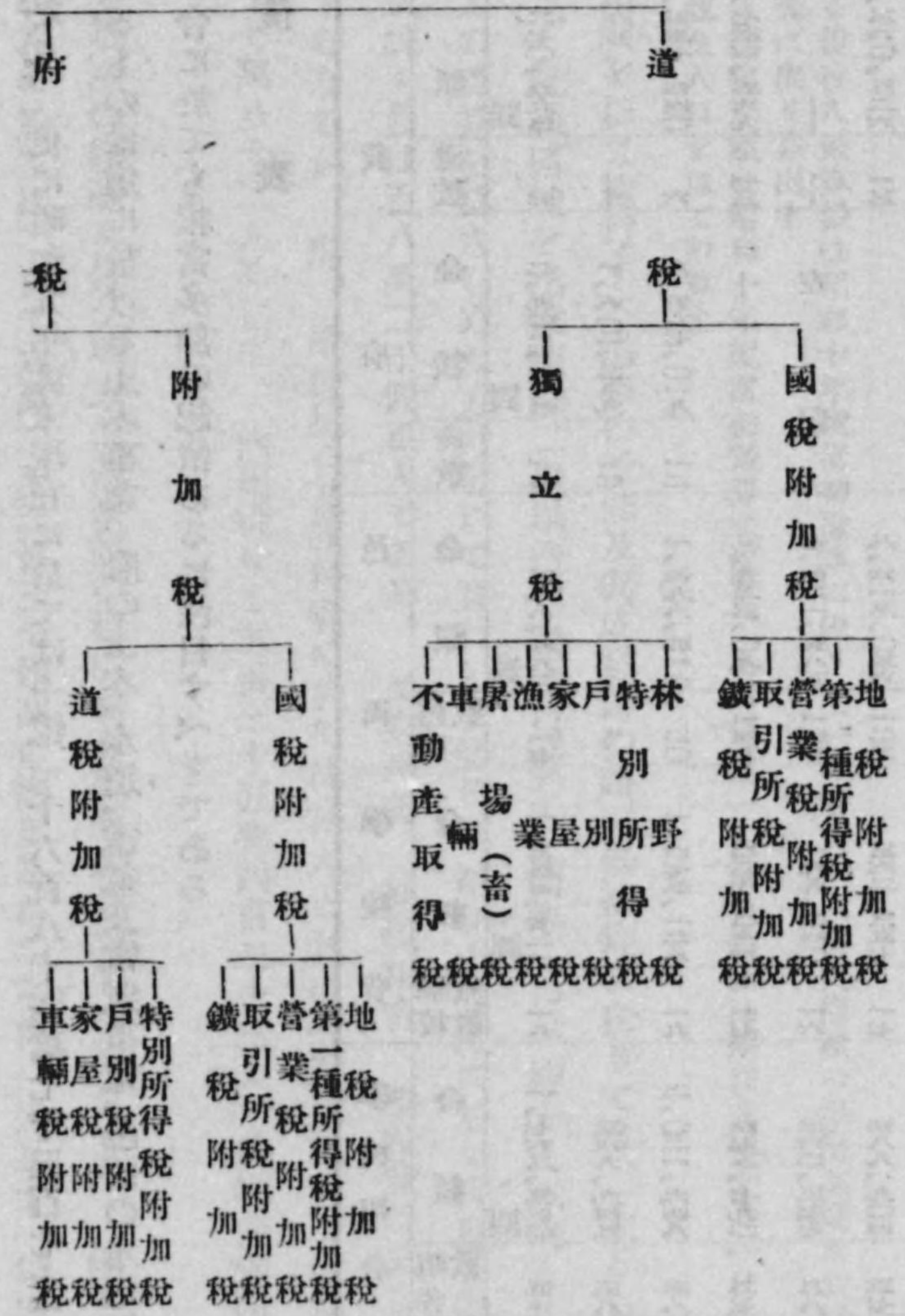
四 地方債の概況 地方經濟の膨脹に伴ひ地方公共團體の起債額も亦漸次増加するに至つた。即ち道以下の諸團體を合せ、大正六年度末現在に於ては二百十六萬二千三百三十四圓に過ぎなかつたが、大正十一年度末には六百六十六萬九千九百七十一圓となり、更に昭和九年度末現在に於ては一億一千六百八十四萬七千三百七十二圓を算するに至つた。起債事業の主なるものは道に於ける土木事業、府の土木、水道、電氣及電氣事業、邑面の水道及土木事業等であつて、學校費及學校組合に於ても相當多額の起債あるは注目すべきである。

起債表

年度別	道		府		邑		學校		學校組合		合計
	金額	道數	金額	府數	金額	邑面數	金額	學校費數	金額	組合數	
大正六年度末	二七、〇九三、四〇〇	四	二、九〇一、五五五	三三	三、九八、五三三	二七	一、三三、五三三	一八	一、七三、三三〇	五	三、三三、三三三
同十一年度末	—	—	一、八二二、三九九	一〇	—	—	—	—	三、四九、九四五	三	六、六六、九九七
昭和二年度末	一、五五七、四四〇	六	八、五八七、〇九九	三三	一、四九八、五七七	三〇	一、四七五、三三八	一九	二、〇二、九四八	五	一、五、一〇〇、五三三
同七年度末	三、七五四、五九九	三三	—	—	五、九三三、九三三	二四九	三、九三、三三三	二七	四、五、七九〇	三七	五、八、九七七、五七六
同八年度末	—	—	左記	—	七、四三三、五五五	一〇四	一、九三〇、〇三〇	一六	三、六〇、三七七	三八	九、三、六二二、五五六
同九年度末	九一、三三〇、三三三	三三	—	—	八、六三三、〇三六	二二	三、二二、三三七	一七	四、八、九〇四	三七	二、六、八四七、三三三
府 (左記)											
年度別	一般經濟		第一部特別經濟		第二部特別經濟						
昭和六年度	金額	府數	金額	府數	金額	府數	金額	府數	金額	府數	金額
	一一、四二九、五一〇	一四	一、三一五、八三六	一三	一、〇六〇、四九一	一〇	—	—	—	—	—

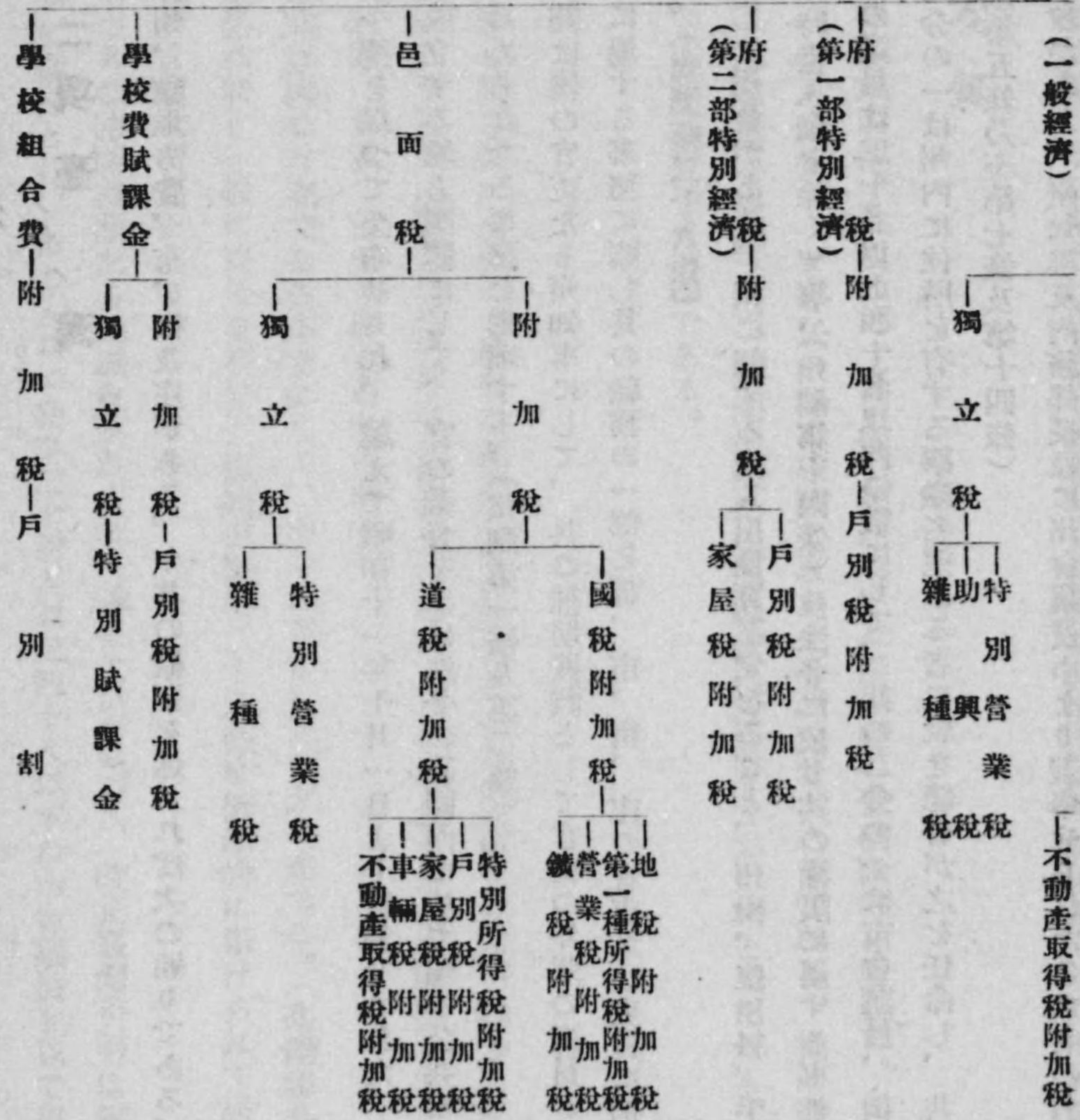
昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度
一四、二一〇、二六三	一七、二三七、二三八	一八、二三三、七九一
一四	一四	一四
一、四二九、三一	一、六七七、八四四	一、九一九、八〇三
一三	一三	一三
九六五、三三五	九七六、五一二	一、二八三、〇七六
一〇	一〇	一三

五 昭和十一年四月一日施行に係る道以下の地方税體系



地方税

(一般經濟)



## 第二項 臺灣

臺灣に於ける地方團體は州、廳地方費、市、街及庄がある。今其の概要を述べれば次の通りである。

### 第一州

昭和十年四月一日律令第一號を以つて公布せられ、越えて昭和十一年十月一日より實施せられた。州は州なる國の行政區劃を其の地域として成立する地方團體にして、官の監督を承け法令の範圍内に於て州の公共事務及法律、勅令又は律令に依つて州に屬せしめられたる事務を處理する。(州制第一條及第二條)

一 理事機關 州の理事機關は國の官吏たる州知事にして、其の補助機關として官吏の外州の吏員がある。州知事は州の行政に關し其の職權に屬する事務に關し其の職務の一部を郡、市、街、庄の官吏又は吏員に補助執行せしめ又は委任することが出来る。(州制第二十六條)

二 議決機關 議決機關として州會がある。州に關する歳入出豫算を定むること、州税、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徴收、起債(一時借入金を除く)等(州制第十四條)及法令に依り其の權限に屬する事件を議決する。州會は州知事を議長とし其の議員は二十名以上四十名以内の數にして、其の二分の一は市會議員、街庄協議會員に於て選舉を爲し、残りの二分の一は州内に住所を有する學識名望ある者に就き總督が之を任命し、共に其の任期は四年で名譽職である。(州制第五條乃至第七條及第十四條)

副議決機關として州參事會があり、州知事及内務部長並に州會議員中より選舉せられたる六名の名譽職參事會員と

より成り(州制第二十一條及第二十二條)、州知事を議長とし其の職務權限は州制第三十四條に規定されて居る。

### 第二廳 地方費

臺灣地方費令(大正九年律令第四號)に依つて、臺東廳、花蓮港廳及澎湖廳の管轄區域を通じて、一の廳地方費を設けて地方團體として居るが、之を統轄すべき專任の理事機關を置かず臺灣總督が之を管理し、補助機關として官吏の外に吏員がある。(臺灣廳地方費令第一條第二項) 諮問機關たる協議會の設置なき點が州と異なるも、財産を管理し事業の主體となり住民に課税する等大體州と同様である。

### 第三市

市は臺灣市制(昭和十年律令第二號)に依り、法令の範圍内に於ける其の公共事務及法律、勅令又は律令に依つて市に屬せしめられたる事務を處理する爲、國の行政區劃たる市を其の地域として成立する地方團體である。現在は臺北、臺中、臺南、基隆、高雄、新竹、嘉義、彰化及屏東の九市がある。

一 理事機關 市の理事機關は國の官吏である市尹にして、地方理事官を以て之に充てる。(臺灣總督府地方官制第三十三條第三項) 其の權限は廣く一般に亘るもので、臺灣市制第二十八條に例示的に擧げられて居る。市尹の補助機關として、助役其の他の官吏及吏員がある。

二 議決機關 市には従來市尹の諮問機關たる協議會があつたに過ぎなかつたが、改正臺灣市制は議決機關たる市會を創設した。市會は市尹を議長とし、市の人口に従ひ二十四人以上四十人以下の市會議員を以て組織する。市會議

員は半数任命、半数選挙にして、市會議員定数の二分の一に相當する員数の議員は、市會議員の被選舉權を有する者にして學識名望ある者の中より州知事之を任命し、他の二分の一に相當する員数の議員は選挙に依り決定する。

市會議員の選舉權及被選舉權を有する者は、帝國臣民たる年齢二十五年以上の男子にして、獨立の生計を營み六月以來市住民と爲り、且つ六月以來臺灣總督の指定したる市稅年額五圓以上を納むる者にして缺格條項に該當せざる者である。市會議員は名譽職にして、其の任期は四年である。(臺灣市制第十四條)

議決事項は市に於ける歳入出豫算の決定、市條例の設定及改廢、市稅、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徵收、市債を起すこと等市制第十六條に掲げられて居る。尙市街庄の事務の一部を共同處理することを目的とする市街庄組合の設立を認めて居る。

#### 第四 街、庄

街、庄は臺灣街庄制(昭和十年律令第三號)に依つて設けられ、國の行政區劃たる街庄を地域とする地方團體にして、内地の町村にも比すべきものである。

一 理事機關 街、庄に於ける理事機關は待遇官吏たる街庄長にして、街庄の事務を擔任し街庄を代表する。補助機關として助役其の他の吏員がある。街庄長及助役は共に原則として名譽職にして、其の任期は四年である。(臺灣街庄制第五條)

二 諮問機關 街庄長の諮問機關として協議會がある。街庄長を議長とし協議會員の半数は官選、半数は選挙に依つて

決定される。協議會員の數は街庄の人口に依り差異あるも、八人以上二十人である。街庄協議會員は名譽職にして、其の任期は四年である。(臺灣街庄制第十四條)

諮問事項は街庄に於ける歳入出豫算の決定、街庄條例の設定及改廢、街庄稅、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徵收、街庄債の起債等街庄制第十六條に掲げられて居る。尙街庄事務の一部を共同處理する爲街庄組合の設立を認めて居る。

#### 第五 地方財政

一 概況 地方財政は明治三十一年に始り、明治三十五年度に地方費區を設け、全島を三費區に分つて經理して來たが、大正九年の地方制度の改正と共に從來の地方費區は廢止せられ、州、廳地方費、市、街、庄は獨立の財政主體となつた。

是等地方稅制の體系は左の通りである。





而して是等州及廳地方費の歳入は左の如くである。(單位千圓)

地方税	昭和八年度(決算)	同 九年度(決算)	同 十年度(豫算)
地方税	一一、〇〇四	一二、五四六	一一、四〇四
其の他の收入	五、三三四	四、八二二	五、〇五六
繰越金	四、四五〇	四、六四五	一、六八九
國庫補助金	二、七一一	三、一三六	二、八四八
計	二四、五〇五	二五、一四九	二〇、九九七

尙市街庄の昭和十年度歳入豫算額は二千四百二十九萬九千五百三圓にして、内市街庄税は九百四十二萬四千六百六十圓であり、國庫、州費、廳地方費の補助金は三百三萬九千七百五圓である。

二 地方公課負擔額 臺灣に於ける地方公共團體の賦課する租税を内地に於ける其れと比較し、且つ其の一戸當及一人當の負擔割合を算出比較せば左の通りである。

臺灣	州及地方廳費 市街庄	負擔額		内地	道府縣 市町村	負擔額	
		一戸當	一人當			一戸當	一人當
臺灣	110,512,111圓	111,222圓	101,18圓	内地	67,792,332圓	101,18圓	9,535圓
州及地方廳費	11,102,922圓	11,265圓	11,265圓	道府縣	120,102,760圓	18,897圓	3,735圓
市街庄	9,811,133圓	10,946圓	1,135圓	市	120,102,760圓	18,897圓	8,198圓
市街庄				町	120,102,760圓	18,897圓	3,959圓
市街庄				村	120,102,760圓	18,897圓	4,847圓
合計	110,512,111圓	111,222圓	101,18圓	合計	67,792,332圓	101,18圓	9,535圓

(備考)

- 一 臺灣に於ける稅收入豫算額は昭和十年度所屬の當初豫算額に依り、一戸當及一人當負擔額の算出基礎たる戸數及人口は昭和九年末現在の調査に依りて算出す、但し蕃地に在る蕃人を除く
- 二 内地に於ける稅收入額は昭和十年度當初豫算に依り、一戸當及一人當負擔額は昭和五年十月一日現在の國勢調査の結果に依る世帯數及人口を以て計算す

第三項 樺太

第一町、村

樺太に於ける地方團體として町村があり、一級、二級及樺太町村制(昭和四年法律第二號)附則第二項の町村の別がある。一級及二級町村は樺太町村制に依つて主務大臣の指定したるもので、大體北海道の町村と同様であり、略々完全なる自治を認められて居る。附則第二項の町村は未だ主務大臣の指定を爲さざるもので、尙大正十年法律第四十

七號樺太の地方制度に關する件及樺太町村制（大正十一年勅令第八號）の適用を受け、他の所管地域に於けると類似した地方團體である。現在一級町村十二、二級町村二十五、附則第二項の町村三がある。

一 理事機關 一級町村に在つては町村會に於て選出したる町村長之に當り、二級町村及附則第二項の町村に於ては樺太廳長官の任免に係る。而して一級町村の町村長は原則として名譽職で、二級町村に於ては町村長は有給吏員であり、附則第二項の町村に於ては原則として有給にして且つ任期は何れも四年である。（樺太町村制第四條及同施行令第七十條並に大正十年法律四十七號樺太地方制度ニ關スル件第三條及大正十一年勅令第八號樺太町村制第六條）補助機關として助役、收入役、吏員、區長及其の代理者、委員等がある。

二 議決機關 樺太の一級及二級町村に於ける町村會は他の所管地域に於けると異り、單に理事機關の諮問機關ではなく純全たる議決機關にして、法律、勅令に依つて其の權限に屬する事項を議決する。（樺太町村制第三條及同施行令第四十六條、第四十七條）

而して町村會議員は町村公民中より選舉し、名譽職にして其の任期は四年である。定員は一級町村に在つては十二人乃至三十人、二級町村に在つては八人乃至二十四人である。公民權、選舉權、被選舉權の要件及選舉等に關しては、大體内地の町村制、北海道一、二級町村制に依つて居る。唯一級町村に在つては居住の制度が二年以來、二級町村に在つては一年以來住民たることを要するの差がある。尙其の議決事項、權限等も亦内地北海道の其れと同様である。唯一級町村と二級町村とは議決事項に多少の差異がある。附則第二項の町村に於ては町村長の諮問機關として町村評議會がある。八人以上二十四人以下の定員にして、該町村に住所を有する者に就て樺太廳支廳長が任命

し、名譽職にして其の任期は三年である。（大正十年法律第四十七號樺太ノ地方制度ニ關スル件第四條及大正十一年勅令第八號樺太町村制第二十二條及第二十三條）

### 第二 地方財政

町村の經費は其の財産より生ずる收入、使用料、手数料及其他の町村に屬する收入を以て之に充て、尙不足あるときは町村税及夫役現品を賦課徴收することを得る。而して必要なる費用及法令に依り町村の負擔に屬せしめたる費用を支辨する爲に、町村税として賦課し得べきものは國税の附加税及特別税である。

今昭和十年年度の徵稅狀況を示せば左の通りである。

#### 町村税賦課額調

町村税種別	賦課總額	一戸當負擔額
國稅營業收益稅附加稅	一九二、〇三八	三、〇七六
國稅所得稅附加稅	九一、三九六	一、四六四
國稅市街宅地稅附加稅	二四、一七八	三、八七
國稅礦業稅附加稅	七三、一九八	一、一七二
國稅砂鑛區稅附加稅		
特別稅戶別割	八三七、五二四	一三、四一五
特別稅建物割	三二二、五五二	五、一六六
第二編 所管地域 第二章 法制、行政組織及司法制度		八一

第二編 所管地域 第二章 法制、行政組織及司法制度

特別税 土地割	一四、七九四	八二
特別税 所得税	二四七、〇二四	二三七
特別税 營業税	三五、七六四	三、九五七
特別税 雜種税	六四五、七八六	五七三
計	二、四八四、二五四	一〇、三四四
		三九、七九一

第四項 南洋群島

南洋群島には法令の認むる地方團體はないが、支廳長の補助機關として邦人に對しては部落總代、副總代があり、島民に對しては總村長、區長又は村長、助役等がある。前者は南洋廳長官之を任免し、後者は南洋廳長官の認可を得て支廳長之を任免し、何れも支廳長の指揮監督を承けて居る。總代、副總代は部落の公共事務を處理する外、國の行政事務に屬する事項を補助執行し、總村長、區長、村長、助役等は法規又は舊慣に依り其の職務に屬する事項を補助執行して居る。(大正十一年南洋廳令第三十四號南洋群島民村吏規程參照)

第四節 司法制度

第一項 朝鮮

朝鮮に於ける司法制度は種々の變遷を経て、明治四十五年朝鮮總督府裁判所令の改正に依つて茲に三審三級制の司

法制度が確立した。其の組織は地方法院、覆審法院及高等法院より成り、必要に應じて地方法院の事務の一部を取扱はしむる爲め地方法院の支廳を設置し、次いで大正三年朝鮮不動産登記令の施行に伴ひ、地方法院出張所を設置して専ら登記及公證事務を取扱つて居る。即ち朝鮮總督府裁判所は朝鮮總督に直屬し、朝鮮に於ける民事、刑事の裁判及非訟事件に關する事務を掌つて居る。地方法院は民事及刑事に付第一審裁判を行ひ且つ非訟事件に關する事務を取扱つて居る。覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告に付ての裁判を行ひ、高等法院は地方法院及覆審法院の裁判に對する上告並に覆審法院の裁判及地方法院の爲した上告棄却の決定に對する抗告に付ての裁判並に裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を行ふものである。

尙上述の外朝鮮總督の定むる地方法院は、間島に駐在する帝國領事官の豫審を爲したる罪の公判を管轄し、朝鮮總督の定むる覆審法院並に高等法院は間島に駐在する帝國領事官の爲したる裁判に對する管轄を有して居る。(明治四十四年法律第五十一號間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ關スル法律參照)

而して地方法院は判事單獨にて裁判を行ふを原則とするも、訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、死刑、無期又は短期一年以上の懲役若し禁錮に該る犯罪事件、但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪並に昭和五年法律第九號(盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律)第二條及第三條の罪にして豫審を経ざるものを除きたる事件、短期一年に満たざる有期の懲役若し禁錮に該る犯罪にして豫審を経たるもの並に是等の刑事事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判は三人の判事之を行ひ、覆審法院は三人の判事、高等法院は五人の判事を以て構成する部に於て合議裁判をする。



各裁判所には検事局を並置し、地方法院支廳を設置したるときは其の支廳に検事分局を並置する。  
現在高等法院は京城に、覆審法院は京城、平壤及大邱に、地方法院は京城、公州、咸興、清津、平壤、新義州、海州、大邱、釜山、光州及全州の十一箇所に在る。

## 第二項 臺灣

臺灣總督府法院は臺灣總督に直屬し、民事、刑事の裁判及非訟事件に關する事務を掌る。(臺灣總督府法院條例) 其の組織は現在二院三審制にして、高等法院及地方法院の二院がある。而して地方法院の管轄區域内には地方法院支部を置き、尙地方法院の管轄區域内に出張所を置いて登記事務を取扱はしめて居る。次に法院の構成を見るに、地方法院は單獨部と合議部とに、高等法院は覆審部と上告部とに分れて居る。

地方法院單獨部は單獨制にして、高等法院上告部の特別權限及地方法院合議部の權限に屬する事件を除き、其の管轄區域内に於ける民事、刑事に付第一審の裁判を爲し、且つ非訟事件を取扱ひ略々内地の區裁判所に相當する。

地方法院合議部は判官三人の合議制にして、高等法院上告部の特別權限に屬する事件及單獨部の管轄に屬するものを除くの外、管轄區域内に於ける民事、刑事に付第一審としての裁判並に第二審として地方法院單獨部の判決に對する控訴、決定及命令に對する抗告事件を取扱ひ、略々内地の地方裁判所に相當する。

高等法院覆審部は内地の控訴院に該當するものにして、判官三人の合議制で、地方法院合議部の第一審判決に對する控訴並に高等法院上告部の權限に屬するものを除くの外、地方法院合議部が第一審として爲したる決定及命令に對する抗告に付て裁判する。尙上述の外臺灣總督府法院は南部支那(福建省、廣東省、廣西省、雲南省)に駐在する帝

國領事官の爲したる裁判に對する管轄を有して居る。(大正十年法律第二十五號南部支那ニ於ケル領事官ノ裁判ニ關スル法律參照)

高等法院上告部は判官五人の合議制にして、終審として上告、高等法院覆審部の決定及命令に對する抗告及地方法院合議部が第二審として爲したる決定及命令に對する抗告、地方法院單獨部及合議部の爲したる上告棄却の決定に對する抗告の外、第一審にして終審として皇室に對する罪、内亂、外患又は國交に關する罪、匪徒刑罪令に掲げたる罪の裁判等を取扱つて居る。

各法院には檢察局を附置してある。其の管轄區域は各法院の管轄區域に同じである。各檢察局に檢察官を置いてある。檢察官は司法警察官を指揮監督し、刑事訴追を爲し、其の裁判の執行を指揮監督し、法院所管の事務に係る民事訴訟に付國を代表する。

現在高等法院は臺北市に、地方法院は臺北市、臺中市及臺南市に在り、外に地方法院支部が五箇所、出張所が三十六箇所ある。

## 第三項 樺太

樺太に於ける司法制度は他の所管地域と異り、明治四十年軍政の撤廢と同時に司法事務は行政事務と全然分離し、同年四月より司法省の管轄の下に裁判所の設置を見るに至り、勅令第九十四號を以て裁判所構成法、民法、刑法等の司法に關する各種の法律が施行せられたので、特殊の事項を除くの外は殆んど内地と同一の制度となつて居る。唯土人の外關係なき民事に關する事項及土人のみに對する刑事に關する事項は、從來の慣例に依ることとなつて居たが、

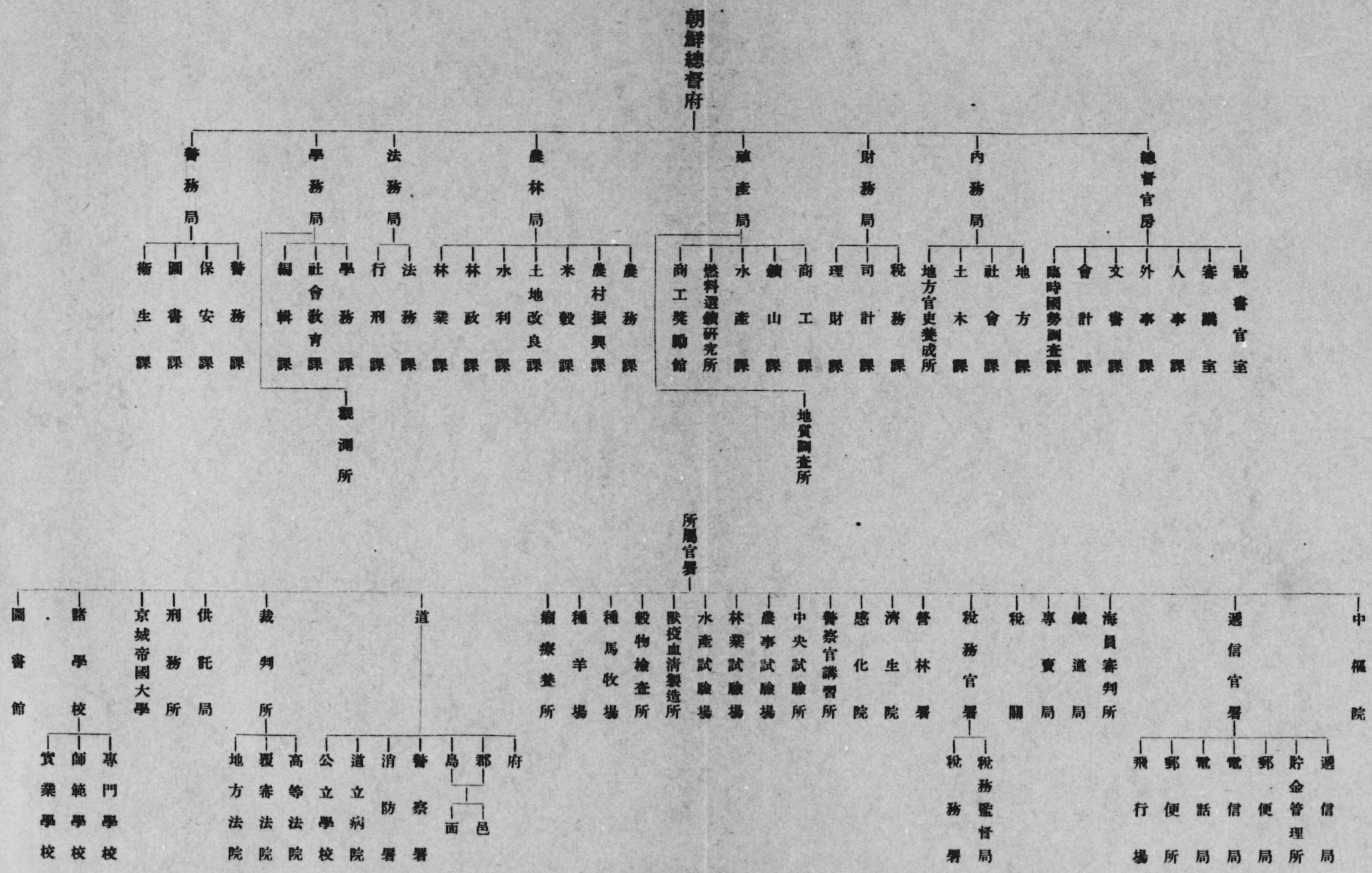
文化の向上は最早斯かる取扱を爲すの要を認めざるに至つたので、唯「アイヌ」を除く土人の外關係なき民事に關する事項に付てのみ従來の慣例に依ることに改めた。而して其の訴訟手續は裁判所の便宜に従ふことになつて居る。(大正九年勅令第二百二十四號樺太施行法律特例及昭和七年勅令第三百七十三號改正参照)  
現在豊原に樺太地方裁判所、豊原及眞岡の二町に區裁判所がある。

#### 第四項 南洋群島

大正十一年四月南洋廳の設置と共に、同年勅令第三百三十三號を以て南洋群島裁判令公布せられ、其の司法制度が確立した。同令に依れば南洋廳法院は南洋廳長官に直屬し、南洋群島に於ける民事、刑事の裁判及非訟事件の事務を掌つて居る。而して南洋廳法院は分れて高等法院及地方法院の二種となり、地方法院は民事、刑事に付て第一審の裁判を爲し且つ非訟事件に關する事務を取扱つて居る。但し登記事務は法院の設置なき土地に於ては南洋廳支廳長が之を取扱つて居る。高等法院は終審にして地方法院の裁判に對する上訴に付覆審を爲す。地方法院は單獨判事を以て審理裁判し、高等法院は判事三名の合議制である。各法院に検事局を附置してあることは他の所管地域の司法制度と同様である。

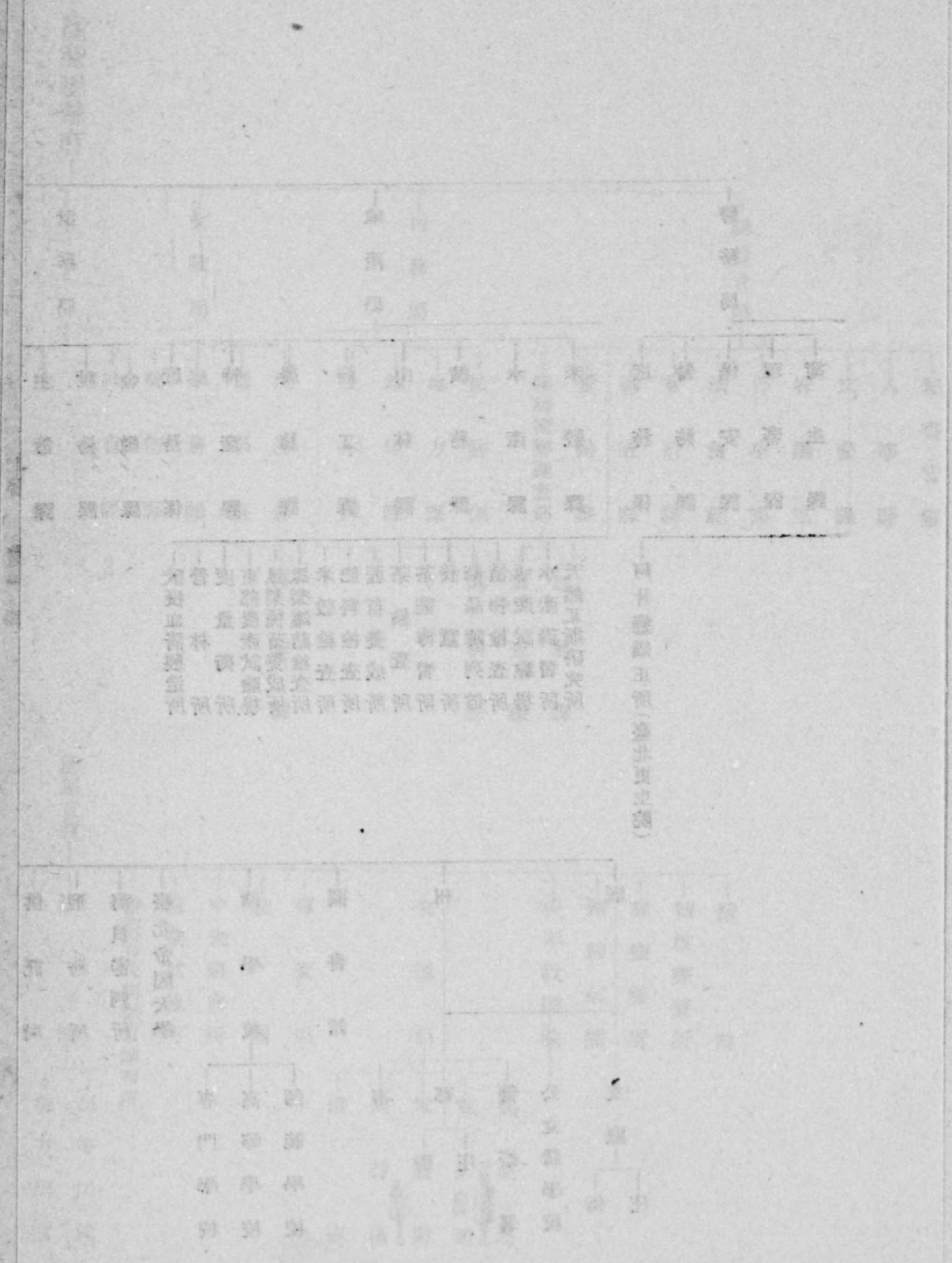
現在高等法院はパラオ諸島コロル島に一箇所、地方法院は三箇所ある。

朝鮮總督府及所屬官署 (昭和十一年十二月末現在)



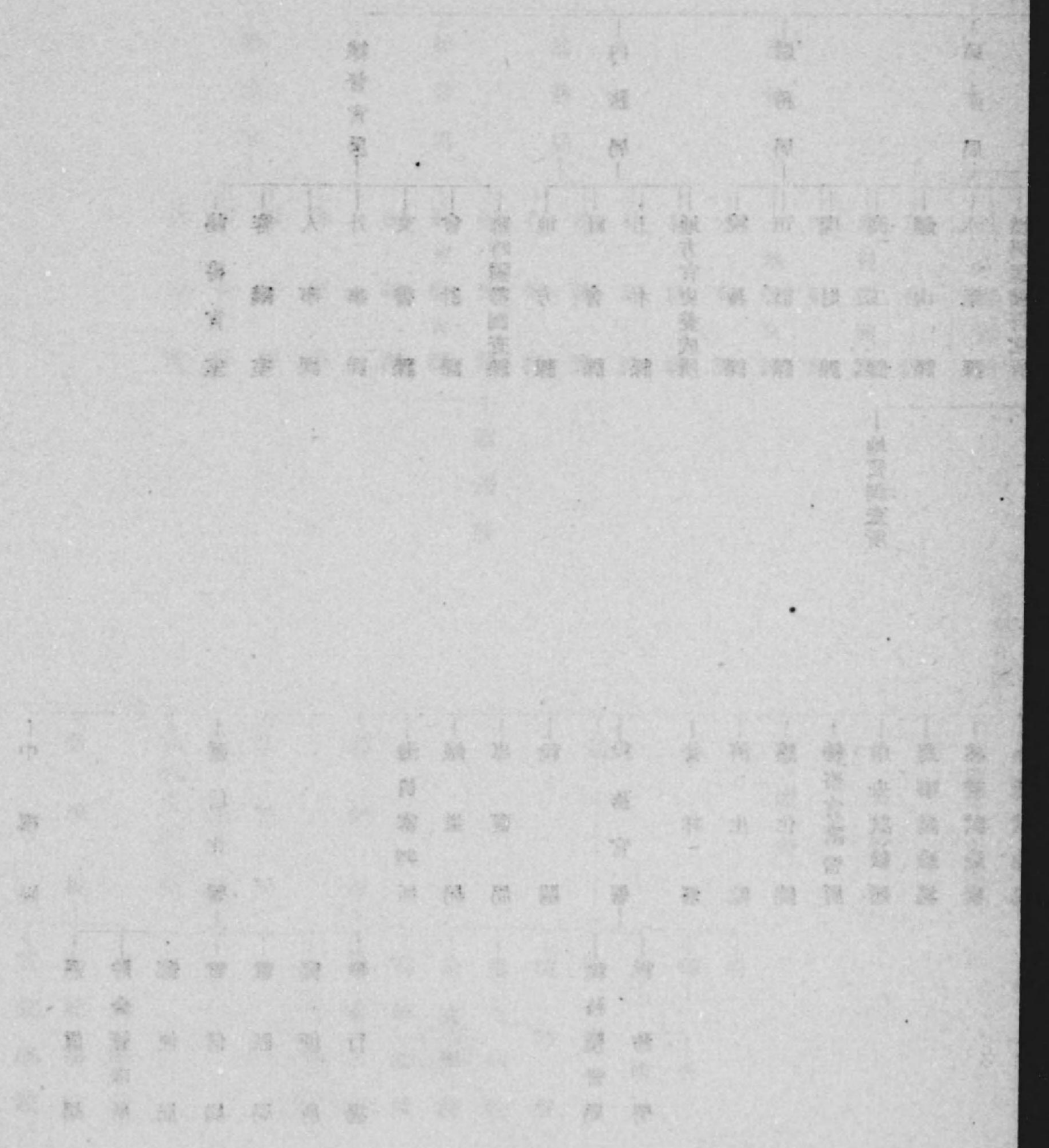
を爲し且つ非訟事件に關する事務を取扱つて居る。但し登記事務は法院の設置なき土地に於ては南洋廳支廳長が之を取扱つて居る。高等法院は終審にして地方法院の裁判に對する上訴に付覆審を爲す。地方法院は單獨判事を以て審理裁判し、高等法院は判事三名の合議制である。各法院に檢事局を附置してあることは他の所管地域の司法制度と同様である。

現在高等法院はバラオ諸島コロール島に一箇所、地方法院は三箇所ある。

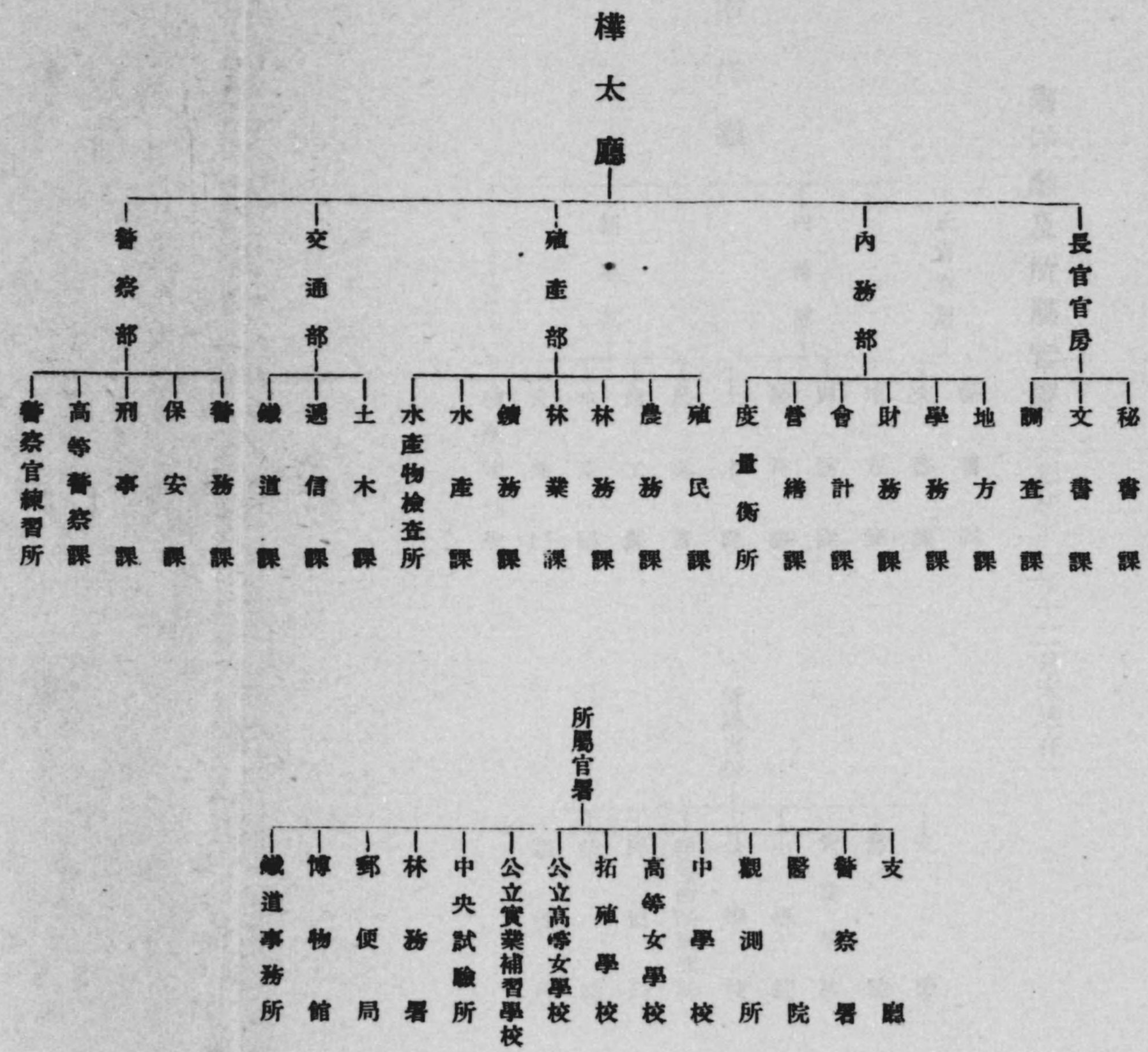


臺灣總督府及所屬官署 (昭和十一年十二月末現在)

臺灣總督府及所屬官署 (昭和十一年十二月末現在)

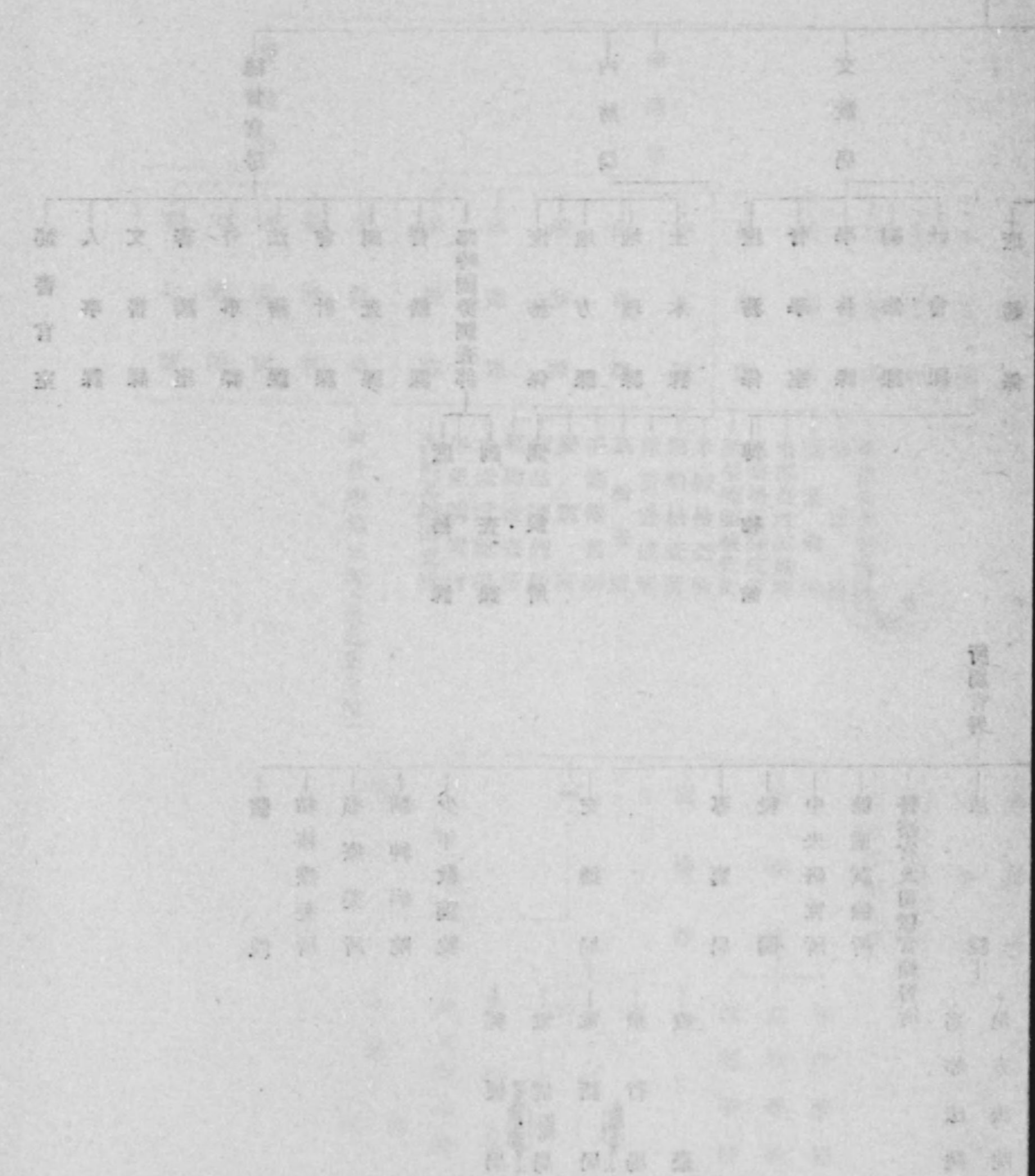


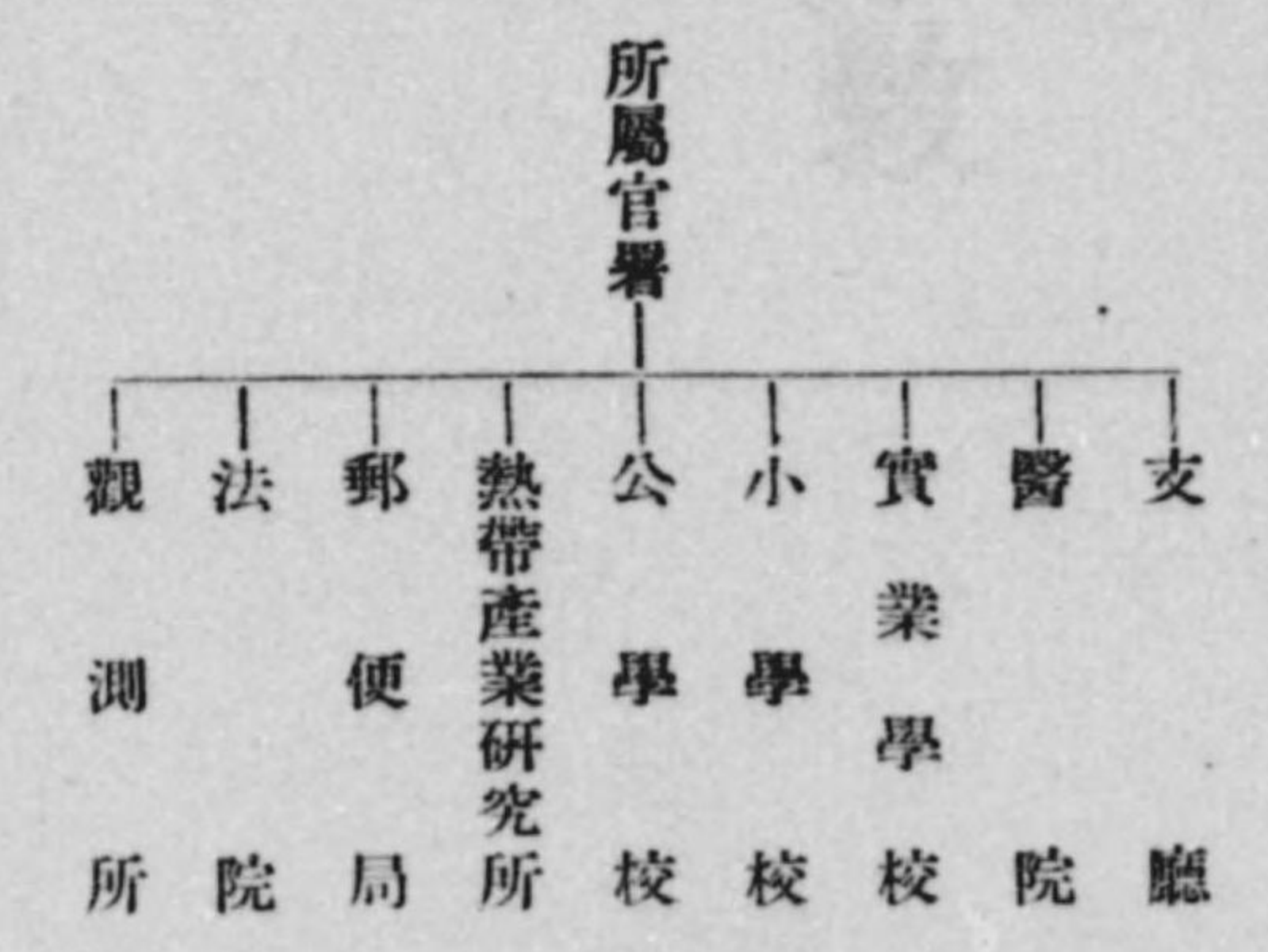
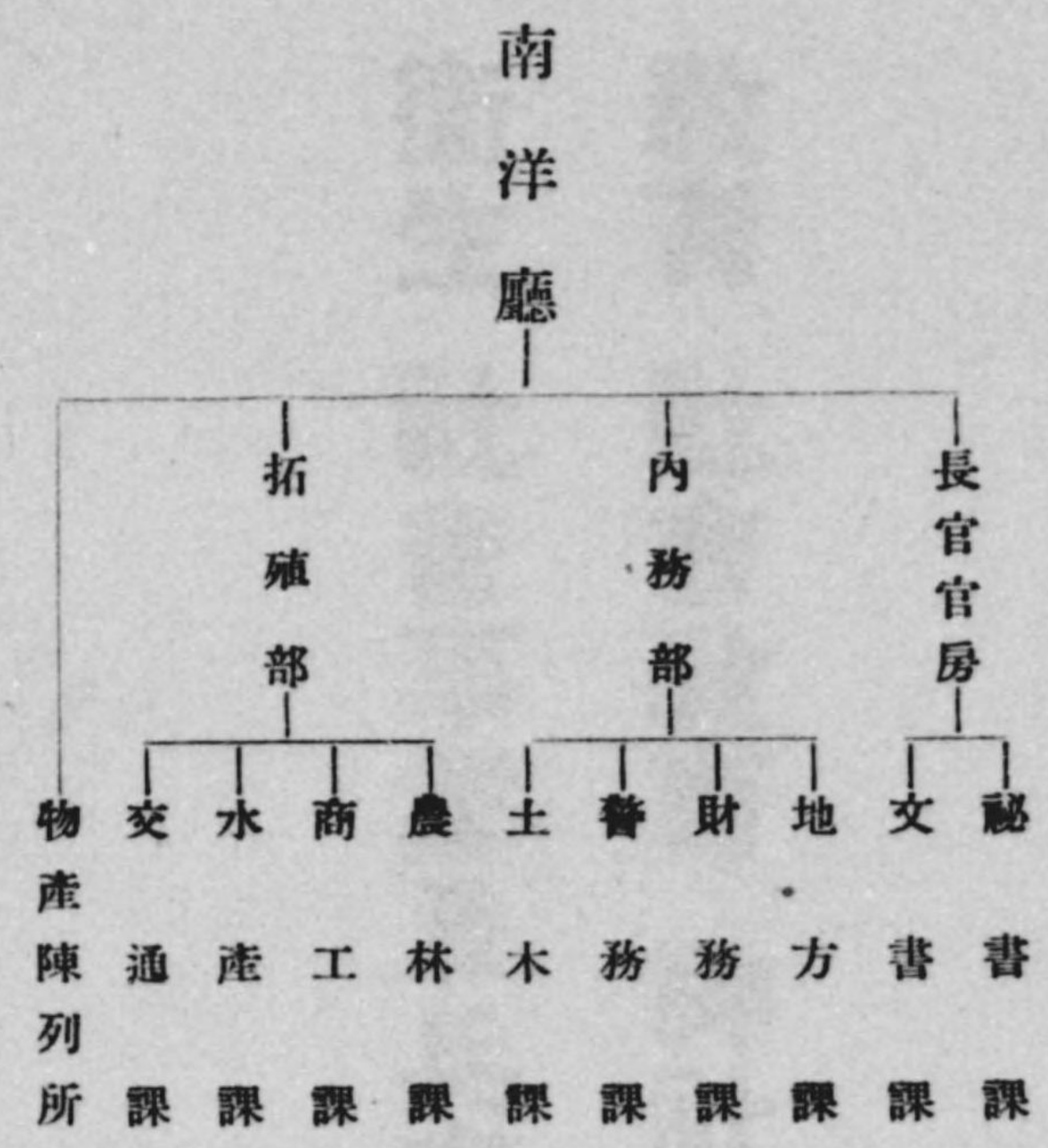




樺太廳及所屬官署 (昭和十一年十二月末現在)

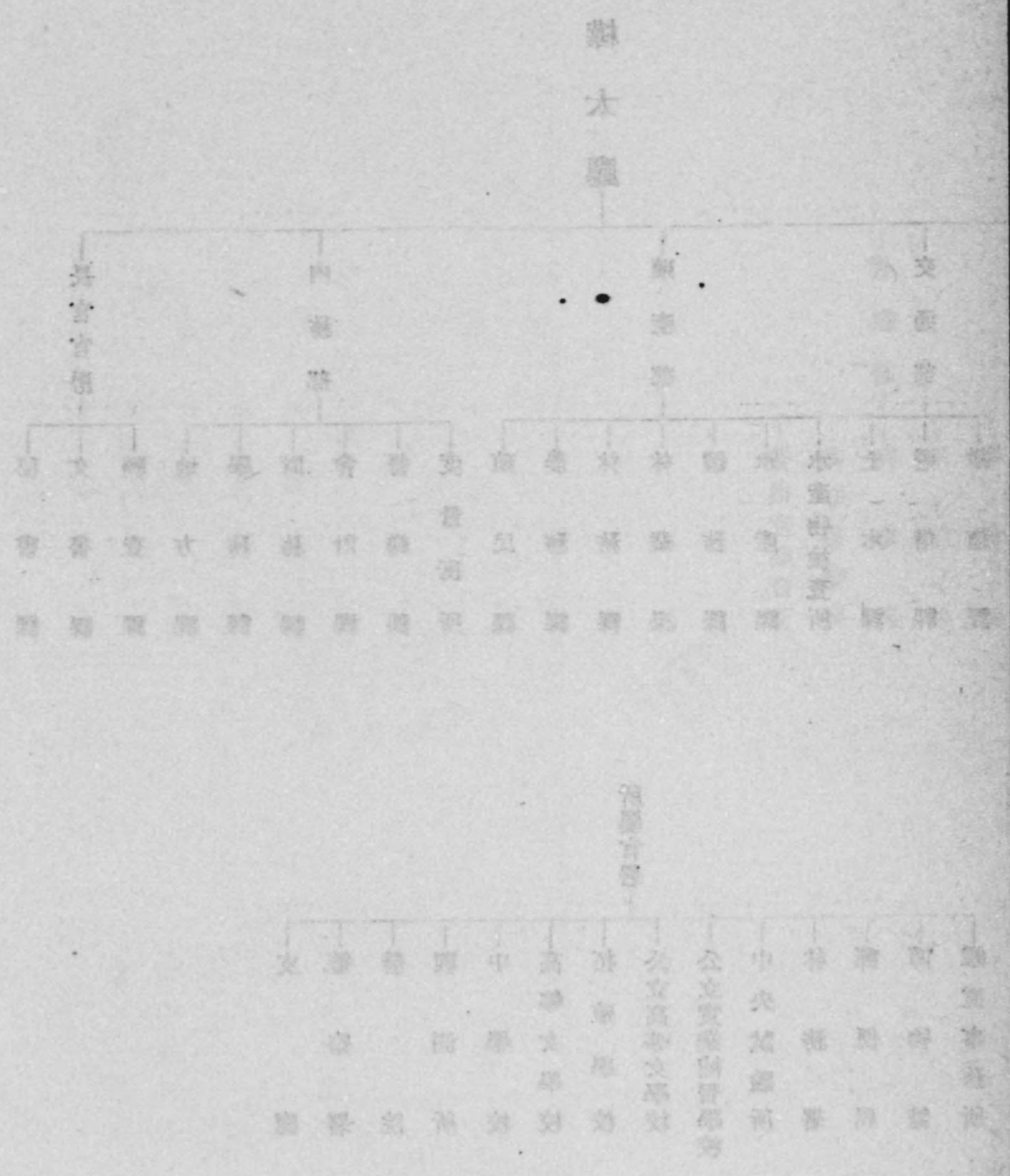
樺太廳及所屬官署 (昭和十一年十二月末現在)





南洋廳及所屬官署 (昭和十一年十二月末現在)

臺北廳及所屬官署 (昭和十一年十二月末現在)



教育、社會教育、神社、宗教  
衛生、社會事業及兵事

Table of Contents (Faintly visible bleed-through from the reverse side of the page)



### 第三章 教育、社會教育、神社、宗教、衛生 社會事業及兵事

#### 第一節 教 育

##### 第一項 朝 鮮

###### 第一 教育制度

一 沿革 朝鮮の教育は古來儒學を宗とし科擧に應ずるを以て唯一の目的とし、京城に成均館及東西南中の四學あり、各郡には郷校あり、面洞には書堂があつた。然るに日清戰爭當時、韓國が庶政の革新を行ふに當つて教育の制度も亦日本の制度を模して改正した。後明治三十九年統監府設置の前後より、内地人參劃の下に學制大いに改善擴張せられ、明治四十一年高等女學校令、私立學校令、翌四十二年に實業教育令が發布せられたが、併合後教育制度は根本的に改正せられ、同四十四年朝鮮教育令の公布を見、次いで大正十一年現行朝鮮教育令の公布となつて其の教育制度は確立した。爾來當局は一層教育の機會均等に意を注ぎ、又教員養成機關に付ても其の内容を一層充實する爲、昭和四年教育令の一部改正を行つたが、尙時勢に適應する教員を養成する必要を認め、昭和八年三月教育令の一部改正を行ひ、師範學校演習科の修業年限を一年延長した。

二 制度の概要 普通教育に在つては朝鮮特殊の事情に基き、國語を常用する者と然らざる者とに依つて學校の名稱、系統を區別し、國語を常用する者は小學校、中學校又は高等女學校に於て教育し、國語を常用しない者は普通學校、高等普通學校又は女子高等普通學校に於て教育する。即ち前者は内地人本位のもので小學校令、中學校令、高等女學校令に依るを原則とし、後者は朝鮮人本位のもので朝鮮教育令中に夫々當該學校に關する規定を設けて居る。普通教育機關は斯くの如く兩者共に其の名稱、系統を異にするが、修業年限、入學資格は勿論、學科課程、毎週教授時數等は略々同一にして、其の主なる差異は

(イ) 國語常用者の學校には朝鮮語を加ふることを得しめ、國語を常用しない者の學校に在つては朝鮮語に加へ國語を必修せしめる

(ロ) 普通學校に在つては歴史及地理に特に朝鮮に關する事項を教授せしむる

(ハ) 普通學校の修業年限は六年を本體とするが、土地の情況に依つて五年又は四年とすることが出来る

(ニ) 公立小學校は府又は學校組合に於て設置し、公立普通學校は府又は郡島學校費に於て設置する等であるが、畢竟是等の區別は兩者の國語力の差異著しく、且つ風俗習慣を同じくしない等の事情ある爲、已むを得ない事由に依つたものであるが故に、特別な事情の場合には相互に入學し得るの規定を設けて居る。又實業、專門、大學教育は内地に於ける此の種の學校と同一である。即ち内地現行の實業學校令、專門學校令又は大學令に依り、且つ内鮮人共學であつて各學校の修業年限、學科其の他の制度は全く内地と同一である。師範教育も亦内鮮人共學にして略々内地同様であるが、唯入學資格が内地に比して低く、其の修業年限は延長してある。

## 第二 教育機關の現況

### 一 一般教育機關

普通教育機關 初等教育機關たる小學校及普通學校は、昭和十年五月末現在に於て二千八百四十九校であるが、其の内譯は小學校四百九十一、教員二千三百九十一人、児童八萬四千三百九十五人で、普通學校二千三百五十八、教員一萬一千三百七十人、児童七十一萬七千四百十四人である。而して普通學校は昭和四年以降、一面一校計畫を樹てて其の増設を圖つて居るが、全鮮的に觀て略々其の完成に近づかんとして居る。次に中等學校は昭和十年五月末現在に於て高等普通學校は公私立で二十六校、女子高等普通學校は公私立で十九校ある。其の他中學校は公立十二校、高等女學校は公立二十七校、私立一校にして、公立の中學校、高等普通學校、女子高等普通學校の大多數は従前官立であつたが、大正十四年度より之を道地方費(現在に於ては道)の經營に移して公立學校とした。而して公立高等女學校は總て其の所在地の府又は學校組合の設立に係るものである。

簡易學校 朝鮮に於ける初等普通教育普及の現状と農村民度の實情とに鑑み、一般初等普通教育の普及を補ふ爲、新に簡易學校の制度を創設し、昭和九年度に於ては國庫補助の下に四百四十校を開設せしめて、之を公立普通學校に附設した。簡易學校は修業年限二年にして、修身、國語及朝鮮語、算術、職業等を必修せしむるものである。昭和十年五月末現在に於ける學校數は五百七十九校で、在學児童は三萬五千六百九十六人である。

實業學校 昭和十年五月末現在に於ける實業學校は六十四校にして、教員八百五十九人、生徒一萬七千四百四十九人である。此の外補習學校が九十八校ある。

師範學校 師範學校は制度上第一部、第二部に分れることになつて居るが、現在第一部制に依つて居る。(第一部は普通學校教員たるべき者、第二部は小學校教員たるべき者)其の修業年限は七年で普通科五年、演習科二年である。

但し女子は修業年限を六年とし、普通科で一年を短縮する。右の外修業年限五年の尋常科及修業年限一年の講習科がある。是等は何れも官立で、昭和十年五月末現在に於て四校、職員百四十人、生徒二千四百三十四人である。

**専門學校及大學** 昭和十年五月末現在に於て、専門學校は官立五校、公立二校及私立八校にして、職員五百九十人、生徒合計四千五百一人である。

大學教育は京城帝國大學官制(大正十三年勅令第三百三號)及帝國大學令に依る旨の勅令(大正十三年勅令第四百四號及同年勅令第五百五號参照)を以て公布せられ、醫學部、法文學部の二學部創立せられ、同十五年度より開學し内地の大學と全然同等にして、昭和十年五月末に於ける大學職員は二百十八人、學生六百七十五人、豫科職員二十五人、生徒三百九人である。

二 其の他の學校 朝鮮に於ては其の他種々の學校があるが、注目すべきは私立の宗教學校と書堂とである。

**私立宗教學校** 昭和十年五月末現在に於ける状況は、初等程度の私立學校中宗教學校は百六十六校で、其の生徒は三萬四百七十七人である。

書堂 書堂は恰も往時の内地の寺小屋式のもので、其の教科書は千字文、童蒙先習、啓蒙篇、通鑑、史略を始め、史記、四書、五經の書を用ひて之が素讀を授くるのを本義として居たが、近時改良書堂と稱し簡易なる普通學校に類似するものが設立せらるるに至つた。其の分布は廣く且つ數多く、各道の山間僻地に至るまで隨所に之が設立を見ない所はない。故に大正七年書堂規則を公布し、更に昭和四年之が改正を行ひ、書堂に關する一定の事項に付ては道知事の認可を受けしむることとし、以て其の指導監督に努めて居る。昭和十年三月末現在に於ける總數は六千二百九にして、生徒は十六萬一千七百七十四人である。

第二項 臺灣

第一 教育制度

一 沿革 領有當時に於ける臺灣の教育制度は、清國の教育制度と略々同一にして、臺南、臺灣(臺中)、臺北の三府に府儒學を置いて最高の學府とし、各縣に縣儒學を置き、各府縣には儒學の外に更に書堂を設け、主として學生の試験を行つて居た。此の外各地に義學、書房又は社學があり、我國往時の寺小屋式のもので、其の教授方法は漢文の讀解と習字とが主であつた。

領臺後、明治二十八年臺北に學務部假事務所が設けられ、同年九月、芝山巖學堂創立せられ、附近の兒童數名を集めて國語の教授を始め教科書を編輯した。其の後時勢の推移と島情の變遷とに伴つて幾多の改正を見たが、大正八年勅令第一號を以て臺灣教育令が制定せられ、本島に於ける臺灣人の教育組織は初めて整然となるに至つた。然し是れは内地の學制とは全然別系統にして、本島に於ける當時の實情に鑑みて制定せられたものであつた。然るに本島文化の進展に伴ひ、内臺人差別教育は臺灣の實情に副はざるものがあつたので、大正十一年教育令の全般に亘る改正を行ひ、初等教育を除く外總て内臺人共學の制度を採用した。

二 制度の概要 初等教育、師範教育を除くの外、内地の制度と全く同様のものである。詳言すれば中學校以上は全部共學を原則とし、初等教育に在つては國語を常用する者は小學校に、國語を常用しない者は公學校に入ることゝ原則とする。是れは初等教育に在つては國語使用の差異の關係上、直ちに共學制を採ることが困難なる爲である。故に本島人の子弟でも家庭に於て國語を使用せる者は小學校に入學が出来る爲、近年本島人子弟にして小學校に入

學する者が少くない。師範教育に在つては其の入學資格を尋常小學校卒業程度とし、修業年限は七年である。

## 第二 教育機關の現況

### 一 一般教育機關

**小學校及公學校** 初等教育機關たる小學校及公學校は、昭和十一年四月末現在に於て小學校百三十八(内分教場一)、教員一千四十人、兒童四萬二千九百六十八人で、公學校七百八十三(内分教場一五三)、教員六千六百六十六人、兒童四十一萬四千六百九十五人である。而して公學校は大部分修業年限六年であるが、一部分四年の公學校もある。尙是等の學校經營の費用は市、街、庄、州又は廳地方費を以て支辨し、且つ小學校には蕃地其の他交通不便の地に在る者の子弟を收容せんが爲、寄宿舎を設くるものもある。授業料は一般に徴收するを原則とするが、貧困者には免除又は減額し、一家二人以上通學のものには之を減額して居る。又寄宿者に入るものは寄宿舎費を補給し、鐵道沿線に散在する兒童の爲には無賃乗車券を發行して居る。

**中學校及高等女學校** 高等普通教育の中學校、高等女學校の二種で、州立又は廳地方費立である。昭和十一年四月末現在に於て中學校十、職員二百七十六人、生徒六千二百六十六人で、高等女學校は十三、職員三百一十人、生徒六千二百六十六人である。

**實業學校** 臺灣に於ける實業學校は農業、工業及商業の三種で、總て州立である。昭和十一年四月末現在に於て六校で、職員二百七十七人、生徒三千四百七十五人である。此の外實業補習學校は三十九校で、職員百七十八人(兼任者を含む)、生徒二千二十八人である。

**師範學校** 師範學校は小學師範部、公學師範部に分れ、小學師範部は小學教員たる者、公學師範部は公學教員たるべき者を養成して居る。

師範學校の修業年限は七年にして、普通科五年、演習科二年である。但し女子は修業年限を六年とし普通科で一年を短縮する。師範學校は孰れも官立にして、昭和十一年四月末現在に於て四校、職員百四十九人、生徒一千四百八人である。

**高等學校、專門學校及大學** 高等學校は臺北に一校あり、七年制にして昭和十一年四月末現在の職員は五十七人、生徒は五百八十三人である。專門學校は高等商業學校、高等工業學校、帝國大學附屬農林專門部及同醫學專門部の四校にして、昭和十一年四月末現在に於ける職員は二百人、生徒は八百七十九人である。

大學は臺北帝國大學として昭和三年設立せられたもので、當初文政學部、理農學部の二部であつたが、昭和十一年度より醫學部が増設された。講座數は文政學部、理農學部各二十四講座で醫學部は七講座である。昭和十一年四月末現在の職員は三百七十七人、學生は百四十一人である。

### 二 其の他の學校

**盲啞學校** 盲啞學校は臺北及臺南に各一校あり、孰れも州立である。修業年限は普通科六年、技藝科五年以内に於て、昭和十一年四月末現在の職員は二十三人、生徒は二百七十七人である。

**一般私立學校** 大正十一年新に私立學校規則を定め、同規則に依つて設立されたものが二十二校あり、昭和十一年四月末現在の教員は二百八十五人(兼任者を含む)、生徒は五千三百三十二人である。

**書房** 書房も亦大正十一年教育令の改正に伴ひ、同時に私立學校規則に依ることとなり、昭和十一年四月末現在で

其の數八十四、塾教師百二十七人、生徒三千四百四人を數へる。

### 第三項 樺太

樺太に於ける教育制度は初等教育に在つては「明治四十一年勅令第四十五號樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件」が公布せられ、大體内地の小學校令に依ると共に、之が細則に付ては内務省令を以て内地の小學校令施行規則の大部分を準用することとし、初め官立小學校、私立小學校の二系統があつたが、大正九年一齊に之を公立小學校に改め、教員の諸給與は之を國庫の負擔とする等教育制度の刷新を圖つた。又初等教育機關の普及に伴ひ中等教育機關の必要に迫られ中學校、高等女學校等の設立を見るに至つた。尙特殊の事情にある樺太の農業經營上必須なる知識技能養成の目的を以て、昭和九年七月樺太廳拓殖學校が設立せられた。今是等の概略を述べれば左の通りである。

- 一 初等教育 昭和十年度末現在に於ける公立小學校數は二百四十で、教員一千二百三十九人、兒童五萬一千八百十三人で、一校に付兒童約二百十五人、教師一人に付兒童約四十一人の割合である。
- 二 中等教育 昭和十年度末現在に於ける中等教育機關としては官立中學校三校、高等女學校四校及拓殖學校にして、生徒は中學校一千九百九十九人、高等女學校一千六百十三人、拓殖學校五十三人である。外に私立夜間中學校一、私立裁縫女學校四及公立實業補習學校九校がある。
- 三 教員養成 大正七年樺太廳大泊中學校に小學校教員講習所を置き、修業年限を一年とし、小學校尋常科准訓導以上の學力を有する者を收容して、尋常小學校本科正教員の資格を養成することとし、越えて大正十一年四月には之を

改正して中學校卒業若は之と同等以上の學力ありと認むる者を收容して、師範學校第二部に準じ小學校本科正教員を養成して來たが、昭和二年四月には更に研究科を増置して、本科卒業若は師範學校本科卒業若は特定の小學校本科正教員を收容し、略々師範學校專攻科に準じ精深なる學習を爲さしめて居る。尙樺太廳豊原高等女學校に補習科を置き、五年制高等女學校卒業以上の學力を有する者を收容し、修了後は小學校本科正教員の免許狀を與へて居る。

### 第四項 南洋群島

南洋群島に於ける教育機關としては小學校及公學校の二種があり、公學校一校の外總て官立である。前者は邦人の兒童を教育するものにして、其の程度及組織は内地の小學校と何等變るところがない。後者は島民兒童を教養するの目的とし、其の修業年限は本科三年、補習科二年である。右の外建築、木工技術を授くるを目的とする木工徒弟養成所及農業、商業、その他實業に従事せんとする者に必要なる知識技能を授くるを目的とする實業學校各一校がある。前者はパラオ、コロール公學校に附置し、公學校補習科卒業を入學資格とし、後者は之をサイパンに設置し高等小學校卒業を入學資格として居る。修業年限は何れも二年である。

今昭和十一年四月末現在に於ける概況は左の通りである。

小 學 校	學 校 數	職 員 數	兒 童 生 徒 數
二一(分教場一ヲ含ム)	一〇一		五、七〇六

第二編 所管地域 第三章 教育、社會教育、神社、宗教、衛生、社會事業及兵事 九五

第二編 所管地域	第三章 教育、社會教育、神社、宗教、衛生、社會事業及兵事	九六
公 學 校	二五（私立一ヲ含ム）	八三（私立職員二ヲ含ム）
木工徒弟養成所	一	五（三）
實業學校	一	七
		三二
		四四
		三〇五〇（私立校兒童三九ヲ含ム）

（備考）職員數括弧内は兼任者なり

尙此の外宗教學校十四校、兒童一千五百二十三人がある。

## 第二節 社會教育

### 第一朝 鮮

朝鮮に於ける社會教育の概況は左の通りである。

一 儀禮準則 朝鮮は古來禮の國として、夙に長幼の序、夫婦男女の別正しく祖先を崇敬するの風盛にして、冠婚葬祭の儀禮を重んじたるも、近來其の嚴肅なるべき儀禮も徒らに形式の末節に拘泥して、其の精神を没却せるもの多く、之が爲諸種の弊害簇出するに至つた。然れ共一般民衆は數百年來の傳統と慣習とに依り改むること能はず、朝鮮に於ける生活改善問題も自力更生問題も、其の基調を儀禮の改善に置くに非ざれば目的を達成し難きに鑑み、廣く各道官民の意見を參酌し、褥禮を避けて其の形式の合理化を圖り、嚴肅なる氣分を失はぬ様準則を制定し、國民精神作興に關する詔書渙發記念日たる昭和九年十一月十日、之を一般に發表して朝鮮の風習改善上に劃期的方針を指示した。同時に總督より諭告を發し、パンフレット、巡回講演等に依り可及的其の趣旨の徹底に努力した爲、漸

次改善するに至つた。

二 青少年の指導 朝鮮各道に於ける青年團の大部は、大正八年獨立騷擾後、一種の氣勢に煽られて設立せられたるものにして、青年團本來の目的に副はず、概ね常道を逸し穩當ならざるものが多かつたが、滿洲事變を契機として我國の國際聯盟脱退並に帝國の國力増進等に伴つて一般思想は漸次穩健に赴き、一面農山漁村の振興計畫成りて以來、青年の思想は著しく堅實に向ひ來たり、當局は又青年指導の根本方針として内容堅實なるものを一層善導誘掖して社會奉仕、地方改良等の方面に活躍せしめ、以て他團體をして之に倣はしむるの方針を明示し、地方青年並に官公吏にして青少年指導の職務に在る者を集め、地方改良、青年としての修養等に關する講習會を年々開催して青年の養成に力を致し好成績を擧げて居る。昭和十年度に於て其の施設の優良適切なるものに對して、補助金を交付せるもの九十九團體、一萬七千九百九十圓に及んで居る。

次に少年に對しては、少年團健兒教育法に依つて社會的訓練並に内鮮融和の素地を培養することとし、之が教育指導者の養成を圖る爲、昭和七年度より年々大日本少年團聯盟幹部を講師とする少年團指導者實修所を開設して來たが、將來も此の教育運動に對しては可及的助長を圖る方針である。

三 地方改良事業 農村の疲弊を匡救し、之が振興を圖る手段の一端として、各地方に於ける優良部落又は團體にして地方の教化改良に貢獻し、其の成績顯著にして一般農村の模範とするに足るもの又は將來地方改良の實績を擧げ得る見込あるものに對し、昭和二年度以來、之が獎勵の趣旨を以て補助金を交付して來たが、昭和十年度に於て補助金を交付して助成を圖りたるもの四十八個所、八千七百五十圓に及んで居る。

四 婦人教養事業 朝鮮に於ける中年以上の婦人は概して教養に乏しきを以て、模範部落其の他中心人物ある地域よ

り先づ婦人會、母姉會等を起し、可及的教養上の施設の助成を圖ることとし、毎年補助金を交付して實績を收めて居る。昭和十年度に於て優良婦人團體六十五に對し補助金五千百圓を交付した。

五 青年訓練所 朝鮮に於ける青年訓練所規程は、昭和四年十月に發布されたものであるが、漸次各地に訓練所設置せられ、昭和十年度に於ては其の數七十二、生徒數二千五百七十二人となり、中朝鮮人生徒は八百四十九人になつて居る。經費は公立五萬四百五十三圓、私立九千四百四十四圓である。

六 郷校財産 郷校財産とは文廟の祭祀及郷校の維持の爲設けられたる財産にして、主として地方儒林の鳩財及政府の下付したるもの等より成り、専ら文廟の維持と社會教化事業の施設に支出して居る。

七 經學院及明倫學院 經學院は日韓合併當時御下賜になつた二十五萬圓を基金とし、明治四十四年に設置せられたものにして、經學の講究、風教徳化の裨補を目的として、朝鮮人青年に對し儒學の教授並に人格の陶冶を圖つて居る。昭和十年度には經學院に對し國庫より九千二十五圓を補助して其の事業の助成を圖つて居る。

明倫學院の經營は地方郷校財産よりの寄附に依るものにして、昭和十年度に於ける寄附金は總額二萬五百圓にして、卒業生は二十四人、入學生は二十人となつて居る。

八 國民精神作興 緊迫せる時局に鑑み一般民衆の自覺奮起を促し、社會より弛緩せる空氣を排除し、生活を合理化し、民心を質朴剛健に赴かしむる爲、全鮮舉げて強力なる運動を起し、以て府尹、郡守、島司等を動員し、又一方には中堅青年講習會を設けて青年層の奮起を促し、或は社會教化、巡回講演を行ひ、或はパンフレット、映畫、ラヂオ等にて該趣旨の徹底を圖り、更に國民精神作興に關する詔書渙發記念日たる十一月十日には、全鮮に亘り該詔書の奉讀式を行ひ、本府よりの自力更生に關する計畫に基きて各種の教化運動を爲し、其の他凡ゆる機會を利用し

て其の效果の徹底を期して居る。

九 巡回講演 昭和十年度に於ては學識經驗ある内鮮人名士十六名を囑託の上全鮮を巡回せしめ、直接民衆と接し自力更生、民心作興、心田開發を目標として、地方の振興、生活の改善等に關する講演を爲さしめたるが、之に依り民衆の自覺心漸く高まり、其の效果見るべきものあるに至つた。

十 パンフレットの刊行頒布 社會教化、生活改善、思想善導、公民教育等に適切なる資料を蒐集して、屢々パンフレットを刊行頒布して來たが、昭和十年度に於ては特に心田開發の徹底を計る爲、パンフレット「心田の開發」數萬部を刊行した。

十一 圖書館 大正十二年に京城に圖書館を設立し、漸次巡回文庫、大衆文庫等を設置し、昭和十年度迄に官公私立圖書館の設けられるもの四十二館に及び、民衆教化に貢獻する所大なるものがあり、將來は益々之が普及發達に力を致す方針である。

十二 體育運動の奨励 體育運動は社會教育上のみならず、内鮮融和上に益する所尠からざるに鑑み、青少年及學生生徒を本位とする體育大會、その他體育奨励機關等の事業に絶えず奨励を加へ、補助金を交付して其の發達を圖つて居る。尙一般民衆體育として普及せるラヂオ體操の顯著なる實績に鑑み、關係方面一致協力して之が普及に意を用ひて居る。昭和十年度に於ける夏期ラヂオ體操會の會場數は百七十二箇所、參加者總數百十五萬八百四十七人に及んだ。

十三 心田開發運動 農山漁村に於ける經濟更生運動に多大の意を用ひる一方、精神方面の指導には宗教を振起して民衆に信仰を培養せしむることとし、宗教家、教育家、社會事業關係者等意見の交換を行ひ、宗教家の巡回講演、

ラヂオ放送等を行ひたるが、昭和十一年一月三十日「心田開發」に關する政務總監通牒を發し、以て其の根本精神を示し、次いでパンフレット「心田開發」數萬部を印刷配布した。

十四 教化團體聯合會 民間に於ける教化事業を振興して官の施設と連絡提携せしめ、更に各教化團體の協同團結を圖る爲、昭和八年 長き邊りより教化事業獎勵の思召を以て、御内帑金御下賜ありたるを機會に、各道單位に教化團體聯合會を設立し、更に前記御内帑金を基金として、其の經常費の全部を國庫より補助して朝鮮教化團體聯合會を設立し、昭和十年十月之が發會式を行つた。之を以て中央地方相應じて官の施設と提携して其の效果を見るに至るべく、國庫よりは各道の聯合會に對しても補助金を交付して其の事業を助成するの計畫がある。

十五 其他 其他社會教育上適當と認めらるる修養團、各種團體に對し六千七百七十圓を補助し、其の事業の助長發達を圖つた。尙社會教育的觀覽施設として恩賜科學館を始め、博物館、動物園、植物園等がある。

## 第二臺 灣

臺灣に於ける社會教育の概況は左の通りである。

一 國語普及 公學校教育を受けざる者又は其の半途退學者に對して、國語を普及させる目的で國語講習所及簡易國語講習所が設けられて居る。

簡易國語講習所は農閑期の一箇月乃至六箇月を會期とするもので、昭和十一年四月末現在に於て六百六十四箇所、講習生二萬四千七百六十五人で、修了者は四萬二百五十人である。

國語講習所は一箇年乃至二箇年、年百日以上之の教授をなすもので、昭和十一年四月末現在に於て二千九十四箇所、講習生十二萬五千七百九十八人で、修了者は七萬八百六十九人である。

二 一般教化施設 國語普及其他教化を目的とする團體として教化聯合會、青年團、青年訓練所、少年團、部落教化振興團體、教化委員等がある。教化聯合會は各種教化關係團體を以て組織し、相互の連絡統制を圖り以て有機的活動を爲し教化の實を期して居る。

青年團は昭和十一年五月末に於て其の數九百五十八、團員三萬六千三百二十人、青年訓練所は昭和十一年六月末に於て其の數二十六、生徒二千二十六人に及び、少年團は昭和十一年五月末に於て團體數百三十、團員五千七百三十一人である。

尙各州廳に於て青年輔導教育の充實を圖つて居るが、昭和十一年五月末に於て所數四十五箇所、生徒及教習生二萬三千三百九十二人、教師二千九百九十四人、修了者二萬二千十六人がある。中堅青年養成施設である公學校卒業生指導講習會は十五箇所、其の生徒四百八十六人、修了者三百三十二人にして、部落教化振興團體は二千六百六、教化委員は七千九百九十七人にして、部落集會所は一千五百八十箇所である。

其他社會教化事業を行ふものに高雄天主教會、孤兒院及總督府成德學院がある。前者は今より約七十年前スペイン人ドミニエなる者が創立したもので一般孤兒の教養に當り、後者は臺北市に在つて不良少年の感化教育に當つて居る。

尙臺灣教化團體聯合會、臺灣教育會、臺灣教化事業獎勵會、臺灣濟美會、伊澤財團等の外、地方廳に於ける臺北州教化聯合會、新竹州同光會、臺中州教化聯盟、臺南州共榮會、高雄州教化聯合會等の教化團體があり、宗教的教化團體は二百四十三を算する。

三 圖書館及博物館 官立圖書館には臺灣總督府圖書館があり、公立圖書館には州立二、市立五、街庄立六十八があ



三、私立は六館ある。官立博物館には文教局附屬博物館があり、公立としては臺中、臺南、嘉義に各一箇所ある。  
四、高砂族の撫育教化 總督府は高砂族の進化の程度に従ひ、緩急宜しきを制して之が保護取締の途を講じ、治安を維持すると同時に教育、衛生、交易、授産及土木等の方面に向つて鋭意努力し、以て其の向上と蕃地の開發とに努めて居る。即ち高砂族兒童の教育機關としては公學校の外、特に蕃地に於ける兒童の爲に警務局主管の教育所がある。昭和十一年四月末現在に於て教育所百八十七、在學兒童九千五百四十人を收容して居る。公學校に在學する兒童は七千八十一人で、小學校に共學する兒童も四十七人に達して居る。又醫療機關としては公醫三十五人、療養所百九十五にして専ら高砂族の診療に當らしめて居る。尙蕃地に於ける道路の開發は高砂族の教化及蕃地の開發に寄與するところが多いので、總督府は銳意道路政策に努力して居る。

### 第三條 太

樺太に於ける社會教育施設は、青年團、青年訓練所、體育運動團體、圖書館、博物館、教育會及樺太教化事業獎勵會等がある。

昭和十一年四月末に於て青年團は團體三百七十七、團員一萬三千二十三人、青年訓練所は其の數四十九、生徒二百三人にして、體育運動團體は百である。圖書館は二にして、昭和十年度中の閱覽人員は三萬九百三十三人である。博物館は一にして昭和十年度中の觀覽人員は一萬五千三百四十八人を算し、夫々教化の實を期して居る。

教育會は元各支廳の下に獨立した教育會があつたが、是等を一統するの要あるに鑑み、大正十三年新に町村毎に教育會を置き、更に支廳に管内を統一したる教育會を創設し、之を聯合して樺太廳内に樺太教育會を設置し、専ら斯道の獎勵を圖つて居る。

樺太教化事業獎勵會は大正十四年當時兩陛下御成婚二十五年の御祝儀に當り、教化事業御獎勵の思召を以て御下賜ありたる恩賜金を以て之が 聖旨に副ひ奉る爲、昭和六年設立し社會教化に盡力して居る。

### 第四 南洋群島

南洋群島に於ける社會教育施設は、南洋群島教育會、青年團、中年團、婦人會、同窓會、尙武會、島民自治會、神道敬護團及少年團等がある。

昭和十一年四月末現在に於て教育會は七、會員七百二十二人、青年團は五十八、團員五千七百十三人、中年團は五、團員百五十四人、婦人會は二、會員百六十五人、同窓會は二、會員七百二十五人、尙武會は一、會員三百人、島民自治會は一、會員二千九百六十三人、神道敬護團は一、團員百六人、少年團は一、團員三十五人あり、夫々之が目的達成に努めて居る。

## 第三節 神 社

### 第一 朝鮮

朝鮮に於ては大正四年八月、府令を以て神社に關する諸規定を發布し、次いで大正六年三月神祠の設立其の他に關する規定(府令)を設けたのであるが、爾來敬神思想の興隆に伴ひ神社制度の整備確立を促すに至りたるを以て、總督

府に於ては時勢の進運に鑑み、昭和十一年八月神社法規の全般に亘つて根本的改正を加へ、以て國幣社に關する職制其の他の確立を見、又新に道府邑面より幣帛供進の制度を確立するに至つたが、尙同時に京城神社並に釜山府鎮座龍頭山神社の兩社をば國幣小社に列格仰出された。昭和十一年十月末日現在に於ける神社の數は、官幣大社一、國幣小社二、爾餘の神社五十一、神祠二百八十七である。尙朝鮮全土の總鎮守として、京城に創建せられたる官幣大社朝鮮神宮は天照大神及明治天皇の御二柱を勸請し奉り、大正七年度より國費經營の繼續事業として工程を進め、同十四年九月を以て全部の竣功を告げ、十月十五日鎮座祭を執行せられた。爾後毎年十月十七日を以て例祭日と定められ、勅使御差遣の事に治定せられて居る。

## 第二臺 臺灣

臺灣に於ける神社は總て領臺以後の建設に係り、其の數官幣大社一、官幣中社一、縣社九、無格社十七である。又神社としての物的要素を具備しない社百三、遙拜所三あり各地に散在して居る。而して官幣大社臺灣神社は臺北市東北約一里の劍潭山の中腹に在り、大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王の四神を奉祀してある。明治三十三年內務省告示第八十一號を以て創建のこと發表せられ、翌三十四年十月鎮座式が行はれた。爾來毎年十月二十八日を例祭日と定められて居る。

## 第三樺 太

樺太に於ては明治四十四年全島鎮護の大祀として官幣大社樺太神社が建立せられ、爾來豐原、眞岡、大泊、泊居其の

他の各地に相次いで産土神社の建立を見、現在其の數は百十二社に及んで居る。而して官幣大社樺太神社の祭神は大國魂命、大己貴命、少彥名命の三柱で、明治四十四年八月豐原の東郊旭ヶ岡に鎮座せられた。毎年樺太始政記念日たる八月二十三日を以て大祭日と定められて居る。尙縣社として豐原に豐原神社、大泊に亞庭神社、眞岡に眞岡神社がある。

## 第四 南洋群島

南洋群島に於ける神社は總て大正三年軍事占領後の建設に係り、昭和十一年四月末現在に於ける數は無格社八である。是等の神社の御神體は何れも伊勢大廟より分遷し奉つたものである。

## 第四節 宗教

### 第一朝 鮮

一 變遷 朝鮮に於ける宗教は神道、佛教（在來佛教及内地佛教）、基督教の三である。  
佛教 朝鮮在來佛教は今より凡そ千六百年前、高句麗小獸林王二年支那東晉より傳はり、百濟、新羅を経て高麗の末期に至るまで歷朝の保護に依つて頗る隆昌を極めたが、李朝に至り其の隆盛に伴ひ弊害百出せるに鑑み、専ら儒學を奨励して寺刹の新設並に良民の僧侶となるを禁する等抑壓を加へた結果、特別の保護の下に在る以外の寺刹は多く荒廢に歸し復古興隆するの力なくして歲月を送つて來たが、李太王の甲午の改革に依り信教の自由を得ることとなり、更に日韓併合後明治四十四年寺刹令の施行に依つて僧侶の地位は保障せられ、寺刹の財産は其の保有を鞏

固ならしめ、數百年來沈衰せる佛教は茲に漸く蘇生の觀を呈するに至つた。爾後漸次布教、興學に努めて居り、又内地佛教各派に於ても漸次朝鮮の布教に著手するに至つて居る。昭和十年末現在に於て寺刹一千三百三十七、僧尼七千六百七十七人、信徒(朝鮮人)十六萬七千七百餘人を有して居る。

基督教 朝鮮に於ける基督教の傳播は十八世紀の中葉、朝鮮より清國に使した者が、北京に於て天主教の聖書を購入して之を傳へたのが濫觴である。初め天主教は京畿道を中心として傳播したが、其の教義が朝鮮固有の祖先禮拜の風習に反するものとして李朝の正祖は之を嚴禁し、教徒は峻刑に處し、書籍は悉く沒收し且つ輸入を禁ずる等所謂迫害時代を現出した。其の後歐米の宣教師の朝鮮に渡來したるは憲宗二年(九十八年前)佛國人ピエル・モーバンにして、其他二名の宣教師が渡來したが、壓迫は依然たるものであつた。然るに李太王十九年歐米諸國との外交關係が成立し、従つて基督教の布教を默認したので天主教も亦漸く教勢を回復し、其の後新派基督教も漸次渡來を見るに至つた。

二 宗教の現況 布教規則に依つて公に認められた宗教は神道、佛教(内地佛教及在來佛教)及基督教の三である。神道各派は天理教、神理教、金光教、神習教、大社教、扶桑教、神道、黒住教、實行教及御嶽教の十派がある。以上各派を通じて昭和十年末現在に於ける布教所は二百七十八箇所、宣布者五百三十九人、信徒十一萬五千二百餘人、内朝鮮人二萬一千餘人である。

佛教は内地佛教の眞宗、日蓮宗、淨土宗、眞言宗、曹洞宗、臨濟宗、黃檗宗、天台宗、華嚴宗に屬する二十八派と叙上の朝鮮在來の佛教とがある。

内地佛教寺院布教所は四百八十二箇所、僧尼及布教者六百十五人、信徒内地人二十五萬八千三百餘人、朝鮮人九千

五百餘人を有して居る。

基督教は明治十六年中朝鮮政府と英國との通商條約に依つて、其の禮拜堂を設け宣布することを許されて以來、各國は之が布教に従事するに至つたもので、朝鮮耶穌長老教會、天主教、基督教朝鮮監理會、聖公會等總て十七派あり、昭和十年末現在に於ける布教所四千四百九十三箇所、布教者及宣教師三千二百十六人、信徒舊教八千三百餘人、新教四十五萬三千餘人を有して居る。

## 第二 臺灣

一 變遷 臺灣に於ける宗教の主なるものは儒教、道教、佛教、基督教、神道及其他の神佛又は祖先を祭祀する團體である。

儒教 儒教は其の傳來古く、今日に於ても内地支那に於けると同様、本島社會道德の維持上に大なる勢力を有して居る。而して純然たる儒教に屬するものとしては文廟、節孝祠、祖廟等がある。

道教 道教も亦古くより傳來し島民の信仰するところであるが、純粹に道教に屬する寺廟は極めて稀にして、道教本來の神を主神本尊とするものであつても、儒教所屬の神靈又は佛教所屬の觀音等を從祀、配祀として祀つて居るものが多い。而して是等の神佛も亦殆んど道教の神の如く祭祀せられて居る。

佛教 臺灣に於ける佛教には領臺前傳來したものと領臺後傳來したものとの別がある。領臺前の佛教は南方支那の佛教と同じにして、其の寺院は大抵鼓山湧泉寺或は怡山長慶寺の末徒の開拓に係り、傳燈に於ては概ね禪宗に屬するが、内地の禪宗の如く純粹なるものではなく、其の内容は淨土に傾き坐禪の外に念佛を兼ねて居る。尙領臺前に

傳來した佛教の一派に齋教がある。明朝の頃に禪宗より變胎したものでして、教義は一般佛教と異ならないが、佛教の教義以外に儒道の教義を加味したものが多し。其の徒の僧侶と異なる點は出家せず法服を纏はず頭髪を剃らず、一般の俗人として市井に生業を営み、其の身を持すること厳正にして能く戒律を守ることである。齋教には先天、龍華、金鐘の三派がある。領臺後は内地の佛教各宗派である天臺宗、眞言宗、淨土宗、臨濟宗、曹洞宗、眞宗、日蓮宗等が、島内各地に寺院、布教所を設けて布教傳道に努めて居る。

基督教 領臺以前より布教に従事したものは天主教會、長老教會の二にして、西曆一千六百二十七年、和蘭宣教師カンチヂウスが天主教を南部臺灣に傳へ、之と前後して西班牙宣教師も北部臺灣に渡來し、銳意土蕃の教化に努め一時隆盛に趨いたが、後一千六百六十年、鄭成功の占據と共に基督教は一旦其の跡を絶つに至つた。後約二百年を経て一千八百五十九年、西班牙人は再び本島に於て天主教の布教を企て、ゼンス博士を派遣し爾來幾多宣教師の努力に依つて各地に教勢を擴張するに至つた。次いで一千八百六十五年には蘇格蘭長老教會、一千八百七十二年には加奈陀の長老教會より宣教師渡來して布教に努めた。領臺後は日本基督教會、組合教會、聖公會、ホーリネス教會、救世軍及日本メソヂスト教會の六派が布教に従事し、日本基督教會及聖公會が最も古い。

神道 神道は全く領臺後に行はれたものにして、神道十三派中現に本島に傳來したのは天理教、金光教、神習教、御嶽教、實行教、大社教、扶桑教、神理教及神道の九派にして、就中天理教の教勢が最も振つて居る。神佛又は祖先を祭祀する團體 臺灣に於ては古くより神明會及祖公會なるものがある。神明會は身分の相同じき者即ち讀書人、同業者、同郷人、同姓者等の關係に縁つて、數名乃至數百名の同志が或る神佛を祭祀するを目的とする團體にして、同時に副目的として會員相互の利益を進め、親睦を圖り、同業者間の規約を明かにし、共同財産の

利用を圖り、道路、橋梁、義渡の保存を計るなどのものである。

祖公會は略々神明會と相似たものがあるが、唯會員の資格は同姓又は同宗の者に限り、且つ祭神は必ず其の會員一同の共同祖先でなければならない。

二 宗教の現況 昭和十年末に於ける前述各宗教の現況を數字的に示せば左の通りである。

	寺院(×教務所)	布教所	住職及布教師數	信徒數
佛 教	五六	一一一	一六六	八九、三〇一
神 道	一	七八	一四〇	二七、五六四
基 督 教	三	二五六	二七一	五六、四六二

尙此の外齋堂二百三十四、寺廟三千四百六十二、神明會六千三百二十二がある。

第三 樺 太

樺太に於ける宗教は領有前はギリシヤ正教會であつたが、領有後内地の各宗派の布教師續々渡來し、各地に寺院、布教所を設けて布教傳道に努めた結果年々盛んとなり、壇徒の數も亦増加して居る。

宗派は大體神教、佛教、基督教の三にして、神教に屬するものは神道、黑住、天理、金光及大社の五派、佛教に屬するものは神宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土等、基督教には日本聖公會、日本メソヂスト教會、天主教教會、日本基督教會、救世軍及ホーリネス教會の六派がある。昭和十年末現在に於ける概況は左の通りである。

寺院及布教所

信侶及布教師

信徒數

神道	五〇	五〇	二一、三七九
佛敎	一一〇	一一七	五二、六四五
基督教	一一	一一	一、二二二

第四 南洋群島

南洋群島に於ては古來土人には特に宗教と名づくべき程のものなく、唯所謂トウテム (totem) 信仰にして或る動物を一族の祖神と爲し、又は或る植物を神聖樹として崇拜するが如きものである。

西班牙及獨領時代より基督教師の傳道の結果漸次基督教を信仰する者多く、佛敎はサイパン島及バラオ島に布教所を設け専ら布教に従事して居る。昭和十一年四月末現在に於ける概況は左の通りである。

寺院又は教會(布教所)	宣教師(修道士及傳道士を含む)	信徒數
基督教	一四一	一六五
佛敎	七	一四
天理教	二	三
		一一九

第五節 衛生

第一項 朝鮮

第一概況

朝鮮は由來傳染病や地方病の流行絶ゆることなく、又各種の寄生蟲病殊に肺チストマ、十二指腸蟲病各地に蔓延して居る状態であつたので、總督府は始政以來衛生施設の改善發達に努め、先づ飲料水の改良方法として京城水道の買収擴築を行ひ、又仁川、平壤、鎮南浦各水道の敷設を完成し、釜山、木浦、群山、元山其他市街地三十三箇所に對しては毎年多額の國費を支出して水道敷設を助成し、又各道に補助して共同井戸の掘鑿を奨励し、傳染病及獸疫の豫防に付ては毎年多額の國費を支出して機宜の措置を講じ、種痘を勵行して、著しく其の病勢を局限し、又除穢事業其他一般保健衛生の取締に付ても亦常に之を勵行し、諸般の施設の進捗と共に稍々衛生状態の面目を改むるに至つた。今傳染病に付て最近三年間の概況を示せば左の通りである。

傳染病患者及死亡者

病名	年次		
	昭和八年	昭和九年	同十年
コレラ	患者 一 死亡者 一	患者 一 死亡者 一	患者 一 死亡者 一
赤痢	患者 二、八三三 死亡者 五五三	患者 二、六九五 死亡者 五二七	患者 三、六七五 死亡者 七四九

病名	昭和八年		同九年		同十年	
	患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者
腸チフス	一七、〇七五	五、〇七五	五、六二四	八、二二四	一七、四九六	七、〇九一
バラチフス	四、九二八	三、六九五	四、七二〇	四、七二〇	四、九七	四、九七
痘	四、九二八	三、六九五	四、七二〇	四、七二〇	四、九七	四、九七
發疹チフス	一、四三九	一、四三九	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
猩紅熱	一、四三九	一、四三九	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
チフテリア	一、四三九	一、四三九	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
流行性腦脊髄膜炎	一、四三九	一、四三九	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
合計	二〇、三六九	三、五八八	二、三六四	六、八四二	一七、四九六	七、〇九一

第二 醫療機關

總督府は京城に京城帝國大學附屬醫院、京城醫學專門學校附屬醫院及鐵道病院を、全羅南道小鹿島に癩療養所たる小鹿島更生園を設け、各道には道内樞要な箇所道立醫院を設置せしめ、又疆内各地に警察醫及公醫を配置して診療に當らしめて居る。

昭和十年末の狀況を示せば、醫院百三十六（官立四、公立四六、私立八六）、醫師二千三百六十八、醫生四千四百四、限地開業醫二百六十、齒科醫七百三十二、藥劑師三百八十六、產婆一千八百六十九、看護婦一千八百七十三である。

第二項 臺灣

第一 概況

臺灣は一般に不健康地の如く解せられて居るが、衛生設備の完成と衛生思想の普及と相俟つて近年其の面目を一新し、ペストの如きは、大正七年以來全く之が發生を見ない。最近三年間の概況を示せば左の通りである。

傳染病患者及死亡者

病名	昭和八年		同九年		同十年	
	患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者
コレラ	二、四七	二、四七	二、一八	二、一八	二、五二	二、五二
赤痢	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三
腸チフス	二、〇三	二、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三
バラチフス	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三
痘	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三	三、〇三
猩紅熱	五、〇三	五、〇三	五、〇三	五、〇三	五、〇三	五、〇三
チフテリア	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三
流行性腦脊髄膜炎	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三
合計	二〇、〇一	二〇、〇一	二〇、〇一	二〇、〇一	二〇、〇一	二〇、〇一

次に衛生施設に就て觀るに、總督府は上水に關しては主要都市に水道を設け、昭和十年度末に於て既に竣功したものの九十一箇所ある。又下水に就ては本線を暗渠に、支線をU字形閉渠式とする設計を爲し、明治三十二年下水規則を發布して之が普及に努めた結果、現在に於ては如何なる小都市に於ても之が施設を見るに至つた。其の他屠畜場の設置、住宅改善、飲食物類の取締を行つて居ることは勿論である。

第二 醫療機關

臺灣に於ける昭和十年末現在に於ける主なる醫療機關は、官立醫院十五、公立醫院十八、私立醫院二百二、醫師(官衛奉職五三、官公立醫院奉職二七〇、開業醫一、一〇三、公醫二四八)、齒科醫(官衛奉職一、官公立醫院奉職一一、開業醫三二四)、藥劑師(官衛奉職一六、官公立醫院奉職五三、開業八九)、醫生二百三十三、產婆一千六百六十一、藥種商二千五百十四、製藥者二十一等である。

第三項 樺太

第一 概況

樺太には由來風土病と稱するものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見ることがあるも部分的にして、殊にコレラ、ペストの如きは未だ曾て發生を見ざる状態である。

晩近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の増加著しく、従つて交通亦頻繁を加へ各種病菌の傳播の機會多く、

傳染病は漸次増加の傾向に在る爲之が豫防撲滅に努力して居る。今最近三年間の概況を示せば左の通りである。

傳染病患者及死亡者

病名	年次		
	昭和八年	同九年	同十年
赤痢	一四二	五五	一四七
腸チフス	三六六	三六八	三二二
パラチフス	三五	二二	二六
猩紅熱	七	一一	二九
チフテリア	三八五	四三八	六一七
流行性腦炎	一	一	三
合計	一九〇	一〇五	一四三
死亡者	一	一	一

次に衛生設備としては先づ飲料水であるが、現に上水道の設備のあるものは豊原町、大泊町、泊居町、本斗町、及名好村にして、眞岡町及野田町には簡易上水道がある。其の他に在つては一般に井水、泉水又は河水を濾過して飲料に供して居る。又下水道は大泊及豊原の兩町に敷設せられて居る。

第二 醫療機關

樺太に於ける醫療機關は現在豊原、大泊及眞岡に樺太廳醫院があり、一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努め

て居る。尙管内樞要の地に開業せる醫師に公醫を命じ一定の補助を與へて居るものが七十九名ある。

昭和十年末現在に於ける醫療機關の概況は、醫師(免許一二七、假免許八二)、齒科醫(免許四七、假免許二三)、産婆(免許二三五、假免許一九)、看護婦百五、藥劑師五十一、藥種商七十五、賣藥業三十六である。

#### 第四項 南洋群島

#### 第一概況

南洋群島は熱帯圈内に在るも、氣候比較的良好にして居住に適し、他の熱帯地に見るが如き悪性の疾病少く、保健状態は佳良である。唯群島内各島嶼は多くは狭小なる珊瑚礁にして、良好なる飲料水を得ること困難なる爲、一般に貯溜天水を飲用すること、又雨量多く湿度高きこと等罹病の素因となることがある。最近三年間の概況を示せば左の通りである。

#### 傳染病患者及死亡者

病名	年次		
	昭和八年	同九年	同十年
赤痢	一〇	二〇	二
アメーバ赤痢	六	二六	三一
腸チフス	二	三	一
猩紅熱	一	二	一
計	一〇	二六	二

病名	年次		
	昭和八年	同九年	同十年
バクテリヤ	一	二五	三一
チフテリア	一	一六	三一
流行性腸胃體膜炎	一	一	一
疫痢	一	四	一
計	一〇	二四	二

#### 第二 醫療機關

大正三年領有後直ちに醫院を開き、軍醫官をして一般の診療に従事せしめ、同七年には文官たる醫官をして之に當らしめ、更に大正十一年南洋廳の設置と共に各支廳より醫院を獨立せしめて醫療機關の完備を圖り、又同十五年にはクサイ島にボナベ醫院の分院を設けた。尙毎年數回各地に巡回診療を行ひ、且つ料金に關しては昭和二年十二月には民度、富力等に依つて群島を甲、乙、丙の三地域に分け、甲を略々邦人の三分の一乃至二分の一とし、乙、丙も甲に準じ相當の差等を設けた。昭和十一年七月末現在に於ける醫院職員の設定は醫長四、醫官五、醫員十五、藥劑員七、書記三、事務員九、助手八、産婆八、看護婦二十二である。

又昭和八年四月公醫規則を制定して開業醫中より之を命じ、公衆衛生及醫事に關する事項を補助せしめて居る。

#### 第六節 社會事業

#### 第一 朝 鮮



一 罹災救助 天災地變等非常災害に因る罹災民に對しては、道費凶敷救濟費(日韓併合の際御下賜あらせられたる臨時恩賜金一千七百三十九萬圓の利子の十分の一にして、昭和十一年度豫算九萬五千四百三十五圓及恩賜罹災救助基金(明治四十五年明治天皇、大正二年照憲皇太后の崩御に際し御下賜あらせられたる三十一萬五千圓に國庫より十萬圓を補給し、計四十一萬五千圓を基金とするもの)を以て應急救助の爲、食糧(炊出を)、被服、小屋掛、治療應急救護材料及船車馬の借上等の費用を支辨する外、人の死亡、行衛不明、負傷者等に對しては弔慰又は慰藉料、家屋、船舶等の全半潰、流失、破壊等に對しては相當の復舊費、農作物の被害に對しては、種穀、材料、農具等を給與し、更に罹災激甚を極め之が爲生計を維持し難き者に對しては食糧を給與し、或は副業を奨励し又は諸種の事業を興して生活に必要な資料資金を得せしめて居る。

二 賑恤救護 大正四年及昭和三年の御大禮並に昭和二年の御大喪に際し御下賜あらせられたる御内帑金八十九萬二千四百圓を基金として、大正五年一月朝鮮總督府訓令第一號を以て恩賜賑恤資金を設定し、老幼、不具、廢疾者にして生業を營むこと能はず、而も他に頼るべき親族故舊等なき者を救助して居る。昭和十年度末現在に於ける被救助者は一千六百七十四名の多きに達して居る。

行旅病人救護 行旅病人、同死亡人の救護に對しては、日韓併合の際府郡島に御下賜あらせられたる臨時恩賜金分配殘額及其の利子二十六萬三千六百五十餘圓を基金として、大正六年四月總督府令第二十四號を以て行旅病人救護基金を設定し、事件頻發すべき主なる都會地に行旅病人救護所を設置せしめ、該資金より設置費及經常費を補助し、以て行旅病人救護の徹底を圖つて居る。而して現在の救護所設置箇所は二十六箇所に及んで居る。昭和九年度に於ける是等の取扱件数は行旅病人十萬六千六百三十五延人、行旅死亡四千八百二十一人、準行旅病人二十萬一千九百五十

六延人に達して居る。

三 方面事業 朝鮮に於て方面委員制度の設置せられたのは、昭和二年であるが、之より先既に李朝中葉以降に於て郷約と稱する方面委員制度類似の制度があり、窮民救恤、庶民徳化が行はれた。現在方面委員制度の設けられて居るのは、京城、仁川、開城、釜山、平壤の五箇所にして、委員總数は二百六十一名、昭和十年中の委員取扱件数は四萬八千三百五十五件である。

四 孤兒、窮兒、盲啞者の保護等 總督府に於ては孤兒の養育と盲啞者の教育とを掌る濟生院を設け、孤兒には農業を盲啞者には按摩又は洋服裁縫、鍼力細工等を教授し生業を與ふるに努めて居る。昭和十一年九月末現在の收容數は孤兒三百十三名、昭和十一年九月末現在に於ける盲啞者は百五名に及んで居る。尙私設孤兒院に對しては相當の補助金を交付して其の經費を助成し、孤兒、窮兒救護の徹底を圖つて居る。而して昭和十一年三月末現在に於ける全道の私設孤兒院數は二十三箇所、收容孤兒一千五百八十四名に達して居る。

不具少年の感化 不良性を有する少年を收容し感化教育を施す機關として、總督府は大正十二年永興學校を設立し、専ら兒童の感化教養と職業教授とを行ひ、將來獨立の生業を營ましむる様努力して居る。昭和十一年四月一日現在の收容人員は百二十八名(院内八十二名、院外四十六名)である。尙私設として京城に明進舎、水邑更生園、大邱に大邱警察署少年保護所、釜山に赤崎學園、平壤に更生園等があり、昭和十年度收容人員は百五十八名に達して居る。

五 福利施設 現在朝鮮に於ける福利施設の主なるものは住宅供給、公益市場、公益質屋、公益宿泊所、公益食堂、公益浴場、共同洗濯場、公益理髮場、小額生業資金貸付、職業紹介等である。而して是等の施設は概ね歐洲戰爭後

に於ける經濟的社會變動に際して施設せられたものにして爾來漸次普及發達の域に在る。

住宅供給 概近市街地に於ける住宅拂底の實情に鑑み、京城、木浦、大邱、釜山、清津、新義州及海州に於ては衛生經濟兩方面より觀て改善せられたる公營住宅を建設し住宅難の緩和に資して居るが、其の住宅數は約五百戸である。

公益市場 歐洲戰役後の施設に係り、現在公益市場を有するは京城、大邱、釜山、馬山、平壤、元山、清津、木浦、仁川、咸興、興南及羅南の各府邑等にして、市場三十箇所餘、店舗數三千五百餘、一箇年の賣上高七百二十二萬餘圓に達し、食料品其他日用品を廉價に供給し一般庶民階級の利益を圖つて居る。

公益質屋 從來全州、群山、光州三箇所に於て地方費より個人に資金を貸出し、公益的質屋を委託經營せしめて居たに過ぎなかつたが、朝鮮の現状に鑑み、市街地に於ける勞働者及下層者に對する保護施設として此の種事業實施の必要を認め、昭和四年度に於て京城、釜山、大邱、木浦、平壤の五府に、昭和五年度に於て清津、咸興、元山、新義州、平壤及京城の六府に、昭和八年度に於て、仁川、群山、大邱、釜山、興南の五府邑に、昭和十年度に於て鎮南浦府に於て府邑營の公益質屋を設置したが、今後引續き増設する豫定となつて居る。

公益宿泊所 現在此の種宿泊所を經營せるは京城、仁川、平壤、釜山、木浦の五府にして、京城府に於ては和光教團に於ても之を經營して居る。

公益食堂 釜山府に一箇所あるに過ぎない。

公益浴場 仁川府、群山府、平壤府、義州邑、鎮海邑、江陵邑の六箇所に在る。

共同洗濯場 木浦府、大邱府、釜山府、鎮南浦府、兼二浦邑、統營邑、義州邑（二箇所）の八箇所に在る。

公益理髮場 京城府に和光教團及東部隣保館の二箇所及仁川府、群山府、釜山府の各一箇所計五箇所にある。

小額生業資金貸付 朝鮮に於て大多數を占むる小農者の生活安定を圖る爲には、生業を奨め勤勞に依り自ら其の窮境を打開せしむるの必要を認め、昭和三年度より邑面をして之に必要な小額の生業資金を貸付せしむると共に、之が資金の借受者三十名内外を一團としたる勤農共済組合を部落單位に組織し、其の地方に於ける老農を推して勤農輔導委員に任じ、之を中心として組合員相警め相勵まして勤勉力行の精神を鼓舞し、以て漸次彼等の生活の安定向上を圖つて居る。而して昭和九年度迄の貸付資金額は三百四十八萬二千二百八十圓にして、之が勤農共済組合數は五千五百三十六に達し、今後漸次資金を充實し事業の擴充に努むる方針である。

職業紹介 從來府、邑、面及社會事業團體に對し職業紹介所の設置を慫慂し、之が事業を助成指導するの必要を認め、公設職業紹介所に對して補助金を交付し來つた。現在職業紹介所は公設のもの京城、仁川、群山、釜山、平壤（二箇所）、大邱、新義州、咸興、宜川の十箇所の外、私設三箇所がある。

六 内鮮融和事業 内地在住の朝鮮人數は逐年増加の趨勢に在るが、之を職業別に觀れば昭和十年末現在に於て大體勞働者四十四%、學生生徒（小學兒童を含む）八%、商業者六%、無職者三十六%の割合にして、之が分布状態は大邱府に於て最も多く、之に次いで東京、愛知、兵庫、京都、福岡、山口の諸府縣が多い。是等朝鮮人に對する保護及取締の根本方針は内地人との間に何等區別を設けざること言を俟たざるところであるが、言語、習俗等を異にする彼等に對して總て内地人同様の制度の下に取扱ふことは、却て彼等を苦しましむるの結果となるを以て、之が取扱に付特別の考慮を拂ふの必要を生じ、爲に各府縣に於ては近時朝鮮人に對する保護指導及取締に就て鋭意研究を進め、之が對策に腐心せる状況である。又朝鮮人に於ても内地人有志と相提携して内鮮融和を目的とする各種の團體を作り以て目的達成に努力して居るが、其の事業は概ね無料宿泊所、實費診療所、職業紹介所、人事相談所等である。

而して是等融和團體の主なるものを擧ぐれば東京府に於ける相愛會館、力行社、大同協會、東光一心會、内鮮婦人會、大阪府に於ける大阪府協和會、相愛會大阪本部、鶴橋内鮮自治會、大阪府朝鮮青年團、大和田内鮮同愛會、愛知縣に於ける大同會本部、勞働共濟會、進正會本部、敬愛教化團、福岡縣に於ける久留米親和會、相愛會福岡本部、丸山學院、八幡親和會、廣島縣に於ける廣島鮮友會、廣島社會協會、福山内鮮融和會、山口縣に於ける山口縣社會事業協會昭和館、和歌山に於ける和歌山縣社會事業協會融和部、神奈川縣に於ける神奈川縣内鮮協會、兵庫縣に於ける兵庫縣内鮮協會、相愛會兵庫本部等である。

## 第二臺 臺灣

一 罹災救助 臺灣罹災救助基金規則に依り、州又は廳地方費に罹災救助基金を設け此の基金より生ずる收入に依つて非常災害の場合、其の罹災者の應急救助の爲小屋掛、食糧被服の給與、治療救助、就業扶助等を行つて居る。昭和十年度に於ける罹災救助基金は、州に屬するもの六百二十一萬九千五百六十四圓、廳地方費に屬するもの百三十五萬七千七百五十四圓である。

二 廉價看護 明治三十二年臺灣窮民救助規則を制定し、之に依つて老幼、不具、廢疾者にして生業を營むこと能はず、而も他に頼るべき親族故舊なき者を救助して居る。昭和九年度に於ける被救助者は五百三十四人に達して居る。

三 方面事業 方面委員は大正十二年初めて臺北、新竹及高雄に設置せられたが、以來漸次普及發達し、昭和十年末現在に於ては施設數百八、委員數一千六百九十五名に達し、委員取扱件數は二十萬六千九百七十四件、開設以來の

總取扱件數は七十三萬八千二百九十九件の多數に上つて居る。

四 兒童保護 昭和五年以來毎年五月五日を期し、乳幼児愛護運動を起し育兒知識の徹底並に乳幼児保護に關する各種施設の普及を圖つて居る。臺北、高雄及臺東に保育機關が設けられて居るの外、全島に亘り八十五の季節託兒所が設置されて居る。

五 福利施設 福利施設の主なるものとしては無料職業紹介所、公設質舖、信用組合、公營住宅、簡易宿泊所、公共浴場等がある。

職業紹介所 公設のものは臺北、基隆、臺中、臺南及高雄の五箇所に、其他私設のものが二箇所に設置されて居る。公設質舖 臺北(二)、基隆、新竹、臺中、臺南、嘉義、高雄、屏東、彰化の各市經營のもの及宜蘭、苗栗、豐原、埔里、臺東の各街經營のもの計十五の公設質舖が設けられて居る。

信用組合 臺北、臺中、臺南、馬公の四箇所に設けられて居る。

公營住宅 臺北、基隆、臺中、高雄、屏東、臺東及馬公の七箇所に設けられて居る。

簡易宿泊所 臺北、臺中、員林、彰化、臺南、花蓮港、玉里、新城、屏東の九箇所に各公營のものが設けられ、其他私營のものが九箇所に在る。

公共浴場 州費又は廳地方費を以て州又は廳が直營するもの十四箇所、其他街庄等に依つて經營せられるもの四十三箇所に在る。

## 第三 太

行旅病人、精神病者、土人患者、收容治療患者、教育者、院外救護者及外來者を取扱ふものに、財團法人樺太慈善

院があり、主として自活し得ざる者を救済し、以て天恵を完うせしむることを目的として居る。財團法人樺太共済會は樺太に於ける住民に必要な物資の需給を調節し、兼ねて天災事變に際し罹災者を救助することを目的とする。

鰥寡、孤獨、孝子及節婦にして、貧困又は病氣の爲自活療養の途なき者に對して惠恤を行ふものに、財團法人樺太恩賜財團及樺太慈惠財團がある。又樺太保護會は刑の執行を受けたる者に對して、釋放者の保護指導等を爲して居る。以上の團體は毎年紀元節の佳辰に方つては斯業獎勵の御思召を以て御下賜金を賜り、又國庫より補助を與へて事業を助成する等指導改善に努めて居る。

次に法令に基く實施の救護事業には軍事救護、罹災救助、水難救護、行旅病人及行旅死亡人の救護並に取扱の四種がある。尙饒近本島の人口の増加と時運の發展とに伴ひ、此の種事業の發達を促すこと漸く繁く、最近豊原、大泊等主要市街地に於ては民間篤志家に依り無料宿泊所、托兒所、職業紹介所等が設置せらるるに至つたが、未だ其の基礎充分でなく、成績も亦見るべきものが無い。

樺本土着人は文化極めて低く、到底社會の競争場裡に互立し得ない爲、農業、漁業其の他に關し特殊の制度を設けて之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を獎勵して自治思想を養ひ、子弟に教育を授け、一面其の風習を尊重して保護誘掖に努めて居る。

#### 第四 南洋群島

南洋群島に於ける社會事業と目すべきものに恩賜財團慈惠會がある。本會は昭和二年二月七日大正天皇御大喪の儀

の行はるるに際し、特に慈惠救済の資に充てしむる 聖旨を以て御下賜相成りたる内帑金一千圓及一般の寄附金を基金として、同年五月二十七日設立せられたものである。而して右基金は之を永遠に保存し、基金より生ずる收入及其れ以外の寄附金其の他の收入を以て維持費に充てることとなつて居る。其の事業は一、窮民の救助救療 二、罹災者の救護 三、釋放者の保護 四、行旅病人の保護 五、其他評議員會に於て議決したる事業等にして、現在實施せる主なる事業は癩患者の養護及貧困患者の救療である。

### 第七節 兵 事

#### 第一 兵事一般

一 概説 日本臣民は法律の定むるところに従ひ兵役の義務を有するものであるが、兵役法第九條第二項及第二十三條第一項に於て「戶籍法ノ適用ヲ受クル者」と規定せられて居る關係上、外地に於て兵役の義務を有するは唯内地人のみである。従つて内地人が朝鮮人、臺灣島人の家に入りたる場合は、兵役義務は消滅するに至る爲、内地人は陸海軍の兵籍に在らざる者及兵役に服する義務なきに至りたる者又は徵兵終決處分を経て第二國民兵役に在る者に非ざれば朝鮮人、臺灣島人の家に入ることを禁ぜられて居る。

今諸兵役法規に規定せらるる外地關係の諸事項を列記して、外地に於て取扱はるる兵事事務の概要を述べれば左の通りである。

二 服役 短期現役兵の所屬部隊に付ては兵役法施行令第二十六條及同施行規則第四十六條に依り左の區分に依る。

朝鮮又は間島に在る者 卒業したる師範學校所在地又は教職に在る地に從ひ江原道、咸鏡南道、咸鏡北道及間島に在つては第十九師團長の指定する同師團歩兵聯隊、其の他に在つては第二十師團長の指定する同師團歩兵聯隊但し教育等の關係上必要あるときは此の區分が變更せらるることがある。

臺灣に在る者 臺灣軍司令官の指定する臺灣歩兵聯隊

關東州、滿洲國、(間島を除く) 又は其の地附近に在る者 第二十師團長の指定する同師團歩兵聯隊

支那に在る者 第十二師團長の指定する同師團歩兵聯隊

三 徵集 朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲に在る部隊所屬の兵員は是等の地方に徵兵區なき爲、内地に於ける一箇乃至數箇の師管又は各師管より之を徵集することに定められて居る。兵役法施行令第四十五條、同施行規則第八十九條に依れば第十九師團の兵員は主として第二及第八師管、一部は他の師管より徵集し、第二十師團の兵員は主として第四及第十六師管、一部は他の師管より徵集する。

臺灣に在る部隊の兵員は主として第六師管より、一部は他の師管より徵集する。

獨立守備隊の兵員は主として第一、第二、第三、第八及第十四師管より、一部は他の師管より徵集する。

四 徵兵検査 徵兵検査に付ては兵役法第二十九條に「徵兵検査ハ徵兵検査ヲ受クベキ者ノ本籍所在ノ徵集區ニ於テ之ヲ行フ但シ身體検査ニ限り本籍所在ノ徵集區以外ノ地ニ於テ行フコトヲ得」と定められて居る。此處に本籍所在の徵集區以外の地と謂ふは、固より内地のみならず朝鮮、臺灣、關東州、滿洲又は支那等に於て行ひ得ることを意味して居る。

朝鮮又は臺灣に在留する者にして徵兵検査を受くべき者又は關東州、支那香港、澳門若は沿海州、其の他當該地域

の附近に在留する者にして徵集を延期せられない者は、所定の手續を履んで本人の在留地附近の軍隊、地方廳又は領事館(總領事館を含む)に於て身體検査を受けることが出来る。此の徵兵身體検査には朝鮮に於ては警察署長、臺灣に於ては市尹、郡守、廳長、關東州に於ては民政署長、南滿洲鐵道附屬地に於ては警察署長が關與する關係上、在留地受檢希望者は是等地方行政官に出願することが必要である。又朝鮮船員令の適用を受ける船員に付ても、内地船員法の適用を受ける船員と同様に寄留地以外の地に於て検査を受けることを得るに至つた。

昭和十年度の海外徵兵身體検査の受檢狀況は、第十九師團長の統轄に屬する検査場(朝鮮咸興、元山)に於て八百三十六名、第二十師團長の統轄に屬する検査場(朝鮮平壤、龍山、大田、釜山)に於て二千三百六十四名、臺灣軍司令官の統轄に屬する検査場(基隆、新竹、臺北、臺南、花蓮港、高雄)に於て二千一百三十四名、關東軍司令官の統轄に屬する検査場(關東州、大連、滿洲奉天、哈爾濱)に於て六千三百五十七名、支那駐屯軍司令官の統轄に屬する検査場(天津、濟南、青島)に於て百七十二名、第十二師團長の統轄に屬する検査場(上海)に於て百九十三名、合計一萬二千五十六名に達して居る。

南洋群島に在住する者は南洋廳支廳宛願書を差出すこととなつて居る。

五 召集及簡閱點呼 兵役法施行令第三十四條に「陸軍大臣ハ朝鮮、臺灣、關東州又ハ滿洲國ニ於テ行フベキ召集及簡閱點呼ニ關シ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得」とある。右に基く陸軍召集規則第八章朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國に於ける特例に依れば、兵役法施行令中召集に規定せらるる聯隊區司令官、地方長官、警察署長及町村長の職務は、朝鮮及間島に在りては師團長、道知事、警察署長又は領事官、臺灣に在りては臺灣軍司令官、州知事、廳長、郡守、市尹又は支廳長、關東州及滿洲國に在つては、關東軍司令官、民政署長、警察署長又は領事官が之を行ふこととなつて居る。

## 第二 所管地域に於ける陸海軍

一 朝鮮 朝鮮に於ける陸軍諸部隊の最高統率機關として朝鮮軍司令部を置き、司令部は參謀、副官、經理、軍醫、獸醫及法務の六部に分れて居る。

軍司令官は陸軍大將又は陸軍中將を以て之に親補し 天皇に直隸し朝鮮に在る陸軍諸部隊（朝鮮憲兵隊を除く）を統率し朝鮮の防衛に任ずる。

第十九師團及第二十師團が之に配置せられ、司令部は前者は羅南に、後者は龍山に置かれて居る。鎮海及元山に要塞司令部を置き、司令官は朝鮮軍司令官に隸屬して居る。

京城に朝鮮憲兵隊司令部を置き、司令官は憲兵司令官に隸し朝鮮に於ける憲兵隊を統轄する。憲兵は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官、行政警察、司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を承ける。

對馬島及朝鮮の海岸海面は大正十二年四月第三海軍區に編入せられ、鎮海軍港は鎮海要港部と改稱せられた。鎮海要港部は所管警備區の防禦及警備並に所管の出師準備に關することを掌り、又所屬各部を監督する。要港部は司令部、港務部、工作部、病院等より成り、防備隊、無線電信所及警備艦船が之に附屬して居る。又仁川、鎮南浦及永興には當部に屬する燃料貯藏場がある。

鎮海要港部司令官は海軍中將又は海軍少將を以て之に補し 天皇に直隸し部下の艦船部隊を統率し又海軍大臣の命を承けて軍政を掌り、艦政に關しては佐世保鎮守府司令長官の區處を承ける。

海軍燃料廠平壤鐵業部は山口縣都濃郡所在海軍燃料廠の一部にして吳鎮守府に屬し、煉炭及石炭の生産に關するこ

とを掌る。

二 臺灣 臺灣に於ける陸軍諸部隊の最高統率機關として臺灣軍司令部を置き、司令部は參謀、副官、兵器、經理、軍醫、獸醫及法務の七部に分れて居る。

軍司令官は陸軍大將又は陸軍中將を以て之に親補し 天皇に直隸し臺灣（澎湖列島を含む）に在る陸軍諸部隊（憲兵隊を除く）を統率し臺灣の防衛に任ずる。

一定の守備區域内の警戒及防備に任ずる爲臺灣守備隊司令部を置き、司令官は臺灣軍司令官に隸し、部下軍隊を統率する。

基隆及澎湖島に要塞司令部を置き、司令官は臺灣軍司令官に隸屬して居る。

臺灣憲兵隊は軍事警察に關しては臺灣軍司令官、行政警察、司法警察に係るものは臺灣總督の指揮を承ける。

臺灣の海岸海面は第三海軍區に編入せられ、澎湖島馬公に要港部を置き所管警備區の防禦及警備並に所管の出師準備に關することを掌り、又所屬各部を監督する。要港部には司令部、港務部、工作部、病院等がある。司令官は海軍中將又は海軍少將を以て之に補し 天皇に直隸し部下の艦船部隊を統率し、又海軍大臣の命を承けて軍政を掌り艦政に關しては佐世保鎮守府司令長官の區處を承ける。

財

政

Faint, illegible text visible through the paper from the reverse side of the page.

## 第四章 財政

### 第一節 朝鮮

#### 第一歲計

一 概説 朝鮮に於ける歳計は朝鮮總督府特別會計として取扱はれ、明治四十四年以降一般會計より年々補充を仰ぎ、一時臺灣と同じく獨立計畫を實行して、大正八年度に於ては全く一般會計よりの補充金を仰がなかつたが、其の後諸般の文化施設の進展擴張の爲之が必要を生じ、大正九年度以降再び補充金を計上するに至つた。今歳計に就き其の経過を観れば左の通りである。(括弧内は國庫補充金、單位千圓)

年 度	歳 入	歳 出	同 九年度	同 十年度	同 十一年度(豫算)
明治四十四年度	五二、二八四	四六、一七二	三〇〇、九四二	(一)二、八二五	二六八、三四九
大正八年度	(一)二、三五〇	九三、〇二七	三三〇、二一九	(一)二、八二五	二八三、九五〇
昭和元年度	二一、七〇九	一八九、四七〇	三一七、八七五	(一)二、九一八	三一七、八七五

二 歳入及歳出 統監府時代以來の財政制度の整理、肅正と併合後の文化施設の進展とに伴ひ、歳入、歳出共に項目の變遷、總額の増加を見たが、昭和十年度の歳入歳出の決算に就て其の科目を擧ぐれば左の通りである。(單位千圓)



第二編 所管地域 第四章 財政

歲入

○經常部

租稅	六四、三六四
印紙收入	一八、六七〇
官業及官有財產收入	一七五、九二七
雜收入	三、四〇一
合計	二六二、三六二

○臨時部

官有物拂下代	四六六
寄附金	三八七
臨時利得稅	四三八
補充金	一一、八二六
一般會計受入金	二〇、九二三
公債金	二二五
治水事業費分擔金	三二、五九二
前年度剩餘金繰入	
國債還資金獻納金	
朝鮮醫院及濟生院特別會計收入未濟金收入	
事業費資金借入金	六七、八五七
合計	三三〇、二一九

收入濟額

歲出

○經常部

朝鮮神宮費	一、八〇〇
李王家歲費	四、五三二
總督府	三、六九八
裁判所及供託局	五、七一九
刑務所	二六、七七七
地方廳	一、八〇二
京城帝國大學	一、五一三
學校及圖書館	一、八二
警察官講習所	五〇九
農事試驗場	二四九
獸疫血清製造所	一〇三
中央試驗場	五六
種馬牧場及種羊場	一、六三八
穀物檢査所	一七五
水產試驗場	一四七
林業試驗場	三〇、〇五八
專賣局	六五、九八〇
鐵道作業費	五、五六五
警察	
合計	一三三

支出濟額

逓信費	一四、八七八
稅務監督局及稅務署	三、九五九
稅關	一、三九四
社會事業施設費	一九七
癩療養所	四八三
國債整理基金特別會計繰入	二七、〇一五
恩給負擔金	六、九三八
諸支出金	五四五
豫備金	二〇五、九七九
合計	二〇五、九七九

○臨時部

舊韓國並朝鮮軍人恩給及扶助金	四一
林野調査委員會費	四六
調査及試驗費	九三四
補助及獎勵費	二一、七八一
營繕費	四、四六四
土木費	一一、〇三五
鐵道建設及改良費	二二、八八〇
砂防事業費	五九六
地籍及地形圖整理費	八六
臨時朝鮮語獎勵費	四六
土地改良事業費	三、八五〇

第二編 所管地域

第四章 財政

國有財產調查處分費	一六四
國境稅關臨時諸費	五〇
臨時特別手當	二八九
對在外朝鮮人施設費	一、五八四
朝鮮史編纂費	七九
臨時取締費	六五九
地方土木工事指導監督費	九二
鹽田築造費	九八七
北鮮開拓事業費	二、一六八
農村經濟更生施設費	二四三
滿洲事件費	八四〇
在外研究員學費其ノ他臨時増給	二九
外國爲替管理費	一九
臨時米穀移出統制費	六三五
軍用地買收費	四
臨時利得稅徵收費	八
災害費	一、九三五
滿洲國皇帝陛下御來訪諸費	二三
思想犯罪防遏特別施設費	二九八
閑院宮外五殿下奉迎諸費	一一四
專賣局事業費補足	七七、九七九
合計	二八三、九五八

## 第二租 税

一 税制の沿革 併合以前に於ける主なる租税は地税及戸税の二種であつた。地税の課税臺帳は量案と稱し、二十年毎に課税の客體及納税主體の異動を調査して之を定むる制であり、又戸税は主要市街地以外に於て一戸を構ふる者に對し課徴せられるものであり、兩者共古來物納制であつた。然るに當路官憲は擅に課税標準を増減又は隠蔽して中央政府に詐報するを常習と爲し、之が爲國庫の收入は年々減少する狀況であつた。

我國が保護政治を行ふに至り銳意税制の整理に著手し、先づ會計法の勵行を圖り徵稅事務を改正して之を地方官の管掌より分離し、樞要の地に財務監督局及財務署を置き、而を補助機關として徵稅の衝に當らしめ、又從來の地税率に一大整理を加へ、宮内府所管の諸税を國庫に歸屬せしめ、他方諸種の新税を制定して積年の弊風を矯正し、以て人民の負擔の公平と國庫の充實とを圖ることを期し、併合後に於ても此の施設を繼承すると共に、他方文化施設の擴充に伴ふ經費膨脹に應ずる爲租税の増徴新課を行つた。

然れども從來朝鮮の租税は財政上當面の須要に應ずる爲、隨時之を制定したるものなるが故に體系整はず、課税一方に偏し、屈伸力に乏しき憾あり、之が根本的改正の必要が認められて居たが、偶々大正十四年度に於ける内地の税制整理に伴ひ、朝鮮に於ても亦大正十五年税制調査委員會を創設し、其の審議を経て(一)一般所得税を租税體系の中樞と爲し、(二)収益税の組織を整備して一般所得税の補完税と爲し、(三)消費税又は交通税等を以て租税體系を完からしめることを根本原則と爲すと共に、之が實施に當りては朝鮮の民度及經濟の實情に適合せしめ、又産業發達の狀況に鑑み税源の涵養を考慮し負擔の均衡を圖ると共に、税制に屈伸力あらしめ、財政の需要に應ぜしめ、

社會の實情に鑑み社會政策を加味する等の方針を確立した。而して右方針の下に第一次實行案を作成し、之に基き營業税及資本利子税の創設、所得税の改正、市街地及準市街地の地價改正、酒税税率の引上並に砂糖消費税及綿織物移入税の軽減を企圖し、昭和二年度より實施するに至つた。其の後約七年間租税體系の中樞たるべく決定された一般所得税は實現するに至らなかつたが、愈々昭和九年度に於て相續税、清涼飲料税と共に創設せられ、又之に關聯して地税の税率を引下ぐることとなつた。斯くして朝鮮の國稅體系は一應前記税制調査委員會に於て決議された目標にまで到達した譯である。又徵稅機關に付ては明治四十三年總督府官制の實施と共に財務監督局及財務署を廢し、府郡をして租税の課徴を行はしめ、府邑面を以て其の補助機關と爲し、道をして府郡に於ける稅務行政を監督せしめて來たが、稅務行政と一般助長行政とを同一機關をして行はしむることは種々支障あるに鑑み、昭和九年度に於て一般所得税を創設するに當り、新に稅務機關として全鮮に稅務監督局五及稅務署九十九を特設し、事務に習熟せる者をして專念稅務事務に當らしむることとした。

## 二 租税制度

所得税 大正五年所得税法の一部を施行し、同九年朝鮮所得税令の制定を爲し、朝鮮内の法人にのみ賦課したが、昭和九年五月、之を整備して個人の所得に就ても課税することとし、以て國稅體系の中樞たらしめた。改正所得税令は概ね内地の所得税法に準じて規定せられ、其の間著しき差違を認めないが、第三種所得税に付免稅點を八百圓とせること、扶養家族に對する控除額を比較的少額とせること、納期を年三回とせること、第二種及第三種共税率を大體内地現行率の半額とせること等は、朝鮮の特殊事情に鑑み設けられた特異の點である。昭和十年度の徵收額は九百二十萬一千九百七十三圓である。

**地稅** 舊韓國時代に於ける土地臺帳たる量案は、其の記載實地と符合せざるもの多く、爲に地籍の紛亂甚だしかつた爲、保護政治を行ふに方り差當り地稅徵收臺帳に關する規定を定めて當面の急に應じたが、明治四十三年併合以來土地調査を行ひ、以て土地所有權の所在を明かにすることとし、大正七年右調査の完了に伴ひ、土地の收益を基礎として算定したる土地臺帳登録の地價を課稅標準と定めた。尙古來地稅の納入は土地所有者は殆んど之に與らず、小作人に於て負擔するの舊慣があつたが、性質上直接所有者より之を徵收する方針を採り、大正二年に至り殆んど古來の舊慣を改むることを得た。地稅の稅率は從來土地臺帳登録の地價の千分の十七であつたが、昭和九年度に於て一般所得稅の創設に伴ひ、土地所得に對する負擔の過量を緩和する爲之を千分の十五に低減した。昭和十年度の徵收額は一千三百七十六萬七千七百三十一圓である。

**營業稅** 昭和二年創設せられたるものにして、朝鮮内に於て一定の營業を爲す者に課せられるものである。尙其の課稅標準は營業收益でなく、賣上、收入、請負、報償金額等、總收益を補足するに便利なる外形標準に依つて居る。昭和十年度の徵收額は百八十四萬八千四百二十三圓である。

**資本利子稅** 營業稅と共に昭和二年に創設せられたものにして、朝鮮内に於て支拂はれる公債及社債の利子に對し百分の二の課稅率である。昭和十年度の徵收額は四十七萬六千二百十六圓である。

**取引所稅** 大正十年四月より實施し、會員組織に非ざる取引所と取引所所屬の會員又は取引員とに課稅する。取引所には賣買手数料收入金額の百分の十を、會員又は取引員には賣買各約定金額に對し取引物件の區分に從ひ所定の稅率を課する。昭和十年度の徵收額は六十一萬七千二百二十九圓である。

**鑛稅** 併合前より存したる鑛區稅及鑛產稅にして、朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に賦課し、鑛產稅は鑛產物の價格百

分の一の割合を以て之を課し、(重要鑛物たる金、銀、鉛及鐵は之を除外する)鑛區稅は鑛區千坪毎に一年六十錢を課する(鑛業權設定後三年間は半額賦課とする)。昭和十年度の徵收額は百七十九萬六千九百七十六圓である。

**相續稅** 昭和九年制令第十九號朝鮮相續稅令を以て同年七月より實施し、相續の開始に因り財産の取得を爲す相続人に對し其の負擔力に應ずる課稅を爲すもので、概ね内地の相續稅法に準據せるものであるが、朝鮮に於ける親族及相續の慣習竝に家族制度の實情に付ても相當の考慮を加へてある。昭和十年度の徵收額は二十八萬二千六百六十八圓である。

**酒稅** 酒稅は明治四十二年に創設せられたるものにして、朝鮮に於ける間接稅の嚆矢である。其の後大正五年七月新に酒稅令を制定し、舊法を整理補正して賦課方法を改め、爾來經濟界の進歩發達に伴ひ大正八年三月より昭和十一年九月に至る間六回に亘りて本令の改正を行ひ、一方斯業の發達上遺憾なきを期して居る。酒稅は朝鮮内で醸造蒸餾又は再製せられ、或は朝鮮に輸入せられる酒類の石數に從つて課せられるものである。而して創設當時に於ける酒稅の收入年額は僅かに二十萬圓に過ぎなかつたものが、昭和十年度に於ては一千九百五十九萬三千四百四十四圓に達した。

**清涼飲料稅** 昭和九年三月の制定に係り、玉ラムネの稅率は内地に於けるものに比して幾分低率となつて居る。昭和十年度の徵收額は二十四萬三千二百三十九圓である。

**砂糖消費稅** 大正八年に制定せられたるものにして、課稅率は甜菜糖蜜に對するものの外内地と同様である。昭和十年度の徵收額は三百七十六萬九千三百三十九圓である。

**骨牌稅** 朝鮮骨牌稅令に依るものにして、同令は昭和六年五月より施行せられ、朝鮮内に於て骨牌を製造し又は之

を輸入する者を納税者とし、骨牌の包裹に印紙を貼用して本税を納付する。昭和十年度の徴収額は十五萬百十九圓である。

**登録税** 明治四十四年先づ會社の登録税を設定し、翌四十五年舊制を補正して朝鮮登録税令を制定し、數次の改正に依り統一整理せられたものである。不動産、船舶、船籍、海員、法人、商業、鑛業權、漁業權、財團抵當權に關し登記又は登録を爲す者に賦課せられ、收入印紙を以て納むるを原則とする。

**印紙税** 内地に於ける印紙税と等しく、財産權の設定、移轉、變更若は消滅等を證する爲に證書又は帳簿等を作成する者に課する。

**朝鮮銀行券發行税** 朝鮮銀行法に依り朝鮮銀行が保證準備發行制限高たる五千萬圓より超過して銀行券を發行した場合、其の超過額に對し年三分を下らざる割合を以て、其の都度政府に於て税率を定めることとなつて居る。昭和十年度の徴収額は三萬四千百九十六圓である。

**輸入税** 日韓併合に際し、帝國政府は爾後十箇年間從來の關稅据置を宣言し、之と共に朝鮮關稅令、朝鮮關稅定率令及朝鮮陸境關稅令等を制定して、右の宣言に抵觸せざる範圍内で數回に亘り輸移出税の撤廢、一部輸入税の免除を行ひ、以て産業貿易の發達を期した。而して大正九年八月、右關稅据置期間の満了に際して内地と共同の關稅制度に依る根本方針の下に舊法を廢止し、内地現行の關稅法、關稅定率法其の他を朝鮮に施行すると共に、當時朝鮮の民度及産業の狀態に鑑み特殊の事情あるもの、即ち煙草、綿羊、馬、鹽、礦油、コークス、木材の七品に對し法律を以て特例税率を設定した。右の中煙草は專賣實施に依り、綿羊は大正十五年關稅改正に依り共に廢止し、爾餘のものも其の後事情の變化に伴ひ特例設定の理由殆んど消滅したのみならず、之が存置の爲却て鮮内産業に悪

影響を與ふるものがあり、内鮮關稅統一の實現を期する爲、鹽は昭和五年三月、木材は昭和七年三月迄過渡的措置を講じ、其の他は昭和四年三月限り全部之を撤廢し、茲に關稅定率法の適用を受くるに至つた。

又大正九年の特例に依り陸境國境の交通の實況に鑑み、陸境國境に於ける一般の貨物の輸出又は輸入は朝鮮總督の指定する地點に於てのみ爲すべきこととし、例外として國境隣接地域内の住民が、其の地域内に於て收穫又は生産したる物品及是等の住民が作業上必要とする物品の輸出入に付ては關稅法を適用せざることとした。昭和十年度の輸入税徴収額は八百十三萬二千八百十九圓である。

**移入税** 既に内鮮間關稅の統一を見たる以上、從來の移入税は兩地間に於ける經濟交通の發達を促進し、産業の共同進歩に資する爲内鮮相互に之を撤廢することとし、内地側は大正九年八月より之を實行したが、朝鮮側に於ては當時財政計畫上、總督府歳入中重要な地位を占むる移入税の撤廢を行ふ能はず、年々延期せられたが、大正十二年内鮮經濟共通の發展を促進するの急務なるを認め、同年四月より有税移入品中財政上の理由より酒精、酒精含有飲料並に織物を除き其の他一切の物品に對する移入税の撤廢を斷行し、之と共に内鮮間の船舶貨物に對する制限は努めて之を緩和した。其の後昭和元年朝鮮稅制の改正に際し、織物中綿織物が民衆生活上の必需品にして、内地に於ては既に本品に對する消費税の撤廢を實行したる點に鑑み、民衆の負擔軽減の爲從來の税率の三分の一を減じて従價五分とし、昭和二年四月より實施したが、更に財政上の都合に依りては成る可く速に之が撤廢を爲す方針である。昭和十年度の徴収額は五百十三萬三千六百七十一圓である。

**出港税** 曩に内地に於て移入税撤廢せられ、且つ内鮮間相互に消費税制度を異にする爲、内地と異つた税率を適用する輸入貨物及消費税關係物品の内地移動に對しては出港税を徴収して内地、朝鮮間に於ける消費税及關稅の調節